令 和 元 年 旭 市 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 （12月3日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……2

開　　会……3

議長報告事項……3

会議録署名議員の指名……3

会期の決定……4

議案上程……4

議案第　1号　令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　2号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第　3号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第　4号　旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第　5号　旭市下水道事業運営協議会条例の制定について

議案第　6号　旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　7号　旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第　8号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　9号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第11号　旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号　旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号　旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１５号　旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１６号　旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１７号　旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１８号　旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
議案第２１号　飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第２２号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについて
議案第２３号　市道路線の変更について
議案第２４号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第２５号　専決処分の承認について（令和元年度旭市一般会計補正予算）
議案第２６号　専決処分の承認について（令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算）
提案理由の説明並びに政務報告……６
議案の補足説明……１４
散　　会……３７

第　２　号　（１２月６日）

議事日程……３９
本日の会議に付した事件……３９
出席議員……３９
欠席議員……３９
説明のため出席した者……３９
事務局職員出席者……４０
開　　議……４１

議案質疑……４１
議案第２４号直接審議（先議）……７４
常任委員会議案付託……７５
常任委員会陳情付託……７５
散　　会……７５

第　３　号　（１２月１０日）

議事日程……７７
本日の会議に付した事件……７７
出席議員……７７
欠席議員……７７
説明のため出席した者……７７
事務局職員出席者……７８
開　　議……７９
一般質問……７９
　１５番　伊　藤　房　代……７９
　２０番　髙　橋　利　彦……８８
　　９番　髙　木　　寛……１１８
　１２番　伊　藤　　保……１３２
散　　会……１４４

第　４　号　（１２月１１日）

議事日程……１４５
本日の会議に付した事件……１４５
出席議員……１４５
欠席議員……１４５
説明のため出席した者……１４５
事務局職員出席者……１４６
開　　議……１４７
一般質問……１４７

８番　宮　内　　保……１４７
４番　林　　晴　道……１６４
１番　片　桐　文　夫……１９１
１８番　木　内　欽　市……１９６
散　　会……２２２

第　５　号　（１２月２０日）

議事日程……２２３
本日の会議に付した事件……２２３
出席議員……２２３
欠席議員……２２４
説明のため出席した者……２２４
事務局職員出席者……２２４
開　　議……２２５
常任委員長報告……２２５
質疑、討論、採決……２２８
常任委員長陳情報告……２３３
質疑、討論、採決……２３４
事務報告……２３４
議長辞職の件……２３６
議長選挙の件……２３７
副議長辞職の件……２４０
副議長選挙の件……２４１
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件……２４４
議長報告事項……２４５
閉　　会……２４５

令和元年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和元年１２月３日（火曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会

第　２　議長報告事項

第　３　会議録署名議員の指名

第　４　会期の決定

第　５　議案上程

第　６　提案理由の説明並びに政務報告

第　７　議案の補足説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会

日程第　２　議長報告事項

日程第　３　会議録署名議員の指名

日程第　４　会期の決定

日程第　５　議案上程

日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告

日程第　７　議案の補足説明

出席議員（１７名）

１番	片　桐　文　夫	２番	平　山　清　海
３番	遠　藤　保　明	４番	林　　晴　道
６番	米　本　弥一郎	８番	宮　内　　保
９番	髙　木　　寛	１０番	飯　嶋　正　利
１１番	宮　澤　芳　雄	１２番	伊　藤　　保
１３番	島　田　和　雄	１５番	伊　藤　房　代
１６番	向　後　悦　世	１７番	景　山　岩三郎

１８番	木 内 欽 市	１９番	佐久間 茂 樹
２０番	髙 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革推進課長	井 上 保 巳	総務課長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財政課長	伊 藤 義 隆
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環境課長	木 内 正 樹	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	仲 條 義 治
子育て支援課長	石 橋 方 一	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建設課長	加 瀬 博 久	都市整備課長	加 瀬 宏 之
下水道課長	丸 山 浩	会計管理者	多 田 英 子
消防長	川 口 和 昭	水道課長	宮 負 亨
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	加 瀬 政 吉
生涯学習課長	八 木 幹 夫	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長	髙 安 一 範	事務局次長	池 田 勝 紀

開会　午前１０時　０分

○議長（向後悦世）　おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（向後悦世）　ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより令和元年旭市議会第４回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（向後悦世）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、景山岩三郎議員、20番、髙橋利彦議員、以上の２名を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（向後悦世）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 18 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 18 日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

○議長（向後悦世）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第 26 号までの 26 議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（向後悦世）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第 26 号までの 26 議案を一括上程いたします。

議案第　１号　令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　２号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第　３号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第　４号　旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第　５号　旭市下水道事業運営協議会条例の制定について

議案第　６号　旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　７号　旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第　８号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　９号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１７号　旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号　旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について

議案第２１号　飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第２２号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについて

議案第２３号　市道路線の変更について

議案第２４号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２５号　専決処分の承認について（令和元年度旭市一般会計補正予算）

議案第２６号　専決処分の承認について（令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算）

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（向後悦世）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　おはようございます。

本日、ここに令和元年旭市議会第４回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号は、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,800 万円を追加し、予算の総額を 310 億 9,400 万円とするものであります。

議案第２号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、当該職員の給与及び費用弁償について定めるものであります。

議案第３号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第４号は、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでありまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う下水道事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第５号は、旭市下水道事業運営協議会条例の制定についてでありまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、下水道事業に関する市長の諮問機関の設置について定めるものであります。

議案第６号は、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてでありまして、処理区域外受益者の接続に伴う分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第７号は、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに企業職員の給与の種類及び基準を定めるものであります。

議案第８号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、道の駅イベント広場及び芝生広場の使用料について、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号は、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、干潟保健センターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、干潟公民館の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市文書館の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者の更新制の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い下水道財政調整基金を廃止するに当たり、条例を廃止するものであります。

議案第 21 号は、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、飯岡歴史民俗資料館の施設を廃止し、展示資料を移転するため、条例を廃止するものであります。

議案第 22 号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについてでありまして、第１期中期目標期間の満了に伴い、経営の指針となる今後４年間の中期目標について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 23 号は、市道路線の変更についてでありまして、道路整備により１路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 24 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和２年３月 31 日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、宮本英一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第 25 号及び議案第 26 号は、専決処分の承認についてでありまして、議案第 25 号は、令和元年度旭市一般会計補正予算について、議案第 26 号は、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について、いずれも台風 15 号に伴う災害復旧経費等を専決処分したものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、台風 15 号による被害状況及び対応について申し上げます。

災害廃棄物の受け入れについては、旭市建設業災害対策協力会にご協力をいただき、９月 20 日に仁玉スポーツ広場を仮置き場として開設し、現在も引き続き災害廃棄物の処理を進めているところであります。

台風により被害を受けた住宅のうち、一部損壊と判定された住宅への支援制度については、災害救助法に基づく応急修理として市が 30 万円までの修繕工事を実施する制度と、応急修理の対象とならない住宅について、住宅修繕緊急支援事業として工事費の 20％を支援する

制度が新たに創設されました。

11月より修繕相談窓口を開設し、相談及び申請を受け付けているところであります。

農業被害については、農畜産物の被害額が４億 4,000 万円、農業関連施設の被害額が 16億9,800万円で、合計の被害額は21億3,800万円でありました。

被災された農業者の方が一日も早く経営再建できるよう、国の農業災害対策事業による支援を行うための手続きを進めているところであります。

次に、農業について申し上げます。

産業まつりについては、11 月 10 日、海上コミュニティ運動公園で開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、大勢の方にご来場いただき、ステージイベントや、旭が誇る食を生かした農畜水産物をはじめ、商工業製品の展示販売などで楽しんでいただくことができました。

次に、観光について申し上げます。

観光客誘致促進については、10 月 25 日に、都内で大手旅行会社など 44 団体を集めて開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向けて積極的にプロモーション活動を行ってまいりました。

また、千葉県アンテナショップが11月16日から12月14日まで、都内丸の内の商業施設内において開設されており、本市の魅力を広く発信するため、会場内専用ブースにて特産品の販売や観光のＰＲ活動を行ってまいります。

観光イベントについては、「恋する灯台へ行こう！」キャンペーンとして、10 月５日から 11 月３日まで上永井公園の飯岡灯台を背景に写真を撮影された方々を対象に、特製記念バッジ、絵はがきを配布いたしました。また、海上公民館周辺で毎年行われているスターライトファンタジーに併せて、飯岡灯台においてもライトアップを実施いたします。今後も、本市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めてまいります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、開業から４年を経過し、売上げも順調に伸びております。10 月 15 日から 27 日までの間には感謝セールを、また、26 日には創業感謝祭を開催し、豚汁や新米おにぎりの無料配布、サンマ焼きやナガラミの販売等を行い、多くのお客様に喜んでいただけたものと思っております。今後も、東総地区を代表する道の駅として、さまざまなイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております旭市戦没者追悼式については、10 月 17 日に東総文化会館において挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者 174 名のご参列をいただき、戦没者 1,864 御柱、戦災死没者 58 御柱、香取航空基地から戦場に飛び立ち帰らぬ人となった戦没者 954 御柱のみたまに対し、心から哀悼の意をささげました。

次に、子育て支援について申し上げます。

海上保育所園舎改築工事については、外構工事の一部及び基礎工事が完了し、現在は本体工事を実施しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

干潟小学校、滝郷小学校、共和小学校及び矢指小学校の屋内運動場の防災機能強化工事については、順調に進捗しており、年内の完成を予定しております。

小・中学校への空調設備設置工事については、９月までに全ての発注予定工事の契約を締結いたしました。工事は順調に進捗しており、年度末の完成を予定しております。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事については、来年度の実施を予定しておりましたが、国の学校施設環境改善交付金について、本年度への前倒しでの採択が受けられたことから、工事に関係する補正予算を本定例会に提案したところであります。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、11 月 24 日に東総文化会館小ホールにおいて開催いたしました。今年は小学生７名、中学生３名、高校生２名、一般から２名の 14 名が参加し、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができたものと思っております。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、10 月６日に東総文化会館において開催いたしました。地域に伝わるおはやしや踊りなどの継承団体、９団体 204 名による伝統のわざが披露され、会場から盛大な拍手が送られました。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

関東高等学校選抜新人陸上競技選手権大会については、10 月 19 日と 20 日に東総運動場において開催され、関東８都県の厳しい予選会を勝ち抜いた高校１、２年生のトップアスリートによる熱戦が繰り広げられました。

向太陽杯パークゴルフ大会については、10 月 23 日と 24 日に、あさひ健康パークにおいて開催し、県内外からの参加者に市内選抜選手を加えた総勢 149 名による交流試合が行われました。大会期間中は、本市の特産品や食材を提供し、食の郷の魅力を発信いたしました。

千葉県高等学校駅伝競走大会については、11 月２日に東総運動場において開催され、男女 102 チームによる熱いレースが繰り広げられました。

今後のイベントとしては、12 月 15 日に旭市民駅伝大会が東総運動場で、また、２月２日には旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されますので、大勢の方々のご声援を願うものであります。

なお、10 月 13 日に東総運動場で予定しておりました旭市民体育祭は、大勢の方々に準備等のご協力をいただきましたが、台風の影響により中止となりました。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10 月５日に収穫祭を開催し、市内外から 42 家族 165 名の参加がありました。参加者は干潟八万石のモチ米を使用した餅つき体験をはじめ、芋掘り体験、市の特産品が当たる抽せん会などで交流を深め、最後に収穫したお米を持ち帰っていただきました。

沖縄交流事業については、中城村の児童 18 名が 11 月７日と８日に本市を訪れました。初日の歓迎交流会には市内児童 20 名が参加し、児童の手づくりによる名刺の交換会や子どもみこしによる交流会などが行われました。また、翌日は、鶴巻小学校の全校児童とのふれあい交流会が行われ、お互いの親睦を深めることができました。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、用地取得が全て完了したことから、事業の早期完成に向け、さらに工事を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事委託におけるＪＲ東日本千葉支社との基本協定を 10 月に締結したことにより、本工事に着手するための準備が進められているところであります。

次に、千葉県の整備事業について申し上げます。

清滝バイパストンネル工事については、事業完了予定の来年度末の供用に向け、工事が進められているところであります。

海岸基盤整備事業については、河川開口部 10 か所のうち、昨年度までに２か所の整備が

完了しております。今年度は４か所の整備が完了し、現在工事中の１か所については今年度末に完了する予定となっております。残りの３か所については、今後工事に着手し、来年度末までに完了する予定となっております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、平成 12 年３月に供用を開始し、平成 30 年度末における供用開始済区域は 202 ヘクタール、処理区域内人口は 6,569 人となりました。この間、都市の発達と公衆衛生の向上を念頭に事業に当たってまいりましたが、下水道を取り巻く環境の変化に対応するべく、このたび地方公営企業法を適用することといたしました。これにより現在の特別会計が来年４月より公営企業会計へと移行いたします。なお、これに関係する条例を本定例会に提案したところであります。

次に、地域意見交換会について申し上げます。

これまで開催しておりました地区懇談会に代え、初めての試みとして各区の代表の方々に参加をいただき、地域意見交換会を開催いたしました。10 月 16 日には海上公民館、21 日は総合体育館サブアリーナで開催し、67 区 140 名の参加をいただきました。参加した方々から 30 件の意見や提案をいただきましたので、内容を精査し、市政に反映していきたいと考えております。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、再編実施計画に基づき、コミュニティバスのルート、ダイヤの見直し、運賃改定及びデマンド交通の導入について、旭市地域公共交通会議を開催し調査研究を重ねてまいりました。また、10 月に開催した地域意見交換会では、各区の代表の方々に対し再編の内容について説明を行ったところであります。コミュニティバスのルート、ダイヤの見直し、運賃改定及びデマンド交通については来年４月の導入に向け準備を進めているところであります。

次に、旭中央病院について申し上げます。

旭中央病院については、平成 28 年４月から地方独立行政法人に経営形態を変更した後も、地域における基幹病院としての使命を果たしているところであります。

このたび、病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標が今年度をもって期間満了となることから、旭中央病院評価委員会の意見を反映して、第２期中期目標案を作成いたしました。本定例会に関係議案を提案したところであります。引き続き、旭中央病院が地方独立行政法人としての強みを最大限に発揮し、医療機能の維持向上が図られるよ

う指示してまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事については、建物を支えるくい基礎工事が９月中旬に完了し、10 月から着手した地下の掘削工事についても 11 月下旬に完了したところであります。現在は、地下の基礎コンクリート工事を行っており、引き続き、安全に十分配慮しながら進めてまいります。

また、関連業務として、机、椅子などの什器備品をはじめ、議場のマイクシステムや庁舎内のセキュリティシステムなどについて、機能性等を踏まえながら来年度に向けて準備を進めているところであります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想については、提案された事業計画の詳細などについて最優秀提案者と検討を重ね、11 月 18 日には旭市生涯活躍のまち推進協議会へ事業計画の最終案を説明し、了承をいただいたところであります。今後、議会への説明を経て、事業者との協定を締結してまいりたいと考えております。

計画予定地については、都市計画用途地域の変更をするための農林漁業との調整に係る協議が調った旨の通知を、９月 27 日付で千葉県農林水産部長からいただいたところであります。これまで、土地改良事業の受益地からの除外や農振除外、さらには事業者募集など、慎重に検討を重ねてまいりましたが、事業計画が承認され、さらには農林漁業との調整に係る協議が済んだことで大きく前進し、構想が実現できるものと実感しております。

引き続き全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、継続を力にするという国の考え方を踏まえ、第２期策定に向け取り組んでいるところであり、その骨子について、旭市総合戦略推進委員会をはじめ、９月 30 日には議会全員協議会、さらには 10 月に開催した地域意見交換会で説明させていただき、意見等を伺ったところであります。

現在は、この骨子をさらに具体化させた素案を作成するため、基本目標を達成するための必要な施策について、庁内一丸となって検討を進めているところであります。

今後は、いただいた意見やアンケート結果、これまでの検証を踏まえ素案を作成し、議会へ説明させていただくとともに、パブリックコメントを行い、年度内に本市のまちづくりの最上位計画として策定するための作業を進めてまいります。

次に、国土強靭化地域計画について申し上げます。

国土強靭化地域計画については、第２期旭市総合戦略と一体化して策定するために脆弱性評価を再度実施し、結果の取りまとめを行ってまいります。策定に当たっては専門的見地から意見等をいただくため、内閣官房や県職員、学識経験者や市民代表等で構成された旭市国土強靭化地域計画検討委員会を設置し、検討を進める予定であります。

今後は、脆弱性評価の結果や達成状況等の検証を踏まえて必要な改定を行った上で、検討委員会や議会に対して説明を行い、意見を伺いながら、年度内の策定を目指してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（向後悦世）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明

○議長（向後悦世）　日程第７、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号、議案第 25 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　伊藤義隆　登壇）

○財政課長（伊藤義隆）　議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について及び議案第 25 号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について説明させていただきます。

補正予算書の１ページをご覧ください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ 8,800 万円を追加し、予算の総額を 310 億 9,400 万円とするものであります。

第２条の繰越明許費、第３条の債務負担行為の補正、第４条の地方債の補正につきましては、後ほど説明させていただきます。

２ページから４ページにつきましては歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、内容は事項別明細書で説明させていただきます。

５ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費です。

10 款３項中学校大規模改造事業は、市内中学校の武道場防災機能強化工事に係るもので、補助金が前倒しで採択されたことにより、年度内での完成が困難なため設定するものです。

次に、６ページをお願いいたします。

第３表、債務負担行為補正です。

５事業を新たに追加するもので、いずれも台風 15 号の被災者支援に係る利子補給及び債務保証料補助であります。

１行目につきましては、台風被害を受けた農業者が融資を受けた際の利子に対する補助です。２行目は、台風被害を受けた農業者が融資を受けた際の債務保証料に対する補助です。３行目は、台風被害を受けた漁業者が融資を受けた際の利子に対する補助です。４行目は、台風被害を受けた漁業者が融資を受けた際の債務保証料に対する補助です。一番下につきましては、被災した住宅の補修費等のために融資を受けた際の利子に対する補助です。

７ページをお願いいたします。

第４表、地方債補正です。

初めに、上の表、起債の追加です。中学校大規模改造事業は、中学校の武道場防災機能強化工事に係る起債を追加するもので、限度額は 7,070 万円です。

下の表は起債の変更です。小学校大規模改造事業は、小学校の屋内運動場防災機能強化に係る減額補正に伴い、起債の限度額を１億 3,450 万円から 7,040 万円に減額するものです。

11 ページをお願いいたします。

歳入については順を追って説明させていただきますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

13 款１項１目民生費国庫負担金 2,264 万 4,000 円の追加は、３節児童福祉費国庫負担金と、４節生活保護費国庫負担金の増で、それぞれ児童扶養手当と生活保護費の増に伴う国の負担分を計上するものです。

13 款２項３目衛生費国庫補助金 92 万 8,000 円の追加は、説明欄１、母子保健衛生費補助金の増額で、母子保健情報連携の制度改正に伴う電算システムの改修経費に対する補助金です。

５目教育費国庫補助金818万9,000円の追加は、２節小学校費国庫補助金で、小学校の屋内運動場防災機能強化工事に係る減額補正に伴い、対象となる学校施設環境改善交付金2,914万6,000円を減額し、３節中学校費国庫補助金で、中学校の武道場防災機能強化工事に係る学校施設環境改善交付金 3,733 万 5,000 円を追加することによるものです。この増減の差し引きが818万9,000円となります。

14 款２項２目民生費県補助金 688 万 8,000 円の追加は、子ども医療対策事業費補助金の増額で、子どもの入院、通院等に要する医療費の助成に対する補助金です。

12ページをお願いいたします。

18 款１項１目繰越金 3,588 万 5,000 円の追加は、留保していた前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

19 款４項１目民生費受託事業収入 39 万 6,000 円の追加は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増額で、法改正に伴う電算システムの改修経費に係るものです。

19 款５項５目雑入 647 万円の追加は、地域水産物供給基盤整備事業地元負担分の増額で、県が実施する漁港の機能保全事業に係る海匝漁協や地元市町からの負担金です。

20 款１項７目教育債 660 万円の追加は、先ほどの第４表の地方債補正で説明いたしましたが、説明欄１の下、中学校大規模改造事業債の増額分 7,070 万円から、その上、小学校大規模改造事業債の減額分6,410万円を差し引いた660万円を増額するものです。

以上で歳入の説明を終わりまして、歳出について説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

１款１項１目議会費 30 万 1,000 円の追加は、説明欄１、議会関係職員給与費の増で、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に伴う増額です。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等の趣旨に基づく職員の給与改正と、人事異動等に伴う款ごとの人件費の組み替えですので、説明は省略させていただきます。

同じく14ページの下のほうになります。

２款１項８目電子計算費616万7,000円の追加は、説明欄１、広域情報ネットワーク運用事業で、海上保育所の改築整備に伴い光回線等ネットワークを敷設するための経費を、15ページをお願いいたします、説明欄２、電算システム運用事業で、母子保健情報連携の制度改正に伴うシステム改修費と後期高齢者医療に係る法改正に伴うシステム改修費用を、それぞれ計上するものです。

17ページをお願いいたします。

下から２段目になります。

３款１項２目障害者福祉費231万6,000万円の追加は、中度心身障害者（児）医療費助成事業の増で、中度心身障害の方に対する医療扶助費の増によるものです。

19ページをお願いいたします。

下から２段目になります。

３款３項２目母子父子福祉費317万2,000円の追加は、児童扶養手当給付事業の増で、ひとり親家庭等の児童を養育する世帯に対する児童扶養手当の増によるものです。

20ページをお願いいたします。

中段になります。

３款４項２目扶助費2,878万2,000円の追加は、生活保護扶助費の増で、被保護世帯に対する扶助費のうち医療扶助費及び生活扶助費の増によるものです。

21ページをお願いいたします。

下から２段目になります。

６款３項３目漁港建設費924万4,000円の追加は、水産基盤整備事業で、県が実施する漁港の機能保全事業費の増に伴い、海匝漁協や地元市町の負担金の増額分を計上するものです。

23ページをお願いいたします。

一番下になります。

10款２項１目学校管理費１億34万4,000円の減額は、干潟小学校及び滝郷小学校の屋内運動場防災機能強化工事に係る事業費です。この事業費につきましては、当初、令和元年度に予定しておりましたが、国の補正予算において前倒しで採択となったことから、平成30年度中に同じ事業を補正予算で措置しておりましたので、今回、当初予算に計上していた分について減額をするものです。

24ページをお願いいたします。

中段になります。

10款３項１目学校管理費１億1,068万2,000円の追加は、中学校大規模改造事業で、令和２年度に予定していた第一中学校、第二中学校、海上中学校の武道場防災機能強化工事が、今年度、国の学校施設環境改善交付金事業として採択予定となったことから計上するものです。

27 ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。

表の下のほう、比較欄の計をご覧ください。

長等の期末手当 11 万 7,000 円の増は、人事院勧告等の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の年間支給率を 0.05 月引き上げることによる影響額です。

28 ページをお願いいたします。

一般職（１）総括表です。

比較欄の計をご覧ください。

今回の補正は、人事院勧告等の趣旨に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は 11 万 7,000 円の減となっております。

32 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の１、普通債の（７）教育債の行の左右中ほどをご覧いただきたいと思います。

起債額を 660 万円増額しておりますが、この内容につきましては、先ほど歳入のところでも説明させていただきましたが、小学校大規模改造事業債の減額と中学校大規模改造事業債の増額の差し引き分であります。これにより令和元年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、297 億 7,585 万 3,000 円となります。

以上で議案第１号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 25 号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和元年度旭市一般会計補正予算第３号です。

この補正予算は台風 15 号に係る災害対策として、公共施設の復旧対応や被災者支援に要する経費について 10 月 21 日に専決処分し、本議会において承認を求めるものであります。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ７億 6,800 万円を追加し、予算の総額を 310 億 600 万円としたものであります。第２条の地方債補正については、後ほど説明させていただきます。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略させていただき、内容は事項別明細書で説明させていただきます。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正です。

災害復旧事業として、小・中学校の災害復旧費の補助金対象額のうち、市負担分に対する起債を追加するものです。

７ページをお願いいたします。

歳入につきましては順を追って説明させていただきますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

13 款１項３目災害復旧費国庫負担金 910 万 1,000 円の追加は、説明欄１、公立学校施設災害復旧費負担金の新規計上で、小・中学校の災害復旧に係る費用に対する負担金です。

13 款２項３目衛生費国庫補助金 2,754 万 6,000 円の追加は、災害廃棄物処理事業費補助金の新規計上で、災害廃棄物の処理等に係る費用に対する補助金です。

４目土木費国庫補助金 6,846 万円の追加は、社会資本整備総合交付金を増額するもので、台風により一部損壊の被害を受けた住宅の修繕支援事業に対する補助金です。

14 款２項４目農林水産業費県補助金２億 7,500 万円の追加は、農業災害対策支援事業費補助金の新規計上で、被災した農業用施設の再建、修繕の経費に対する補助金です。

８ページをお願いいたします。

14 款３項２目民生費委託金 9,067 万 9,000 円の追加は、災害救助費委託金の新規計上で、災害救助法に基づく各種事業に対する委託金です。

18 款１項１目繰越金２億 9,271 万 4,000 円の追加は、留保していた前年度繰越金を補正財源として計上いたしました。

20 款市債につきましては、先ほど、第２表、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

９ページをお願いいたします。

２款１項 10 目地域振興費 451 万 6,000 円の追加は、説明欄１、コミュニティ育成事業に災害復旧分を追加するもので、台風被害を受けた各地区の集会所等の施設修繕費を補助するものです。

３款５項１目災害救助費１億 289 万 5,000 円の追加は、台風による被災住宅の応急修理に係る助成や、市民に配布したブルーシートなどの物資のほか、避難所で使用した災害用毛布のクリーニングに係る費用を計上するものです。

４款２項１目塵芥処理費 5,788 万 8,000 円の追加は、災害廃棄物処理事業の新規計上で、災害廃棄物の処分等に係る費用です。

10ページをお願いいたします。

６款１項３目農業振興費３億8,679万8,000円の追加は、農業災害対策支援事業の新規計上で、台風被害を受けたビニールハウス等の農業施設の再建、修繕に要する費用を補助するものです。

11ページをお願いいたします。

５目農地費600万円の追加は、農業集落排水事業特別会計繰出金の増によるもので、台風被害を受けた農業集落排水施設の復旧費に係る農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

８款４項１目住宅管理費１億3,692万円の追加は、被災住宅修繕支援事業の新規計上で、一部損壊の被害を受けた被災住宅の屋根等の修繕に要する費用を補助するものです。

11款１項１目民生施設災害復旧費168万5,000円の増は、説明欄１、民生施設災害復旧費で、市バス車庫の屋根などの復旧に要する費用を、12ページをお願いいたします、説明欄２、民生施設災害復旧費（児童福祉施設分）で、干潟保育所の屋根の復旧に要する費用を、それぞれ計上するものです。

11款２項２目農業用施設災害復旧費38万3,000円の増は、農産物処理加工センターなどの農業用施設の復旧に要する費用を計上するものです。

11款３項１目道路橋梁災害復旧費1,121万9,000円の増は、台風被害を受けたカーブミラー、標識の復旧に要する費用を計上するものです。

２目公営住宅災害復旧費187万円の増は、台風被害を受けた市営住宅や雇用促進住宅の復旧に要する費用を計上するものです。

13ページをお願いいたします。

11款４項１目公立学校施設災害復旧費3,455万2,000円の増は、説明欄１、公立学校施設災害復旧費で、台風被害を受けた小・中学校の建物等の復旧に要する費用を計上するもので、その下の２、公立学校設備災害復旧費で小学校の百葉箱の復旧に要する費用をそれぞれ計上するものです。

２目社会教育施設災害復旧費585万6,000円の増は、大原幽学遺跡史跡公園の建物等の復旧に要する費用を計上するものです。

３目保健体育施設災害復旧費14万9,000円の増は、第２給食センターの施設等の復旧に要する費用を計上するものです。

14ページをお願いいたします。

11款５項１目その他公共・公用施設災害復旧費1,726万9,000円の増は、説明欄１、庁

舎等災害復旧費で、市庁舎の災害復旧に要する費用を、２、商工観光施設災害復旧費で、街路灯や長熊釣堀センター等の観光施設の復旧に要する費用を、３、消防施設災害復旧費で、台風被害を受けた消防庫、消防車両の復旧に要する費用を、４、防災施設災害復旧費で、避難施設のソーラー照明等の防災施設の復旧に要する費用を、それぞれ計上するものです。

15 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の２、災害復旧費の（３）教育の行の左右中ほどをご覧ください。

起債額を 450 万円増額しておりますが、この内容につきましては第２表の地方債補正でも説明させていただきましたが、小・中学校の災害復旧費に係る補助金対象額のうち、市負担分に対する起債です。

以上で議案第 25 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中でありますが、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１０分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第２号、議案第３号と議案第８号から議案第 11 号までの６議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　伊藤憲治　登壇）

○総務課長（伊藤憲治）　議案第２号及び第３号並びに議案第８号から第 11 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第２号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、新たな一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が令和２年４月１日から施行されることに伴い制

定するものであります。条例に規定する内容につきましては、会計年度任用職員に対する給与及び支給方法等となっております。

主な内容を、条文を追って説明いたします。

初めに、第２条をご覧ください。

会計年度任用職員に支給する給与について規定しております。給料のほか、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当を支給します。なお、常勤職員に支給している扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当は支給の対象とはなりません。

次に、第３条をご覧ください。

フルタイムで勤務する会計年度任用職員の給料額の上限を、行政職給料表の２級までとすることを規定しております。

次に、第４条から第 12 条までは、フルタイム会計年度任用職員の号給の決定、給料の支給日、通勤手当や時間外勤務手当などの支給方法等について規定しております。

次に、第 13 条をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当に関し規定するもので、任期の定めが原則６か月以上の職員に対し支給することとしております。

次に、第 16 条をご覧ください。

本条から第 27 条までは、パートタイム、いわゆる短時間勤務の会計年度任用職員に対する給料や手当に相当する報酬、期末手当、費用弁償としての旅費の支給方法等について規定しております。

なお、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当についても、第 22 条において、任期の定めが原則６か月以上の職員に対し支給することとしております。

最後に、第 31 条は委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

なお、条例の施行日は、令和２年４月１日とするものです。

以上で議案第２号の補足説明を終わります。

続いて、議案第３号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、関係する本市の条例を一括して改正するものであり、改正の趣旨は、議案第２号同様、会計年度任用職員制度の創設に

よるものであります。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

それでは、新旧対照表の１ページをお願いいたします。

本条例の第１条は、旭市職員定数条例の一部改正で、当該条例の第２条の改正として、令和２年度以降は、臨時的任用職員が常勤職員と同様に定数として扱われることとなるため、文言を削除するものです。

次に、新旧対照表の２ページをお願いいたします。

本条例の第２条は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、当該条例の第３条の改正として、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とする旨の規定を加えるものです。

次に、新旧対照表の３ページをお願いいたします。

本条例の第３条は、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、当該条例の第３条第４項及び第４条第３項の改正として、会計年度任用職員が休職となった場合の休職期間及び給与の取り扱いについての規定を加えるものです。

次に、新旧対照表の４ページをお願いいたします。

本条例の第４条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、当該条例の第２条第２項第３号の改正として、地方公務員法中の規定の削除に伴い、引用規定の改正を行うものです。

次に、新旧対照表の５ページをお願いいたします。

本条例の第５条は、旭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、当該条例の第３条の改正として、パートタイム会計年度任用職員が減給処分を受けた場合に、給料に相当する報酬を減額する旨の規定を加えるものです。

次に、新旧対照表の６ページをお願いいたします。

本条例の第６条は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、当該条例の第 19 条の改正として、地方公務員法の改正により現行の臨時職員の制度がなくなるため、臨時職員に係る規定を削除するものです。

次に、新旧対照表の７ページをお願いいたします。

本条例の第７条は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。当該条例の改正内容は多岐にわたりますが、改正の趣旨としては、非常勤職員が育児休業を取得することが可能となる旨の改正であり、育児休業の取得要件や取得期間等を規定するものです。

次に、少し飛びまして、新旧対照表の 17 ページをお願いいたします。

本条例の第８条は、旭市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。主な改正は、別表第１に定める非常勤の職員の削除となりますが、特別職非常勤職員から、会計年度任用職員へ移行する職、廃止する職、非公務員へ移行する職等の整理を行うものです。

次に、議案第３号に戻っていただきまして、７ページをお願いいたします。今回提案している議案第３号のものです。

７ページの下から４行目です。

第９条は、旭市交通安全指導員設置条例を廃止する規定で、交通安全指導員の任用形態が特別職非常勤職員から非公務員となるため、条例を廃止するものです。

以上で議案第３号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号から第 10 号までは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給料及び手当の改正でありまして、関連しておりますので、一括して補足説明を申し上げます。

まず、議案第８号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の 22 ページをお願いいたします。

改正条例の第１条関係です。

第５条の期末手当を改正するもので、令和元年 12 月期の期末手当の支給率を現行の 100 分の 222.5 から 100 分の 227.5 に改め、100 分の５引き上げ、年間支給率を 100 分の 445 から 100 分の 450 とするものです。

次に、23 ページをお願いいたします。

改正条例の第２条関係です。

第２条関係はただいまの第１条関係と同じく、第５条の期末手当の支給率の改正でありまして、令和２年度以降の期末手当の支給率を、６月期及び 12 月期ともに 100 分の 225 に改め、年間支給率を 100 分の 450 とするものです。

なお、条例の施行期日は、令和元年度分を規定する第１条関係については公布の日とし、令和２年度以降を規定する第２条関係については、令和２年４月１日とするものです。

次に、24 ページと 25 ページをお願いいたします。

議案第９号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきま

しては、ただいまの議案第８号と同様に期末手当の支給率を改正するもので、改正内容も議案第８号と同様のものとなります。

続きまして、議案第 10 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の 26 ページをお願いいたします。

改正条例の第１条関係です。

第 24 条第１項、それと次の 27 ページの第 25 条第２号、28 ページの第 31 条第６項の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によるもので、地方公務員法の規定において、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない者を定めた欠格事由から、「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、本条例中の関係条文の整理を行うものです。

次に、28 ページの上のほう（１）、これは第 27 条第２項における勤勉手当の支給率の改正でありまして、令和元年 12 月期の勤勉手当の支給率を 100 分の 92.5 から 100 分の 97.5 とし、100 分の５引き上げるものです。これにより、一般職の期末手当の年間支給率は 100 分の 445 から 100 分の 450 となります。

次に、29 ページから 39 ページにかけての別表第１の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額の引き上げを行うものです。行政職給料表全体の平均改定率は 0.2％で、これにより、高卒初任給は 1,900 円、大卒初任給は 1,500 円の引き上げとなります。

次に、新旧対照表の 40 ページをお願いいたします。

改正条例の第２条関係です。

中段の 13 条は、住居手当について、人事院勧告に基づき、支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、これにより生ずる原資を用いて最高支給限度額を 1,000 円引き上げるものです。

次に 41 ページの第 27 条第２項の改正は、令和２年度以降の勤勉手当の支給率の改正でありまして、年間の支給率は変わりませんが、６月期、12 月期とも、100 分の 97.5 を 100 分の 95 に改めるものです。

次に、42 ページをお願いいたします。

改正条例の第３条関係で、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありま

す。

第７条の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、同額の改正を行うものです。

次に、44 ページをお願いいたします。

改正条例の第４条関係ですが、ただいま申し上げました第３条関係と同様、特定任期付職員に対する規定でありまして、これについても千葉県と同様の改正を行うものです。

最後に、施行期日につきましては、勤勉手当は議案第８号、第９号と同様であり、給料月額については公布の日から施行し、平成 31 年４月１日に遡及して適用いたします。

また、住居手当については令和２年４月１日から施行し、これに伴い手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、１年間、所要の経過措置を講ずるものとします。

以上で、議案第８号、第９号及び第 10 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 11 号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の 46 ページをお願いいたします。

第２条第１号の改正は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、本条例中に規定する職員の定義を改めるものです。

第 15 条第２項の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正するものですが、改正の趣旨につきましては、地方公務員法第 16 条において、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない者を定めた欠格事由から、「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、本条例中の引用条文の整理を行うものです。

以上で議案第 11 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第４号から議案第６号までと、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 20 号の６議案について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長　丸山　浩　登壇）

○下水道課長（丸山　浩）　議案第４号、第５号、第６号、第 15 号、第 16 号及び第 20 号について、各議案の補足説明の前に、下水道事業への地方公営企業法適用の経緯について申し上げます。

急速な人口減少社会に入り、下水道を取り巻く経営環境が厳しさを増す一方で、公共インフラとして整備された下水道施設は、今後、全国的に更新の時期を迎えることになります。このような状況の中、国は各事業体が安定した住民サービスを提供していくためには、公営企業会計を適用し、自らの経営や資産を正確に把握した上で、計画的な経営管理等に取り組む必要があるとの考えを示しました。

具体的には、平成 27 年１月 27 日付総務大臣通知等において、地方公営企業法を適用していない下水道事業等を重点事業に位置づけるとともに、平成 31 年度までの５年間を集中取り組み期間として定め、平成 32 年度、こちらにつきましては元号がかわりましたので、令和２年度から公営企業会計へ移行することが求められました。

これを受けまして、本市におきましても公共下水道事業と農業集落排水事業に地方公営企業法を適用いたしたく、準備を進めております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

続きまして、各議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第４号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公営企業法の規定により、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、現在、農水産課で所管しております農業集落排水事業を下水道課へ移管するものでございます。

なお、地方公営企業法の適用と農業集落排水事業の移管時期につきましては、ともに令和２年４月を予定しております。

条例の概要につきましては１ページをお開きください。

第１条では、公営企業としての事業の設置について定めております。

第２条では、経営の基本に関する事項について定めております。なお、第２項の事業規模は、下水道の事業計画に掲げたものとなっております。

第３条では、地方公営企業法の全部を適用することについて定めております。

第４条では、管理者を置かないことと、事務処理を下水道課で行うことについて定めております。

第５条では、重要な資産の取得及び処分について定めております。

２ページをお開きください。

第６条では、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除について定めております。

第７条では、議会の議決を要する負担つきの寄附等について定めております。

第８条では、下水道事業の業務の状況を説明する書類の作成と公表について定めております。

また、附則において、施行期日を令和２年４月１日とするとともに、旭市下水道事業特別会計条例並びに旭市農業集落排水事業特別会計条例の廃止及び所要の改正等を行うものでございます。

以上で議案第４号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第５号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、地方自治法第 138 条の４第３項の規定により、下水道事業の運営協議会を設置するものです。

条例の概要につきましては、１ページをお開きください。

第１条では、協議会の設置について定めております。

第２条では、公共下水道事業及び農業集落排水事業を下水道事業と定めております。

第３条では、協議会の所掌事務について定めております。

第４条では、委員の数、区分、任期等について定めております。

第５条では、会長、副会長の選出及びその職務等について定めております。

２ページをお開きください。

第６条では、協議会の会議の招集及び議事の決定等について定めております。

第７条では、協議会の委員以外の方に対する意見の聴取について定めております。

第８条から第９条では、協議会の庶務及び委任について定めております。

なお、下水道事業運営協議会においては、公営企業会計として初めてとなる令和２年度の当初予算についてご意見をいただきたく、附則において、施行期日を令和２年１月１日としております。また、旭市公共下水道事業審議会条例の廃止及び所要の改正を行うものです。

以上で議案第５号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第６号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、下水道法第 24 条第１項の規定により、公共下水道の処理区域外からの流入をする土地の所有者等を受益者として、地方自治法第 224 条の規定による分担金の徴収に関

し必要な事項を定めるものです。

条例の概要につきましては、１ページをお開きください。

第１条では、本条例の趣旨について定めております。

第２条では、条例における用語の意義について定めております。

第３条では、分担金の額について定めております。

第４条では、賦課及び徴収の方法について定めております。

第５条では、分担金の減免等について定めております。

２ページをお開きください。

第６条では、受益者に変更があった場合の取り扱い等について定めております。

第７条から第９条までは、過誤納金、延滞金及び委任について定めております。

以上で議案第６号の補足説明を終わります。

次に、議案第 15 号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表の 52 ページをお開きください。

いずれの改正も、旭市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関し、必要な事項を定めた規則を廃止し、規程に改めるものです。

以上で議案第 15 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 16 号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表の 53 ページから 58 ページをご覧ください。

いずれの改正も、下水道事業の利用手続き等に関し、必要な事項を定めた規則を廃止し、規程に改めるものでございます。

以上で議案第 16 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 20 号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、旭市下水道財政調整基金条例を廃止するものでございます。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第７号、議案第19号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長　宮負　亨　登壇）

○水道課長（宮負　亨）　それでは、議案第７号及び議案第 19 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第７号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設と併せ、令和２年４月から下水道事業の公営企業への移行に備えるため、新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、従前の旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を基にして所要の改正を行った上で、下水道事業も包括した条例とするため、条例の名称は、水道事業の部分を削除し、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例とするものでございます。また、一般職の給与条例等と合わせるため、再任用職員や育児短時間勤務代替職員ほか、災害派遣手当に関する規程等の追加などの変更も一部行うものでございます。

それでは、従前の旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例からの主な改正点についてご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。

まず、第１条は、本条例の趣旨を規定したもので、２行目、従来、旭市水道事業企業職員としていたものを、旭市企業職員と変更するものでございます。

第２条は、給与の種類でございますが、第１項で対象となる職員について、従来、水道事業企業職員としていたものを企業職員に変更するほか、会計年度任用職員等を追加するものでございます。

「地方公務員法」以降が今回追加する部分でございますが、「第 22 条の２第１項の規定により採用された職員」が会計年度任用職員で、今回の会計年度任用職員制度の創設に伴い追加するもの。以降の「同法第 28 条の５第１項又は同条の６第２項の規定により採用された職員」は再任用短時間勤務職員、「地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第１項の規定により採用された職員」は育児短時間勤務代替職員になりますが、これらは一般

職の例に合わせるため追加するものでございます。

続きまして、第２条第３項は手当の種類でございますが、一般職の給与条例と合わせて記載の順序を改めたほか、初任給調整手当を削除し、３行目の災害派遣手当を追加するものでございます。

続きまして、少し飛びますが、５ページをお願いいたします。

第 20 条は、従前の非常勤勤務職員の給与に関する規定を削除し、第１項で会計年度任用職員の手当にかかわる適用除外について、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と合わせるため、第２項は再任用職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務代替職員の手当にかかわる適用除外について、旭市一般職の職員の給与に関する条例に合わせるため、それぞれ規程を設けるものでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

附則第１項でございますが、この条例の施行日を令和２年４月１日とするものでございます。

附則第２項は、経過措置として、施行日前、施行日以後の条例の適用区分を定めるものでございます。

附則第３項は、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について規定するものでございます。

以上で議案第７号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第 19 号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者、いわゆる指定工事店の指定の更新制度が新たに導入されましたので、所要の改正を行うものでございます。

指定給水装置工事事業者の指定の更新制度につきましては、従来、指定有効期限は無期限でしたが、実態把握及び質の維持、向上を目的として、５年ごとに更新が必要となったことに伴い、更新手数料を定めるものでございます。

また、併せて、水道法施行令の一部改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準を定めた条文が第５条から第６条へ繰り下がることにより、所要の改正をするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の 62 ページをお願いいたします。後ろから２枚目になります。

まず、対照表の左側、現行の給水装置の基準違反に対する措置について、第 34 条第１項

中、水道法施行令、現行が５条を、第６条に改正するものでございます。

続きまして、右側の改正案でございますが、別表第２（条例第 30 条関係）でございますが、別表の一番下に更新手数料を新たに追加するものでございます。

左の欄の第 25 条の３の２第１項の、指定の更新を受けようとする者とは、水道法による指定給水装置工事事業者の更新を受けようとするものでございます。

右の欄の、指定給水装置工事事業者指定更新手数料１件につき１万円は、現在の新規指定手数料が１万 2,000 円であることや、国から示された算定例、また、近隣事業体の状況等を鑑みまして、１万円と定めるものでございます。

なお、条例の施行日については、令和２年１月１日とするものでございます。

以上で議案第 19 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（向後悦世）　水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 12 号、議案第 22 号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　小倉直志　登壇）

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、議案第 12 号及び第 22 号について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第 12 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

道の駅のイベント広場及び芝生広場の使用料について、その金額をテナントスペースの使用料に準じた算定方法に改めるものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表の 47 ページをご覧ください。

別表第１その１のうち、旭市道の駅の項、旭市道の駅使用料の目、単位の欄中に、１日当たりを加えまして、同目金額の欄の中で、これまで、販売額に 100 分の 30 を乗じて得た額としていたものを、使用面積１平方メートル当たり 500 円及び販売額に 100 分の５を乗じて得た額の合計額に改めるものでございます。

改正後の条例は、令和２年４月１日からの施行としております。

続きまして、議案第 22 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについて、補足説明を申し上げます。

中期目標につきましては、地方独立行政法人法第 25 条第２項に具体的に定める事項が示されております。今回は、現目標から変更した項目を中心に説明をさせていただきます。

１ページをお開きください。

前文になります。

旭中央病院が、地方独立行政法人へ経営形態を変更した後も地域の基幹病院として果たしてきた役割について、また、市が求める病院運営の基本方針を示すための中期目標であることを述べています。

次に、項目の第１、中期目標の期間ですが、令和２年４月１日から令和６年３月 31 日までの４年間となります。

次に、第２、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

２ページになります。

１、診療機能の充実のうち、ページの中段にございます（４）５疾病に対する医療水準の向上では、特にがんに関して、旭中央病院は地域がん診療連携拠点病院の指定を受けていることから、診療内容のさらなる充実に努めるよう指示するものです。

（６）高齢者医療の取組みでは、新たに高齢化に伴い増加が懸念される循環器疾患等についても、その診療内容のさらなる充実に努めるよう指示するものです。

３ページをお願いします。

（９）ＱＩ分析等による医療の質の向上は新たな項目ですが、医療の質の数値化、分析などにより医療の質の向上に努めるよう指示するものです。

次に、２、患者等のサービスの向上です。

患者サービス、接遇の向上を努めるほか、利便サービスの向上については病院周辺駐車場を含むと具体的に指示するものです。

次に、３、市の施策推進における役割の発揮です。

（２）といたしまして、市の施策への連携・協力では、アの介護、福祉の提供に関する記述のほか、イとして予防医療への取り組みを追加するものです。そして（３）ですけれども、「旭市生涯活躍のまち」への連携・協力ですが、新たに項目として掲げるものです。

次に、第３、業務運営の改善及び効率化に関する事項です。

１、ガバナンスとコンプライアンスは、項目としては新たに設けたものですが、内容としては、現目標に記述されているものに一部追加したものになります。

（１）といたしまして、組織マネジメントの充実は、法人としての運営体制は確立してきたことから、さらなる充実、強化への取り組みを求めるものです。

４ページをお願いします。

（３）の内部統制の充実は、新たな項目ですけれども、業務の適正を確保するための体制

を整備するよう指示するものです。

次に、２、働き方改革と人材確保です。

こちらも項目は新しいものですが、内容は現目標を引き継いでいるものです。

（１）働き方改革と就業環境の充実では、働き方改革関連法の遵守と、職員のワークライフバランスに配慮した環境整備に努めるよう指示するものです。

（２）職員の確保では、引き続き、医師等の確保、育成に努めるほか、オとしまして、少子高齢化対策を新たに追加し、将来、若者の労働者数の減少が懸念されることから、業務の自動化や人工知能の活用などの検討を求めるものです。

５ページをお願いします。

３、効率的・効果的な業務運営です。

（３）計画的な設備投資は新たな項目で、収支の見通しを立てた上で計画的な設備投資と実施後の効果検証を指示するものです。

以上で議案第 22 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 13 号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長　遠藤茂樹　登壇）

○健康管理課長（遠藤茂樹）　議案第 13 号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

干潟保健センターは干潟支所内に現在併設しておりますが、現在、健診会場の利用のみに限定されておりました。今回、干潟支所への干潟公民館機能の移転に併せまして廃止をするものでございます。

恐れ入りますけれども、新旧対照表の 49 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第２条の保健センターの名称及び位置の表から、旭市干潟保健センターの項を削除するも

のでございます。

以上で議案第13号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（向後悦世）　健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第26号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　宮内敏之　登壇）

○農水産課長（宮内敏之）　議案第14号及び議案第26号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 14 号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案第４号で下水道課長より補足説明がありました農業集落排水事業の公営企業法の全部を令和２年４月１日より適用いたしたく、所要の改正を行うものであります。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表の50ページをご覧ください。

主な改正点をご説明申し上げます。

第８条第２号の改正規定は、規則が廃止となり規程となるため改めるものです。

第９条の改正規定は、規程で定める定義であることを加えるものであります。

第 11 条の改正規定は、下水道事業に農業集落排水事業が入ることに伴い、工事の実施に関する定義を下水道条例の規程に改めるものです。

第12条と第13条第１項の改正規定は、第９条同様、規程で定める定義であることを加えるものであります。

この条例の施行期日は令和２年４月１日でございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算第２号になります。

この補正予算は、台風 15 号に係る災害対応として、江ケ崎地区排水施設を補修する経費について10月21日に専決処分し、本会議において承認を求めるものであります。

それでは、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 万円を追加し、予算の総額を7,900万円とするものでございます。

少し飛びますが、続いて、７ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

４款１項１目一般会計繰入金は、説明欄１の一般会計からの繰入金 600 万円を増額し、

4,129 万 6,000 円とするものでございます。

８ページをお願いいたします。

歳出になります。

２款１項１目維持管理費は、説明欄１の江ケ崎地区排水施設維持管理費の 11 節需用費のうち、維持補修費 600 万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、江ケ崎地区排水処理施設の江ケ崎山屋敷地先にありますマンホールポンプの制御盤など電気設備が台風 15 号の風雨により被災したため、復旧に要する費用を計上するものでございます。

以上で議案第 26 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 21 号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長　八木幹夫　登壇）

○生涯学習課長（八木幹夫）　議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 21 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 17 号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、干潟公民館の機能を現在改修中の干潟支所に移転するため、公民館の位置を旭市南堀之内 22 番地１から、旭市南堀之内 10 番地に改めるものであります。また、附則の旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、改修後の干潟公民館の使用料を定めるものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日とするものでございます。

次に、議案第 18 号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は旭市文書館の機能移転に伴い、文書館の位置を旭市ロの 729 番地から、旭市南堀之内 10 番地に改めるものであります。

本条例の施行日につきましても、令和２年４月１日とするものでございます。

次に、議案第 21 号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡歴史民俗資料館は、現在、郷土に関する資料の収集や保存、展示を行っている施設でございますが、市内の文化財を現在改修中の干潟支所へ集約し収蔵することにより、本資

料館はその機能がなくなること、また、施設本体も老朽化が著しいことから、施設を廃止するために、施設の設置を定めております本条例を廃止するものでございます。

また、附則は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第１中に規定している歴史民俗資料館運営協議会委員の項を削るものでございます。

本条例の施行日につきましても、令和２年４月１日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第 23 号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長　加瀬博久　登壇）

○建設課長（加瀬博久）　議案第 23 号、市道路線の変更について、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、旭市琴田字二十間地先から江ケ崎字何仕様田地先の道路整備に伴う１路線の認定区間を延伸するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第 23 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　建設課長の補足説明は終わりました。

議案第 24 号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　遠藤泰子　登壇）

○市民生活課長（遠藤泰子）　議案第 24 号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は 10 名ですが、このうち１名が令和２年３月 31 日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

推薦したい方は、旭市下永井 780 番地にお住まいの宮本英一氏、昭和 23 年 11 月 29 日生まれの方です。

宮本英一氏は、平成 23 年から人権擁護委員として積極的に活動され、温厚誠実な人柄で地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものです。

なお、人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は、令和２年４月１日から令和５年３月 31 日までの３年間となります。

以上で議案第 24 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は 12 月 6 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　１時１４分

令和元年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和元年１２月６日（金曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

第　３　常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第２４号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

日程第　３　常任委員会陳情付託

出席議員（１６名）

１番	片　桐　文　夫	２番	平　山　清　海
４番	林　　晴　道	６番	米　本　弥一郎
８番	宮　内　　保	９番	髙　木　　寛
１０番	飯　嶋　正　利	１１番	宮　澤　芳　雄
１２番	伊　藤　　保	１３番	島　田　和　雄
１５番	伊　藤　房　代	１６番	向　後　悦　世
１７番	景　山　岩三郎	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	髙　橋　利　彦

欠席議員（１名）

３番　　遠　藤　保　明

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員事務局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	髙安一範	事務局次長	池田勝紀

開議　午前１０時　０分

○議長（向後悦世）　おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（向後悦世）　日程第１、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第１号から議案第26号までの26議案を順次議題といたします。

議案第１号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○４番（林　晴道）　おはようございます。

それでは、議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について質問をいたします。

まず、議案書21ページの６款３項３目、説明欄１にございます水産基盤整備事業924万4,000円ですが、これは県が実施する漁港の機能保全事業の増に伴い、地元市が負担金を増額するというものでしたが、では、機能保全事業の内容についてお伺いをいたします。

次に、職員手当等の考え方に関して質問をいたします。

給与及び職員手当等の改正に対しては、人事院勧告の趣旨に基づきとの説明がありました。国は毎年、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いを、人事委員会を置かない市町村に対しては、都道府県人事委員会の調査結果を参考とし、適切な対応を行うよう要請をしてきています。

では、本市の人事委員会の所在と適切な対応となっているのか、その詳細を伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、21ページの水産基盤整備事業、県の事業の内容についてお答えいたします。

事業の内容は、飯岡漁港の航路と停泊地の浚渫工事に係るものになります。具体的には、浚渫工事の面積が3,100平方メートル、浚渫箇所の土質調査86地点に係る費用になるものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えをいたします。

人事委員会の所在ということについて最初お答えをいたします。

人事委員会につきましては、都道府県と政令市については設置しなければならないというふうに決まっております。また、人口10万人以上の市につきましては、人事委員会または公平委員会を設置するとなっておりまして、旭市につきましては、法律の中でその人事委員会を設置するというものはございません。したがいまして、旭市においては人事委員会を設置しておりません。

それと、勧告に基づいて適切な対応をとっているのかというのがご質問にございましたが、県の人事委員会の内容を踏まえまして、同じ改正を行っておりますので、適切な対応をとっていると考えております。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、水産基盤整備事業について、この事業は定期的に行う事業であるのか、その継続性についてと、この事業の効果というのはどのようなことを見越しての事業であるのかを伺いたいと、そのように思います。

また、次に職員手当等の考え方に関して、今回の改正に対して、地域手当についてはその趣旨ではないのか伺いたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　まず１点目、定期的に行うものかということでございますが、はい、例年行っているものでございます。

それとあと、効果はどういうものかということで、飯岡漁港は、ご承知のとおり、砂浜に面しておりますので、漂砂によりまして航路に砂が堆積して、船の航行に支障が出るケース

が毎年発生することが予想されますので、そういったものを防止するために航路の浚渫を行っているということでございます。

それとあと泊地のほう。停泊地というのは、奥のほうに船を岸壁にとめるところがあるんですけれども、そちらのほうも当然、砂のほうが漂砂によりまして堆積をいたしますので、例年、毎年のように浚渫を国の事業のほうで行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　地域手当のご質問についてお答えをいたします。

旭市におきましては、国が定める地域手当の支給地域として認められておりません。ご案内でしょうけれども、したがって、地域手当は旭市では支給をしておりません。今回の人事院勧告に基づいて給与が改定されれば、当然、地域手当のほうにはね返るものでございますが、そもそも旭市は地域手当を支給しておりませんので、その部分については当然反映されてないというところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、その職員手当の考えに関して最後にもう一点。

この間の補足説明、財政課長より説明がありました。人事院勧告の趣旨に基づくとは、再度、どのような内容のことなのかを伺い、終わりにしたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　先ほど、林議員の質問の中にもありましたが、本市は人事委員会がございませんので、千葉県人事委員会の調査結果を参考にしてということになっているため、趣旨に基づきとしましたが、改定内容につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおり、千葉県人事委員会勧告の給与改定、手当の改定額と同じであります。これをもって趣旨に基づきという言葉が適切かどうかということはありますけれども、ほかに適当な言葉が見当たらないといったことから趣旨に基づきとさせていただいているところであります。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　おはようございます。

それでは、議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について伺います。

最初に19ページ、３款３項２目の児童扶養手当給付事業の317万2,000円についてでございます。

その具体的な内容と増となった理由についてお尋ねいたします。

次に20ページ、３款４項２目の生活保護扶助費2,878万2,000円についてです。

これについてもやはり、説明のときに医療扶助費と生活扶助費について2,878万2,000円の増となったという説明があったんですけれども、その具体的な内容と増になった理由をお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　片桐議員の児童扶養手当給付事業についての質疑について回答いたします。

初めに、本事業の具体的な内容について申し上げます。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の支援をすることを目的に、監護する児童の数や所得の額に応じて手当を支給するものでございます。

続きまして、今回増額になった理由について申し上げます。

当初予算編成時に見込んでいた児童扶養手当受給者の１件当たりの支給金額が、所得要件の変更に伴いまして、実際の手当支給額が実績見込みで増額される見込みとなったために、このたび補正により対応させていただくものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　20ページ、生活保護行政についてお答えいたします。

生活保護制度による生活保護扶助費の種類でありますが、生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費、生業扶助費などがあります。ご質問の具体的な内容と増の理由でございますが、医療扶助費については、医療機関にかかった場合の費用で、生活扶助費については、衣食などの毎日の暮らしに必要な費用となります。高齢化等により被保護者の方が増加したことでこれらの費用が不足するため、補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　それでは、最初の児童扶養手当給付事業についてですけれども、予算編

成時の対象者数と今年度の見込み数についてお尋ねいたします。

それと、生活保護扶助費についてなんですけれども、これもやはり予算編成時の対象者数と見込み数についてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　それでは、再質問の２点についてお答えいたします。

当初予算編成時の対象者数と今年度の実績見込みについてということでございますが、昨年度、児童扶養手当法の改正により、今年の11月分から受給者の利便性の向上のために、手当の支給回数が従来の３回から年６回に変更となりました。その影響により、今年度に限りまして、年間15か月分の支給を要するという特例措置がございましたので、予算当初時の対象人数につきましては、１件当たりの平均人数を回答させていただきます。

当初予算編成時の対象者として、月平均530人程度を見込み、事業費を算定いたしました。今年の４月からこれまでの実績を勘案いたしましたところ、年間延べ7,900人を実績として見込んでおります。また、３億2,904万4,000円を実績見込額としております。

以上です。

○議長（向後悦世）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　予算編成時の対象者と今年度の見込み数ですが、初めに、医療扶助費の対象者ですが、当初、入院患者を19名、外来患者を297名、合わせて316名を予定しておりましたが、今年度の見込み数として、入院患者数を24名、外来患者数を324名、合わせて348名で、入院で５名、外来で27名、合わせて32名の増を見込んでいます。

次に、生活扶助費ですが、当初、333世帯、対象者数386名を予定しておりましたが、今年度の見込み数として、被保護者世帯で348世帯、被保護者数で410名、世帯数で15世帯、対象者数で24名の増加を見込んでいます。

以上です。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　生活保護扶助費についてなんですけれども、今の課長の説明ですと、生活保護扶助費の中の医療扶助費、32名の増で、2,372万4,000円という額になっているかと思うんですけれども、その点の詳しい説明をいただいて最後にしたいと思います。

○議長（向後悦世）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　それでは、医療扶助費の積算の詳しい内容でございますけれど

も、令和元年４月から９月までの実績、10月から３月までの見込み、９月までの実績の月平均見込みで計算しました。令和元年４月から９月までの実績と10月から３月の見込みを合わせまして、月平均で計算させていただきました。

以上です。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についての19ページ、子ども医療費助成事業2,798万1,000円についてでありますが、具体的な内容と増えた理由についてお尋ねします。

そして20ページ。これは今、片桐議員が質問しましたが、生活保護扶助費です。結局、高齢者が増えたからというご説明がございました。そういう中で医療扶助費、前年と比べて一人当たりどのぐらい増えているのか。

それと、今、健康保険税がだんだん上がっているというのは、医療費がかかるということで、一般の患者にもジェネリック医薬品を勧めているわけです。そういう中で生活保護者に対する指導はどうなっているのかお尋ねします。

24ページの中学校大規模改造事業１億1,068万2,000円についてでありますが、これ、第一中学校、第二中学校、それから海上中学校の武道場の防災機能強化工事との補足説明でありましたが、どのように整備を行うのか、具体的な内容についてお尋ねします。

それから、27ページ、給与費明細書についてでありますが、次のページで職員の給与明細がありますが、今回の条例改正で期末手当の改正がありました。そういう中で、職員の予算が増額または給与分の減額等があり、予算を整理してます。人数的にも整理し、調整を行っていますが、27ページの議員分は整理されていません。現在の議員数は17名ですが、20名の予算計上では大幅な不用額が生じるものと考えますが、なぜ減額をしなかったのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　ただいまの髙橋議員の子ども医療費助成事業についての質疑について回答いたします。

初めに、本事業の具体的な内容でございますが、子ども医療費助成事業は、18歳までの子どもの医療に要する費用を負担する保護者に対して、市民税の課税状況に応じて当該費用の

全部または一部を助成するものでございます。

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るための事業となっております。

続きまして、増額となった理由でございます。

中学３年生までの７月から10月までの医療費のうち、延べ入院日数が対前年度比で２倍以上も増加しております。そのため、それも含め、当初予算より月額平均約150万円程度の増額となっております。今後も引き続き増額が見込まれるものとして考えております。

また、高校生につきましても、対象者を拡大して２年目となります。制度の周知徹底が図られてきているということから、当初予算より月額平均約80万円程度の増額があります。遡及期間が２年間ということもありまして、今後も前年度分の申請、支払い分の増額が見込まれるものとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　一人当たりの年間の医療費扶助費は幾らか。補正前と補正後の比較でよろしいでしょうか。

補正前と補正後の一人当たりの医療扶助費ですが、医療扶助費予算額を単純に医療を受ける見込み人数で割り返しますと、補正前は年間で１人約101万7,000円、補正後は１人約99万1,000円となります。一人当たり約２万6,000円の減ですが、医療を受ける人の増の見込みにより補正が必要になったものでございます。

続きまして、ジェネリックの関係ですが、適切な医療を受けるため、医師の指導のもとにしておりますので、そのようにご理解をお願いします。

以上です。

○議長（向後悦世）　庶務課長。

○庶務課長（栗田　茂）　中学校大規模改造事業の具体的な事業の内容はということでございます。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事の事業概要についてご説明いたします。

まず、第一中学校武道場の主な事業内容ですが、内部については天井の改修工事、照明器具の交換工事を、外部については経年劣化した外壁のひび割れなど補修工事を予定しております。

第二中学校の武道場についても、天井の改修工事、照明器具の交換工事、スピーカーなどの落下防止対策を、外部については外壁のひび割れなどの補修工事、屋根周辺の雨漏り対策として防水工事を予定しております。

海上中学校の武道場についても、天井部の改修工事、照明器具の交換工事、外部についてはやはり外壁のひび割れの補修工事などを実施する予定であります。

いずれの各武道場の改修工事についても、天井や外壁などの非構造部材による耐震対策を実施することにより防災機能の強化を図るものであります。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　27ページの給与費明細書をひもときながら、議員の報酬を減額していないのはなぜかということでございますが、おっしゃられるとおり、20人というそのままにしております。これにつきましては、補正として現在の人数に補正するという方法も当然考えられるわけではございます。しかし、確定したわけではないということで今回補正いたしませんでした。今後、可能性としては人数が増えることもあるということで、そのままの数字にしたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは再質問を行いますが、まず19ページの子ども医療費助成事業、これは入院が倍になったということは何か理由があるのかお尋ねをします。

それから、20ページの生活保護の関係です。ジェネリックのことはいいんですが、生活保護者はかなり医療費がかかるという話が出ております。そしてその原因は、生活保護者、何ていいますか、仕事がないから暇だから、よく病院へ行くということがあるんですが、そんな中で一般の方と比較して医療費どうなっているのかお尋ねします。

それから、24ページ、中学校の大規模改造事業でございますが、どこも天井を直しているということなんですね。それで、数年前に天井の崩落事故がかなりあった中で、旭市でも学校の天井を撤去しているところがございます。そんな中でこの天井の改修というのは、結局撤去しているのか、それともまた新しくやっているのかお尋ねします。

それから、27ページの給与明細の関係でございますが、これは確定しないという中で、また20人になるかもしれないと。今、そういうことであったんですが、補欠選挙を見越した中で直さないということなんですか。その辺お尋ねします。選挙を見越した中で改正しないとなれば、どういうことなのか、それをお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　ただいまの髙橋議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど、中学生以下の入院にかかる医療費が２倍以上ということでございますが、その中でも特に社会保険加入者の方でゼロ歳児の入院日数が７月から10月、平均で約260日、前年と比べると約3.5倍。前の年は延べ100日にも満たないのが、今年度に限って延べ260日と増えておりますので、それがそのまま見込まれるということで不足するということでございます。

また高校生につきましても、定期的に10万円程度の申請が来る方もいますので、そういったのも見込んで今回補正ということでなっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　それでは、医療費について、一般の方と比較してどうなのでしょうかというご質問にお答えします。

一般の方の医療費と比較した資料はございませんが、生活保護者の半数以上が高齢の方の世帯でありますので、そうしますと、一般の世帯よりも高い医療費になると思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　庶務課長。

○庶務課長（栗田　茂）　天井を直すという工事を全市的にやっております。こちらにつきましては、東日本大震災の非構造部材の落下に伴う事故が多数発生したというところにおきまして、全国的に文部科学省のほうが調査をいたしましてリストアップをされたところでございます。その中で旭市でも、まずは体育館の天井材の改修、それと照明が振れて落ちるとかというものの振れ止めの工事、スピーカーの転落を防止するための転落防止の措置、そういうものとあと、老朽化に伴い外壁が崩れて落ちて被害が出るというところが非構造部材での事業になってきております。

その中で体育館の天井につきましては、技術基準に適合しない部分につきましては撤去してございます。今回の武道場につきましては、天井材につきまして一度撤去したものを、軽量なものに造り変えるということで計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　議員の人数について、選挙を見越したのかというようなご質問がございました。決して選挙を見越して補正しなかったというわけではございません。あくまでも可能性ということで20人のままにしたということですので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、３回目の質問です。

まずは24ページです。武道場ということですから体育館とは若干違うと思うんですが、体育館は崩落事故があった中で、例えば萬歳小学校も、せっかく体育館に屋根裏天井があるわけです。それが危険だからってとったわけなんです。そういう中で、危険を見越した中で、どういう基準で改修したり撤去したりするのか、その辺お尋ねします。

それから給与費明細書です。補欠があることを見越してということですが、この補欠というのはいつあるか分からないわけですよね。そうでしょう。あしたあるか、またないかもしれない。しかしながら、こういうのはやはりその時々によって、17なら17にしたっていいと思う。それで補欠があれば、また20に直してもいい。

予算を含めて、みんなそういう方式でやっているんじゃないかと思うんですが、いかがなものかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　庶務課長。

○庶務課長（栗田　茂）　どのような基準でというところでございました。

天井材につきましては、天井を吊る吊り金具の間隔、それとその吊り金具が垂直にできているか、垂直にできている吊り金具に対して振れ止めがとってあるかとか、そういうところとあと、天井材の単位面積当たりの重さが平米２キログラムを超えないものというふうな技術基準が震災以降にでき上がっております。ですからそれを基に現地調査を行って、適合していない部分につきましては撤去、改修どちらにするかというところを検討いたしまして、撤去するところは撤去、撤去しないでつけ替えにするというところにつきましてはつけ替えというような形を考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　議員の報酬につきまして、その時々で補正を組めばいいのではないかというご質問でございます。

確かにそういった手法もあるというのを冒頭でも申し上げたところでございます。ただ、

人件費につきまして、何度も補正を出すのもいかがかなということで今回は最小限ということでとどめたところでございますが、今後の検討ということでとどめさせていただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　議案第２号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてお尋ねします。

これにつきましては、答弁しやすいように、説明しやすいように、何点かに分けてお伺いします。

まず１点目、これは働き方改革による同一労働、同一賃金に伴う条例制定なのか。

２点目は、対象者はフルタイム勤務で、１年契約者のみなのか。例えば半年の人は対象にならないのか。

それから３番目は、この対象者の人数。

それから４点目は、給料は臨時職員給料などと比較して、改正後はどのようになるのか。

５点目は、期末手当等の支給率について。

６点目は、給与――全て含んだもの、これは今年と比較してどのように増えるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　項目が６点ございましたので、漏れていたらまたご指摘をいただければと思います。

まず１点目の働き方改革に伴う同一労働、同一賃金かというご質問でございます。

はい、確かにそういった意味合いがないというわけではございません。

それと、２番目の対象者数はフルだけかということですが、フルタイムだけではございません。パートタイムの人間についても会計年度任用職員になります。それはお金の支払い方

の違いということに反映されてきます。

３番目に、対象者数と人数ということでございました。これにつきましてはまだ、新年度の予算編成に向けて人数を今精査しているところでございますので、はっきりと人数を今把握しているわけではございません。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　概略で言いますと、今現在というか、夏ぐらいの時点で、フルタイムで働いている臨時職員が106人おりました。ただ、これが全部、会計年度任用職員のフルタイムに移るということが決まっているわけではございませんので、はっきりした人数は今申し上げられないところでございます。

それと４番目に、給料等について臨時と比べてどうかということでございますが、金額につきましては、現在もらっている額を下回らないということで、同程度ということで設定するように予定しているところでございます。ただ、会計年度任用職員になりますと、５番のほうの質問になりますけれども、期末手当を支給することになりますので、期末手当の分は上昇いたします。

ご質問の５番目の期末手当の率なんですけれども、まだはっきりと決めているわけではございません。これから詰めていくということで予定をしております。

最後の６番目として、給与、今年と比較してどうかということですが、すみません、期末手当の分が明らかに増えるということで、今、人数もはっきりしていない中ですので数字について申し上げられる状況ではございませんので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、フルタイム、現在106人ということでございますが、29年度でもフルタイムが192人もいるんですよ。それが何でそんなに減っちゃうのか。

それと同時に、任用職員という制度になっても、給与はそんなに増えないということなんですか。

それからもう一点は、フルタイム、パートも対象だということでございますが、そのはっきりした基準はどうなっているのか。例えば半年フルタイムもいます。１年フルタイムもいます。そうすると、今度、１年の中でも週３日くらいの人もいるわけですね。それはこの条例の中ではどうなるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　三つご質問がありました。

私、先ほど106人と言った数字に対して、以前の数字として192人という数字があったと。なぜ減ったかということでございました。すみません。手元に分析しているものを持ち合わせておりませんので、今はっきりと申し上げられません。申し訳ありません。

二つ目の項目として、給与は増えないのかというご質問がございました。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、期末手当の分については確実に増えます。

それと、三つ目のパートタイムも対象になる中で、その基準というご質問がございました。フルタイムとパートタイムの違いにつきましては、フルタイムは我々正規職員と同じように、１週間の勤務が同じ状態になっているものを。１週間で38時間45分、我々の勤務と同じものをフルタイムと呼んでおりまして、パートタイムはそれよりも少ないもの、これをパートタイムと呼んでおりますので、雇用する期間ということではなくて、１週間の勤務時間によってフルタイムかパートタイムか分かれるという形になっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　フルタイムとパートタイム、先ほどの答弁と一緒だった。フルタイムというのは俗に週５日。パートタイムというのは隔日働くとか。私はそう思うんです。そういう中で、１年フルタイムで働く人も、半年みっちりフルもいるんですよね。そういう基準の中でどうなるのか。

それと、この条例作った中で、当然のこととして、もう予算の編成時期ですから、来年はどのぐらい、この条例作ったことによって人件費増えるのか。当然、試算はしてあると思うんですが、そういう中で、ざっくりの数字でもいいですからお答えいただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ご質問、２点ございました。

期間が半年でもフルタイムになるのかということでございましたが、フルタイムかパートタイムかというのはあくまで１週間の勤務時間がどうなっているかということで判断いたしますので、週５日ということであればフルタイムということで、それが三月であろうと半年であろうと、フルタイムという形になってまいります。

もう一つ、予算の時期なので、金額がざっくりと出ているのではないかというご質問でご

ざいますが、申し訳ありません。計算を今やっている段階でございますので、今現在はお答えすることができません。ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

続いて、議案第３号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第４号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第５号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第６号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第７号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第８号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第９号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

ここでは人事院勧告に関して伺いたいと思いますが、先ほど第１号の補正予算でも伺ったその続きというような意味合いでお話を聞かせてもらいたいと質問をいたします。

人事院勧告の所在は旭市に今現在設置してないということと、適切な対応をとっているということでありますが、その人事院勧告に関して、令和元年８月７日に勧告がされております。同じく総裁談話も公表されました。国家公務員一般職約27万7,000人のうち、労働基本権が制約されている非現業公務員のために、社会一般の情勢に適した水準の確保を目的に、国会及び内閣に対して行うものであります。

それでは、今回の人事院勧告と総裁の談話の内容について伺いたいと、そのように思います。

また、そもそもなぜ人事院勧告に従って給与表を改正するのか伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えをいたします。

幾つか質問がございました。人事院勧告の内容ということでございましたが、すみません、人事院の勧告について、今手元に持っておりませんでした。ただ、千葉県の人事委員会勧告、同じでございましたので、旭市は千葉県の人事委員会勧告の内容を踏まえて改正しておりますので、千葉県人事委員会勧告の内容で答弁に代えさせていただければと思います。

ポイントにつきましては三つございました。三つは、まず民間給与との格差を埋めるということで、給料表の引き上げが一つ。二つ目は期末勤勉手当の引き上げということで、0.05月分引き上げると。それと３点目としては住居手当の支給額を引き上げるということ、この３点が勧告の内容、ポイントでございます。これに基づいて旭市も同じような内容の改正を

行ったというところでございます。

さらに、総裁談話ということのご質問ございました。これも大変申し訳ございません。手元にありませんで、うろ覚えでも覚えておりません。申し訳ありませんが、答弁できないことをお許しいただければと思います。

それと、なぜ改正するのかというのがございました。予算の議案質疑のときにもございましたが、国からの通達の中で、人事委員会設置してない市町村につきましては、都道府県の人事委員会の勧告をそのまま尊重して改正するようにという要請がございます。その要請に基づいて、旭市として改正をしたものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　議案の補足説明のとき、たびたび人事院勧告の通達に基づいてという言葉があったにもかかわらず、なかなか中身が分かっていない。総裁談話すら全く把握……。多分読んでないんだと思います、皆さん。そういうような状況であります。

それから、給与表を改正するということ。形式的には、一義的には、今おっしゃったことでいいとは思うんですが、法の趣旨は、自治体の場合、地域、民間事業従事者の事情を考慮せよと言っていると僕は理解します。人事院と県人事委員会は共同で毎年、職種別民間給与実態調査を実施しておりますが、本市では、地域の民間事業者の給与を調べたのか。調べていない場合は、なぜ民間準拠と言えるのか伺います。

また、人事委員会の給与実態調査の対象事業所は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上ということになっておりますが、市内のどの事業所が該当し、どのくらいあるのか伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ご質問ありがとうございます。反省しなければならない点が多々あるのかなと今思っております。

人事院の総裁談話が今手元に届きましたが、すみません、時間がなくて趣旨を申し上げられるところがなかった。読んだつもりではありますけれども、覚えておりません。そこはおわびを申し上げたいと思います。

それで、なぜ民間準拠と言えるのかというご質問がまずございました。

先ほども言いましたように、人事委員会を旭市は設置しておりませんので、県の人事委員

会の勧告に準拠して改正しているところでございます。その県の人事委員会、あるいはもっと上の国の人事院勧告、これらが民間の賃金水準に準拠しているということで、それにならったということが民間の給与水準を踏まえてやったというふうに理解しております。

後段のほうのご質問で、じゃ旭市の事業所、50人以上の事業所だったり従業員が50人以上の事業所がどれだけあるのか把握しているかということですが、これも恥ずかしながら把握しておりません。なぜ把握してないのかということになってまいりますでしょうが、事業体がどこかというのは把握できたとしましても、そこの給与がどうなっているかということについて比べるということがなかなか現実の問題として難しいので、事業所がどこかということについても把握していないということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　民間のほうに準拠させるということは、今のところでは口先だけですね。全く適切な対応をとっているという形にはならないですよね。今課長がご答弁いただいたのはご自身の理屈で、実際には本市の実情を把握してもらいたいと、そういうところであります。

それでは、全く民間に合わせる気がないということなのかを最後にお伺いさせていただきたい。

僕は、地域の特性に合わせることが地方公務員法における均衡の原則に沿っているのではないかと。これ、本当に考えています。そのために本市の実態を把握しておく必要があると思いますし、ボーナスの実態はアンケートでも調べられるのかなと、そのように考えます。

市長または本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　おわびするしかありません。なかなか議員のおっしゃることができてないという部分はございます。

地域の特性を踏まえるということは当然あったほうが望ましいというのは私も思っております。ただ、６万数千人の旭市の人口の中で、事業所を調べて、そこまでやるかという、そのコストといいますか、そういったものを踏まえた中では、現実としては難しいのかなと思っております。

そういったことがあるために国も、15万人未満の市町村については独自で人事委員会を作

るのではなくて、都道府県の人事委員会の勧告を活用してということで要請しているというふうに理解をしております。

市内の事業所について、せめてボーナス等についてもアンケートでも行ってはどうかというご質問がございました。これもなかなか、どの程度ご協力いただけるのかというのは難しいかなと思っておりますし、民間事業所につきまして、市の中で標本の数としまして少ないという状況もありますので、年度によってかなりばらつきが出てしまうのではないかという危惧も考えられるところでございます。

今、手元に数字が届いてきましたけれども、市内の事業所、50人から99人は38、100人以上が14ということで今届きました。全体で50人以上のところは52事業所あります。52あればある程度の数字になるという考え方もあろうかと思いますが、なかなか実際のところはそこを調査してというのは難しいということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１０分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、この条例改正による影響額についてお尋ねします。

また、販売額に乗じて算出する部分の使用料がありますが、これについてはどのように確認するのか。また、現在どのようにしているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

まず、今回の条例改正による影響額ということでございますけれども、現在の徴収の実績とほぼ同じくなるような料金設定をしております。

それと販売額の把握ですけれども、これは出店者の申告によるものとしています。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　これはそれ以外ないと思うんです。駐車場の前辺りに空き地ありますね。あそこで販売している人はレジ通しませんので、これはあくまでも自主申告なんですよ。それなら全て利用面積に対してやったほうがむしろ公平じゃないかと私は思うんですが、そういう中でなぜ販売額という文言を入れた中で販売額の率を算出するようにしたのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　面積だけで、いわゆる占用料のような形だけとればよろしいのじゃないかというご意見だとは思いますけれども、現在、道の駅内で営業しておりますテナントについても、一定額の使用料プラス販売額の５％ということでいただいております。それに準じた形で設定したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　道の駅の内部は、完全に販売額が把握できるわけですよ。外の場合は全然ないでしょう。ですから、本来ならそれ分けてやっても私は当然だと思うんですよ。じゃ、これが例えば販売額がたくさんあって、今度は５％という中でやったら、逆に不公平になっちゃうんじゃないかと思うんですが。その辺お尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　販売額の把握が難しいという部分はあるのかもしれませんが、あくまでも出店者との信頼関係においてそれは申告していただいておりますので。

それと、販売額が多い方は不利になるんじゃないかということですけれども、販売額が多いということは、それだけ利益もあったということであると思いますので、その辺のところはご理解いただければと思います。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてでありますが、現在のこの基金の残高と廃止した後の基金をどのようにするのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山　浩）　それではお答えいたします。

現在の基金の残高でございますが、平成30年度末、5,454万9,778円となっております。

なお、この条例を廃止後の取り扱いでございますが、新たな公営企業会計へ引継ぐこととしております。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、その公営企業会計、どこの項目になるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山　浩）　お尋ねの新たな公営企業会計の科目はどこになるのかということでございますが、具体的には、企業会計の流動資産、このうちの現金を想定しております。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山　浩）　失礼いたしました。

新たな企業会計の想定科目につきましては、流動資産の現金を想定しております。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありますが、飯岡歴史民俗資料館に収納されている資料、文化財については、改修後の干潟支所へ収蔵するとの補足説明でありましたが、現在、飯岡歴史民俗資料館にはどのような資料、文化財が収納されているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫）　それでは、飯岡歴史民俗資料館に収蔵している資料ということでのご質問ですが、こちらの資料につきましては、漁具や農具などの民具、化石や縄文土器などの埋蔵文化財、古文書類、飯岡町史などの図書類が収蔵されております。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　そうしますと、今の飯岡歴史民俗資料館は面積どのぐらいあるんですか。そういう中で、今度、干潟にはどのぐらいのスペースを確保するようになるのか。そんな中で全て保管できるのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫）　それではまず、今の歴史民俗資料館、こちらの面積でございますが、建物の面積は約200平米ございます。ただ、こちらは収蔵庫とか玄関とか事務所全部の面積でして、全てにおいて収蔵しているわけではございません。

移転先の干潟支所、こちら３階のスペース、南側に面しております部屋全てを収蔵庫として考えております。ただし、これにつきましては、歴史民俗資料館の資料だけではなくて、市内５か所ほどに文化財とか点在しておりますので、それらを全てそちらのほうに収蔵する予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　飯岡歴史民俗資料館の資料は全て干潟へ保管できるということでございますが、そんな中で、条例を廃止した後の施設の活用方法についてお尋ねをします。

また、施設本体の老朽化が著しいとの補足説明であったわけでございますが、この建物を解体するのか、またその解体の時期について併せてお尋ねをします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫）　まず建物のほうでございますが、老朽化とかもございまして、解体の方向で進めたいと考えております。

あと、解体後の跡地利用ということでございますが、もともといいおかユートピアセンターは社会教育施設として皆さんにご利用いただいております。そのほかにも、旭市飯岡しおさいマラソン大会など、市の大きなイベントでも拠点施設となっておりますので、そこら辺を踏まえまして、施設の駐車場として利用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについて質問をいたします。

今回、中期目標の内容と表記に関しまして伺いたいと、そのように思いますが、この議案につきましては、定例会開会前の11月26日、この案件の説明のために議会全員協議会が開催されました。そのとき、条文に新たに加わった片仮名表記の意味が全く分からないし、議案の条文としては適さないのではないかと質問をしました。その答えに担当課長からは、次のステージが中期計画の策定時なんでしょうか、注釈をつけるとの回答のみで打ち切られました。そのため、ここで質問を行います。

これは地方自治法第25条第２項に示され、今回の第２期中期目標では新たな目標が追加されておりました。

では、第１期中期目標から削除されたものとその具体的な理由、また新たに追加された目標が片仮名表記、いわゆる横文字での記載が多用されており、これまで６年間審議してきた前議案と比較して大変分かりづらく、違和感を感じる点に関して、加えまして、議決のとき

は調べないと意味の分からない条文のみで、議会の承認後、次のステージは注釈をつけるようですが、なぜそのような差別をしたのかお伺いをいたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　今回の第２期中期目標において新たに加えた項目と削除した項目ということですけれども、加えた項目は二つございます。一つには、ＱＩ分析等による医療の質の向上ということでございます。それともう一点は、計画的な設備投資という文言でございます。

削除したものにつきましては、現中期目標では第５までありまして、第５、その他業務運営に関する重要事項ということはほかに溶け込めましたので、これは削ってございます。

それと、非常に片仮名表記が多くて分かりにくいという点ですけれども、この中期目標につきましては、市が病院に指示する事項でございます。したがって、医療用語ですとかあるいは専門的な経営用語ですとか、そういったものも入ってきております。確かに分かりにくいかなとも私も感じます。本来であれば、議案上程をするときに、別添で注釈のようなものをつけるべきであったと思います。ただ、今回は、全員協議会で説明した時点でもう議案が上程というか、皆さんに配付されてしまっている日でしたのでちょっと間に合いませんでしたが、今後、議員ご指摘のように、中期計画には注釈を前回もつけております。第３期の中期目標を出すときには、それらのことも注意深く臨みたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　分かりました。ぜひそのようにお願いしたいなと思います。僕も、重要な議決ですから、調べました。事務局の職員にも聞いたら、大量な資料をとってもらいながら勉強させてもらいました。このことで医師、歯科医師、薬剤師、それから看護師、皆さんすばらしいなと。本当に尊敬をするなというような感じのことがよく分かりました。

しかし、上程されていますので、ここで何点か確認をさせてください。

僕も委員会所属が違うので、注釈が間に合うようであれば、後でいただきたいと思いますが、この議案質疑は、同じように片仮名言葉を使わざるを得ませんので、不本意ではありますが、同じような言葉を今回だけ使い、再質問を行います。

まず、議案書２ページの１の（１）にあるインフォームド・コンセントですが、以前は、十分な説明に基づくこととしてアカウンタビリティであったと思います。しかし、この議案

は新たにインフォームド・コンセントと表記され、これを徹底すると強い条文でありますので確認いたしますが、この捉え方として、インフォームド・リフューザルの権利は含まれているとの解釈でよいのか。

加えて、インフォームド・コンセントの徹底には、パターナリズムに対して有効であるための記載であるのかお尋ねします。

次に、３ページの（９）、ＱＩ分析等による医療の質の向上ですが、ここではＱＩについて確認します。

クオリティ・インディケーターの示すリスク補正について、ドナベディアンの医療の質のストラクチャー、それからプロセス、最後にアウトカムの三つの側面を捉えるＱＩで合っているのか。前回の説明や補足では全く分からず、少ない時間で多少勉強しましたので、確認のためにお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

まず、インフォームド・コンセントの例ですけれども、リフューザルが含まれているかどうかということですけれども、これは含まれております。その中でのインフォームド・コンセント、これに対する訳語というのが非常に、私も調べましたら、難しいそうですけれども、日本語では、十分な説明とそれからその承諾だったかどうか、そういったことでリフューザルは含まれていると思います。

パターナリズムに関しましては、すみません、不勉強で分かりません。

ＱＩのほうのリスク補正、ストラクチャーやプロセス、アウトカムということですけれども、このクオリティ・インディケーターに関しましては、そのストラクチャー、プロセス、アウトカムといったものをリスク補正を行って、例えばＱＩの例示ですけれども、入院や外来患者の満足度ですとか、紹介・逆紹介率、あとはベッドからの転倒・転落発生率ですとか、脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率ですとかさまざまな項目について、それらのリスク補正や議員おっしゃったようなプロセスを得て数値化して、それで評価するという過程だと理解しております。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、議案第25号、専決処分の承認について質問をいたします。

まず、議案書９ページの４款２項１目、説明欄１、災害廃棄物処理事業5,788万8,000円ですが、災害により発生した廃棄物のうち、破損した住居家屋や公共建物、それに道路等の解体に伴って発生する一般廃棄物は、発生元の自治体が処理すべき廃棄物であります。また、避難所から出る生活ごみも災害廃棄物として自治体で処理しなければなりませんが、それでは、その処理を焼却や埋め立て処分した以外で外部委託とした廃棄物の種類ごとに入札方法、単価、処分方法、それから仮設置き場の管理委託業務に対する総額を伺います。

次に、議案書10ページの６款１項３目、説明欄１、農業被害対策支援事業３億8,679万8,000円ですが、これは台風被害を受けたビニールハウス等の農業施設の再建・修繕に要する費用とのことですが、この具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹）　では、まず初めに、災害廃棄物の処分方法及び単価についてご回答いたします。

災害廃棄物の処分方法については、県から基本的な処理の考え方が示されており、できる限り資源化を心がけ、業者に処理を委託しております。

具体的には、木材は建材用または燃料用の木材チップに、コンクリートがらは建築資材の再生砕石に、倒木及び枝木類は燃料用または農業資材用の木材チップに、また畳については固形燃料に加工され、再生利用されます。

なお、金属類については売却をしております。

また、金属が含まれた断熱材等の混合廃棄物は、破砕、埋め立て処分をしております。瓦やガラス等の再生利用できない廃棄物は、県の指導のもと、市の最終処分場へ埋め立て処分をしております。

では、単価についてご回答いたします。こちらのほうは消費税抜きでございます。

混合廃棄物については、１立米当たり２万5,000円であります。木材については、１キログラム当たり20円でございます。コンクリートのがら、ブロックについては、１トン当たり1,800円でございます。倒木、枝木類については、１キロ当たり20円でございますが、これは収集・運搬費を含んでございます。畳については、１キログラム当たり60円でございます。

またもう一つ、仮設の運営状況ということで、災害対策協力会の金額のほうですけれども、現在、仮置き場は開設中でございますので、数字については集計中でございます。ですので今申し上げることはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、10ページの農業災害対策支援事業につきまして、具体的な内容をご説明申し上げます。

まず、19節の農業災害対策支援事業補助金３億8,500万円、こちらが被災された農業者のほうの再建に係る支援として国、県、市の補助金になります。その補助金の内訳につきましては、国が10分の３、１億6,500万円、県が10分の２の１億1,000万円、市が10分の２の１億1,000万円で査定をしたところでございます。補助割合につきましては、この時点ではまだ、国のほうから今年度の台風の支援内容が示されておりませんでしたので、昨年、平成30年の台風24号の支援内容に準じまして補助率のほうを想定いたしまして予算のほうを計上したところでございます。

積算の根拠は、９月末時点の農業施設の被害額15億7,420万円を基にしまして事業費のほう、事業対象となる施設、または事業の実施割合の見込みを出しまして算定したところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　では、再度質問しますけれども、災害廃棄物の処理事業、僕も廃棄物については長く調査研究をしている１人でありますが、本市の単価は、他市と比較して、非常

に高い種類がございます。それに、深刻なのは、処分方法の一つで、今の法律に適さないと思うことがありますが、契約に際し、環境省の確認をとっているのか。それから、仮置き場の管理委託の単価は、東総広域事業体の銚子市や匝瑳市と組んでおりますので、広域事業体と比較して妥当であるのか。また、近隣の成田市だとか香取市と比較ができているようであれば、その辺も伺いたいと、そのように思います。

次に、農業対策支援の事業ですが、現在受け付けを行っている施設の内容とその件数。また、農業者が困っているとよくお話を聞いております被災した農業用ビニールの処理費用はこの中に入っているのか、それはどうなっているのかを伺いたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、お答えいたします。

第１点目、環境省の確認ということでございますけれども、契約ごとに１点ずつ、環境省のほうには確認をしておりません。これから災害の査定がございますので、その際に環境省のほうからご意見とかがあると思います。

また、近隣の単価でございますけれども、ちょっとこちらのほうでいろいろ近隣を調査いたしましたけれども、所によってはそういう単価を出せないというところがございまして、うちのほうで把握している中では、旭市が必ずしも高い単価にはなっておりませんでした。

また、農業用ビニールにつきましては、今後対応いたしますので、こちらの予算の中に盛り込んでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、現在受け付けている施設の内容、件数についてお答え申し上げます。

施設につきましては、ビニールハウス、鉄骨ハウス、あとマッシュルーム菌舎、畜産の豚舎等になります。そちらの511の経営体から現在要望が上がっているところでございます。先ほど申し上げましたハウス等の施設の件数は、現在のところ1,495棟の相談を受けているところでございます。具体的な数字につきましては、今といいますか、11月26日から農業者との個別面談を行いながら申請に向けた手続きを行っていますので、正確な数字というのは、

年が明けて１月終わりくらいにならないと出ないような見込みになっております。現在お答えできるのは、施設のほうの内容としまして今申し上げたような程度になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　農業関係分かりました。

最後に、災害廃棄物のほうの大規模災害で発生した災害ごみの処理について。

各自治体が作成する計画に災害廃棄物処理計画というのがありまして、その計画は、自治体が災害ごみの仮置き場を決めて、ごみの収集・運搬方法を盛り込むものとなっています。本市では、次年度から計画の策定を予定していると聞きますが、ぜひコンサルだとか専門家の意見を取り入れてもらう必要があるのかなと今の話を聞いていても強く感じました。また、ぜひ市の検討委員会も設置してもらえたらいいなと思いますし、今のところ市長には、あまり僕、そういうところに入れていただけませんが、今の僕はお勧めですので、ぜひよろしくお願いしたいなと、そのように思います。

そのことは今定例会の一般質問で確認をいたしますので、ここでは、旭市災害廃棄物処理計画を来年に控え、今、僕の手元には、災害廃棄物の種類別の近隣の単価だとか処理方法の資料を取り寄せてありますので、それを踏まえて先ほども確認しまして、今、再度確認しますが、現在、非常に曖昧な処理方法となっていると思いますけれども、そのような認識があるのか、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　処理方法については、いろいろ県と情報交換をしましてやっておりますので、一概に曖昧ということとは思ってはございません。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、議案第25号、専決処分の承認について、９ページのコミュニティ育成事業451万6,000円について、各地区の集会所などの施設修繕費を助成するとの補足説明でしたが、対象の施設、それから事業費、それに対する助成の率、金額などの具体的な内容についてお尋ねをします。

同じく９ページの災害救助費の修繕費8,997万5,000円についてでありますが、この具体的な内容についてお尋ねをします。

それから11ページ、被災住宅修繕費支援事業１億3,692万円についてでありますが、この具体的な内容と対象の世帯、おのおのの金額についてお尋ねをします。

それから14ページ、商工観光施設災害復旧費831万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子）　市民生活課からは、９ページ、コミュニティ育成事業についてお答えいたします。

台風15号の被害を受けた地区集会施設の修繕費の一部を補助するものですが、まず事業費ですけれども、積算のほうは、各地区から相談のあった市内11施設分を計上しております。この計上するに当たって、既に見積もり書が出ていたところについては、事業費がはっきり見積もり額で上がっておりますが、それ以外については、事業費、１件当たり60万円ということで積算させていただきました。概算です。

それから、補助の率ですけれども、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき補助するものですけれども、補助率は対象経費の２分の１以内としております。ただし、今回、災害保険等の保障を受けられる場合は、経費から保障にかかる額を控除するものとしておりますので、それを控除した残りの分の２分の１ということになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之）　私からは、９ページの災害救助費の修繕料についてと、11ページの被災住宅修繕支援事業についての２点についてお答え申し上げます。

初めに９ページ、災害救助費の修繕料についてお答え申し上げます。

修繕料につきましては、台風15号の被害に対し、旭市に災害救助法が適用されたことにより、救助項目の一つとして住宅の応急修理にかかる費用を計上したものでございます。

なお、住宅の応急修理につきましては、従来、半壊の住宅が対象となっていたところですが、今回の台風15号においては一部損壊の住宅被害が多数あったことから、一部損壊に対しても応急修理の対象となったものでございます。

応急修理は、日常生活に必要な最小限度の部分を修理するもので、修繕費用の限度額は、半壊で59万5,000円、一部損壊で30万円となっており、市が直接、修繕業者へ修理を依頼し、支払いまでするものとなっております。

予算額の修繕料8,997万5,000円の内訳ですが、半壊59万5,000円を５件見込みまして297万5,000円、一部損壊を30万円で290件見込みまして8,700万円、合計8,997万5,000円という金額を計上しております。

続きまして、被災住宅修繕支援事業についてお答え申し上げます。

今回の台風被害を受けた住宅のうち一部損壊と判定された住宅への支援制度としまして、災害救助法の先ほど説明しました応急修理に該当しないもので、屋根や壁などの修繕に要した工事費の20％を補助するため、補助金１億3,692万円を計上したものでございます。応急修理と同様に、一部損壊の被害が多かったことから、国が社会資本整備総合交付金の住宅・建築物耐震改修等補助金制度の中に新たに追加した補助制度となります。

対象件数の見込みは、旭市の一部損壊の判定件数が予算編成時点で1,811件、このうち屋根等に災害があった住宅の件数が1,396件、その70％の978件を見込んでおります。

予算額の１億3,692万円の算定根拠ですが、先ほどご説明しました978件に70万円、これが想定修繕料となります。１件当たり70万円を乗じまして、これの給付率20％を乗じたものとなります。

以上です。

○議長（向後悦世）　商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、私のほうから14ページの商工観光施設災害復旧費の内容についてご説明いたします。これは台風15号によりまして被災しました観光施設の復旧工事費でございます。

この中で主なものとしまして、飯岡海岸線で倒壊しました観光街路灯16基ございます。これが671万円でございます。そのほかに、長熊釣堀センターの桜の倒木、それから同スポーツ公園内の野球場のベンチの屋根の破損等々で92万1,000円でございます。こちらが主なものでございます。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、まずコミュニティ育成事業です。

これは内容分かりましたが、ただ、補助金というのは、普通は事前着工は認められないでしょう。そういう中でこれらについてはどのような対応するのか。家が壊れたとか何とか、直さないわけにもいかないから、みんな直しちゃうわけです。こういう補助金なんかって後ですよね。普通は事前着工は認められない中でどうするのか。

それから、都市整備課の災害救助費の関係。これ先ほど、直接業者へという説明がありま

したが、それはどうなるのか。普通は事前着工認められない中で、だいたい家の補修はもうやりますよね、早く。補助金出てからというのは普通ないわけなんですが、そういう中で事前着工についてはどうするのか。

それからあとは、14ページ、飯岡の海岸の街路灯16基600万円、これが一番大きいわけなんですが、そうしますと約40万円かかるわけです。ちなみに、同じ明るさの街路灯設置するとなったら、どのぐらいかかるのか。また、幾ら立派な街路灯をつけても、歩く人、車で入る人、見てないと思うんです。そんな中でなぜそんな立派な街路灯を造る必要があるのか。もしそうであれば、普通の街路灯つけて、今、例えば銚子電鉄なんかで命名権なんてやっているわけです。ですから、普通の街路灯をつけて、そこに各商店で看板でもやってもらったほうがいいと思うんですよ。それと同時に、今、街路灯もいろいろありまして、香取市では痴漢対策ということで青い街路灯つけているんです。特に飯岡の海岸なんかではたまに痴漢が出るということですから、痴漢防止のためにもそういう街路灯がいいじゃないかと思うんですが。そういう中でご答弁いただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子）　９ページのコミュニティ育成事業の再質問にお答えいたします。

今回計上は11件と申し上げましたが、相談のほうは13施設の被害の相談がございました。緊急を要してすぐに直さなければならないところにつきましては、当初予算にて２施設執行いたしました。そのほかの地区については、この補正予算の専決をもちまして、それ以降の着工ということで対応しております。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之）　ご質問の事前着工、これについてお答え申し上げます。

最初の災害救助費のほうですが、これは事前着工が認められておりません。それで、もう一つのほうですが、11ページの被災住宅修繕支援事業のほうは、県、国から通達がございまして、事前着工も認めるというようになっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、今回、単価が高い、40万円ほどかかるということでございました。今回の修理は倒壊しましたポール。ポールの先が少し折れました。これを交換します。これは耐塩性のポー

ルでございます。それから、ＬＥＤランプに交換をいたします。それと、灯具の交換いたします。これを割り返しますと、だいたい40万円ぐらいということでございました。

すみません、同じ明るさのものでほかのものというのは、すみません、資料ございません。今回交換するものは56ワット相当。水銀灯ですと200ワット相当のものをつける予定でございます。

それと、海岸であれほど立派なものは必要ないじゃないかということでございました。こちらの観光街路灯は、旧飯岡町時代に通年型の観光地として定着を図るため、景勝地に魅力的なアクセントとなるよう設置したものでございます。合併後もそれを引き継いでおります。そして海岸の景観形成を図っているところでございます。

それとあと、企業の看板、商店の看板等をつけたらどうかというご質問ございました。ご案内のとおり、あそこは非常に風が強いところでございます。今回も風の影響で16基倒れました。今交換している灯具も、風の影響ないようなものをつけております。看板は多分、だいぶ風の影響があるんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　新規でなく、ただ改修だけでも１基当たり40万円。普通だったらちょっと考えられない金額ですよね。

それと同時に、景観ということでございますが、それをつけたことによってどれだけメリットがあるのか。あくまでも街灯なんです。危険防止を含めた。ですから、先ほど私言いましたように、今いろんな問題が起きてる中で、なるべくそういう問題が、痴漢でも何でも発生しないようにつけるのが街灯じゃないかと思うんです。そういう中でどういうふうに考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、再々質問についてお答えいたします。

まず、今の観光街路灯は、たしか40メートルほどの間隔で立てております。だいぶ照度も、今の照度は明るいと思います。防犯上では大変役立っているんじゃないかと考えております。

確かに高いというご指摘がございました。このＬＥＤ自体がちょっと今高いところではありますが、徐々に安くなっております。なるべく安い金額で、また景観を損なわないような

ものを設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第２４号直接審議（先議）

○議長（向後悦世）　おはかりいたします。議案第24号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議をいたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（向後悦世）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第24号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（向後悦世）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第23号と議案第25号、議案第26号の25議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表の１、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３　常任委員会陳情付託

○議長（向後悦世）　日程第３、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第５号の１件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第５号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の２、陳情の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後悦世）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は10日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　零時　６分

令和元年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和元年１２月１０日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１７名）

１番	片　桐　文　夫	２番	平　山　清　海
３番	遠　藤　保　明	４番	林　　晴　道
６番	米　本　弥一郎	８番	宮　内　　保
９番	髙　木　　寛	１０番	飯　嶋　正　利
１１番	宮　澤　芳　雄	１２番	伊　藤　　保
１３番	島　田　和　雄	１５番	伊　藤　房　代
１６番	向　後　悦　世	１７番	景　山　岩三郎
１８番	木　内　欽　市	１９番	佐久間　茂　樹
２０番	髙　橋　利　彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	明　智　忠　直	副　市　長	加　瀬　正　彦
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	山　崎　剛　成
行政改革推進課長	井　上　保　巳	総　務　課　長	伊　藤　憲　治
企画政策課長	小　倉　直　志	財　政　課　長	伊　藤　義　隆
税　務　課　長	石　毛　春　夫	市民生活課長	遠　藤　泰　子

環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員事務局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	髙安一範	事務局次長	池田勝紀

開議　午前１０時　０分

○議長（向後悦世）　ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（向後悦世）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　伊　藤　房　代

○議長（向後悦世）　通告順により、伊藤房代議員、ご登壇、お願いいたします。

（１５番　伊藤房代　登壇）

○１５番（伊藤房代）　おはようございます。

議席番号15番、公明党、伊藤房代です。令和元年第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

初めに、このたびの台風15号、19号、21号の影響により大雨による被害に遭われ被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、犠牲になられた方々に対して心よりご冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく分けて３点の質問をさせていただきます。

１点目、自家発電機について、２点目、防災行政無線について、３点目、信号機について。

まず１点目、自家発電機について質問いたします。

（１）公共施設について質問いたします。

台風15号の影響による小・中学校の休校等の状況報告を見ますと、丸２日間は全校休校になり、３日目は休校13校、４日目は１校が休校、９校は短縮になりました。被害状況は、停

電でトイレが使えなかったと聞いています。学校給食センターも第二給食センターが停電になり、給食が作れなかったと聞いています。

この対策としては、停電になったときに自家発電が作動していれば、このような被害は防げたのではないでしょうか。旭市の小・中学校の施設にも自家発電が使えれば被害は防げたのではないでしょうか。また、給食を提供できたのではないでしょうか。旭市の小・中学校にも学校給食センターにも、自家発電装置を設置することができないでしょうか、質問いたします。

（２）個人の住宅について質問いたします。

台風15号では１週間停電が続き、冷蔵庫も動かず電気もつかない状況でした。食料もコンビニで買わなければなりませんでした。そして、売り切れ、食べる食料にも困りました。また、19号でも10月12日、市内で停電が発生し、10月13日、最大で7,700軒が停電しました。

そして、考えるには、個人の住宅においても自家発電の装置が設置していれば、このような被害が少しでも防げたのではないでしょうか。個人の住宅に自家発電機を設置するための補助はできないか、質問いたします。

（３）自家発電機の貸し出しについて質問いたします。

個人の住宅に自家発電機が設置できない家庭には、市として自家発電機の貸し出しはできないか。旭市として、自家発電機は何台ストックされているのでしょうか。貸し出しはされたのでしょうか、質問いたします。

２点目、防災行政無線について、（１）屋外無線について質問いたします。

台風15号では、屋外無線で放送されたと聞きましたが、外では聞こえにくかったと聞いています。その対策をどのようにしたらよく聞こえるようにできるのか、質問いたします。

（２）戸別受信機について質問いたします。

旭市では、１軒につき１台の戸別受信機が配られております。新築したり転入してきたりした人に戸別受信機が全軒に配布されているのでしょうか、質問いたします。

（３）「防災あさひ」メール配信登録について質問いたします。

現在、何件くらいの人が登録されているのでしょうか。そのために加入をどのように徹底されているのでしょうか、質問いたします。

３点目、信号機について、（１）信号機の設置について質問いたします。

以前も質問しましたが、県道小見川線沿いの新町地先の一本松の信号機ですが、朝夕大変渋滞しています。信号機を時差式にできないか、質問いたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田　茂）　庶務課からは、市内小・中学校施設へ自家発電機の設置についてお答えします。

市内小・中学校20校の停電時に対して通常の学校運営を提供するには、一般的な容量を有する受変電設備と同等の自家発電機を要するため、多くの財源が必要になると思われますので、発電機の設置については難しい事業かと考えられます。

施設管理者としては、災害後の初期対応として、まずは施設の被災状況を確認し、被災した箇所の迅速な復旧に努めることを最優先に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉）　学校教育課からは、給食センターにも自家発電装置を設置することができないかについてお答えいたします。

先ほど庶務課からの回答にもありましたように、設置のためには非常に高額の費用がかかります。特に第二給食センターはオール電化ということもあり、学校の規模をはるかに上回るため、かなり難しいと考えております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、大きな１番の中の（２）と（３）、それと大きな２番についてお答えをいたします。

まず、大きな１番の（２）個人住宅に自家発電機を設置するための補助はできないかということでございますが、現在市におきましては個人の住宅への家庭用発電機を設置するための補助制度、導入しておりません。個人で備えていただくということでお願いしているところでございます。仮に補助を行うとなりますと、非常に多くの財源が必要になると思われますので、難しいなと考えております。

余談になりますかもしれませんが、停電しているときの対応として、ご自宅でできるような方法をとっていただくことも大事だと考えております。一つ例を挙げてまいりますと、懐中電灯や足元の明かりを備える、これは当然のことかと思います。それや、情報を得るために電池で使用できるラジオ、こういったものを備えていただくことも大事かと思っておりま

す。あるいは、医療機器を家庭で使っているという場合ですと、予備のバッテリーなど、こんなものも備えていくことが大事かなと思っておりますし、冷蔵庫や電子レンジが使えないということになれば、別の形での調理ということも考えていくことも必要なのかなと思っております。

こういった平時からの備えをしていただくことが大事なのではないかなと思っております。

それと、自家発電機を貸し出しできないかというご質問が（３）でございました。現在、市では持ち運びができるポータブルの発電機を60台ほど備蓄しております。これらの発電機につきましては、災害時に停電が発生した場合に市の施設ですとか避難所で利用するために備えているものでございます。

ご質問にありました市民への貸し出しについてですが、災害のときには業務で使用するほか、緊急性の高い病院あるいは社会福祉施設への貸し出しというのを優先しておりまして、数にも限りがございますから、個人への貸し出しは行っておりません。今回の台風におきましても、個人への貸し出しは実施しなかったところでございます。

続きまして、大きな２番の防災行政無線についてです。

その中の（１）としまして、屋外無線につきましてお答え申し上げます。

屋外無線の音声につきましては、建物の位置関係、あるいは地形などの周辺環境、さらには気象条件などによりまして放送が聞きにくい場所あるいは聞こえにくい場所があります。全ての方に屋外の無線で情報をお伝えすることには限界がございます。このため、気象情報や防災情報など緊急性の高い情報といいますのはメールで配信するサービスを行っておりますので、ぜひそちらの利用登録というものをしていただければありがたいなと思っているところでございます。

続いて、（２）の戸別受信機についてでございます。

新しく転入してきた方にというご質問でございますが、戸別受信機につきましては、建物の中でも防災無線の音声が聞こえるように、全ての世帯に市から無料でお貸ししておりまして、家の中においてご利用いただいているものでございます。

新たに旭市に転入してきた方につきましては、転入の手続きを行う際に市民生活課の窓口でチラシをお配りしてお知らせをしております。

また、戸別受信機を貸与していることにつきましては、ホームページをはじめ、広報紙、市で配布しております防災マップ、あるいは土砂災害ハザードマップ、さらにはくらしの便利帳にも掲載しまして周知を行っているところでございます。

なお、貸与する際につきましては、総務課または各支所においてお申し込みをいただきまして、後に受信機を受け取っていただくというようなことにしているところでございます。

次の（３）の「防災あさひ」のメール配信サービスでございますが、先ほども申し上げましたけれども、市では気象情報や防災情報などの緊急性の高い情報をメールで配信するサービスを行っているところでございます。

このサービスは、メールを受信できる携帯電話あるいはスマートフォンをお持ちの方であればどなたでも簡単に登録ができるようになっておりまして、現在の登録者数は約2,800人となっています。この周知につきましては、ホームページ、広報紙、あるいは市で配布している防災マップ、土砂災害ハザードマップに掲載しておりますし、市の窓口でも登録先アドレスのＱＲコードを記載したチラシも配布いたしております。

ただ、現在の登録者数は決して多いとは言えない状況であると思います。今後もいろいろな場、いろいろな機会を捉えまして周知をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世）　建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　それでは、私からは大きな３番、信号機についてということでございます。県道旭小見川線の新町地先の一本松の信号機を時差式にできないかというご質問でございます。

この交差点の渋滞緩和につきましては、本年第２回定例会の一般質問において回答したところでございますが、昨年７月並びに本年９月に旭警察署へ交差点における渋滞緩和対策の要望を行ってまいった次第でございます。

信号機の時差式による対応については、旭警察署へ確認したところ、慢性的に渋滞が発生している場合はご検討をいただけるとのことでございますが、本交差点の渋滞のように、朝夕の渋滞以外は比較的支障がなく通行できる状態であれば、信号機を時差式へ変更することは難しいと伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　それでは、何点か再質問をさせていただきます。

１点目の自家発電機について、（１）の公共施設について、これはぜひ小・中学校の施設にも、また学校給食センターにも自家発電装置を設置することを要望して、次の質問に移らせていただきます。

（２）の個人の住宅について再質問させていただきます。

自家発電の代表的なものとして、一つには手動式発電機、また二つ目にはエンジン式発電機、また三つ目には太陽光発電システム、四つ目には蓄電池つきの太陽光発電システムなどがあります。

いざというときに役立つ発電機として太陽光発電、蓄電池（バッテリーなど）、また手動式とエンジン式の二つの発電機があります。また、現在、災害時の電源供給として注目されている電気自動車（ＥＶ）やプラグインハイブリッド車（ＰＨＶ）、ハイブリッド車（ＨＶ）があります。

日ごろから災害に備えて自家発電機は必要と考えます。ぜひ発電機に補助はできないか再質問いたします。大きく広げての質問になります。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　発電機の補助について大きくということでございました。

先ほどの答弁と同じようなことになってしまうかもしれませんが、発電機を備えていくに当たりましては、あくまでもまずはご自分のところで備えていただくことを基本としておりまして、全部に補助を広げていくということになりますと莫大な額になってまいりますので、その辺のところはちょっと難しいかなと思っております。

個別の事柄としまして、太陽光発電の補助やら蓄電池の補助というようなご質問もございましたが、それにつきましては、個別ということでお答えするんであれば、環境課のほうで少し今補助もございますので、そちらでお答えしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　今お話にありました太陽光発電、蓄電池の関係ですけれども、これからも市の補助で、金額は少しではありますけれども、広報等ＰＲしながら補助のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　再々質問をさせていただきます。

ＪＡＦでは、災害時の電源供給として注目されている電気自動車（ＥＶ）やプラグインハイブリッド車（ＰＨＶ）、またハイブリッド車（ＨＶ）、一般的な車で家電がどの程度使え

るのかを検証しましたということで、どんな家電を使えるのか、４台をテストし、ＥＶ、ＰＨＶ、ＨＶには1,500ワットまでの電気製品が使えるＡＣコンセントが整備されていますが、一般的な車には大容量バッテリーとＡＣコンセントが装置されていないため、車のＥＣ電源シガーソケットをＡＣ電源に変換するインバーター（定格出力1,000ワット）をバッテリーに直接つないで、家電製品が使用できるのかを検証しました。

一般的な車は、バッテリーや発電機に余裕がないことから、エンジンの始動、不始動にかかわらず消費電力の大き目の家電は長時間使うことはできませんでした。また、ＥＶやＰＨＶは災害時の電源として活用でき、ＰＨＶとＨＶはエンジンが始動できれば燃料が続く限り電気の供給が可能であることが分かりました。

今後、市としても自家発電について、いつ災害が起きるか分からない、いざというときに備えてこれから真剣に考えていく必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　あくまで、先ほど両課長がお話をしましたとおり、市の財政総体的なものがありますし、優先的な部分、あるいはまた個人の努力でやってもらわなければならないもの、そういったものもあると思いますので、よく精査をしながらこれから研究していきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　ありがとうございます。

次に、（３）の自家発電機の貸し出しについて再質問させていただきます。

今後災害時に自家発電機の貸し出しは考えていますでしょうか。また、何台、今後ストックされている貸し出し用の自家発電機を増やす方向にお考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　自家発電機の貸し出しについてということですが、現在60台を備蓄しているところでございまして、その使い道としましては、先ほども申し上げましたとおり、災害救助のためですとか業務として使う分、あるいは福祉施設等で使う分ということで備蓄をしているところでございます。

どの台数が適切かということはなかなか難しいところでございますが、この間の台風のときにはそんなに実際は使っていなかったということもありますので、今はこの60台というところで様子を見ていきたいと思っております。

それともう一つ、貸し出しをできないかということが肝心な質問としてございましたが、これも先ほどの答弁と重なってしまいますが、貸し出しを始めるとなりますと、本当に対象者は数限りなくなってしまいますし、金額もかかります、置き場所もかかってまいりますので、ご自分の中でそれは備えていただくようにお願いできればなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　よろしくお願いいたします。

２点目の防災行政無線について、（１）屋外無線について、今後早急に聞こえるように改善をよろしくお願いして、次の質問に移らせていただきます。

（２）の戸別受信機について再質問させていただきます。

台風15号、19号では、戸別受信機がなく情報が分からなかったとの声がありました。その方は引っ越しをされ、新しく家を建て、どのようにしたら戸別受信機が配布されるのか分からなく困っていました。申請の仕方をもっと周知徹底が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　申請の仕方等が分からなかったということで、市からの周知が足りなかったとすれば申し訳ありませんでした。おわびを申し上げたいと思います。

そのほかにも、今回の台風のときには電池が切れてしまって交換したけれども再起動しないですとか、うちではちょっと聞こえないですとか、いろんなご質問等もいただきました。市ではいろんな場面で周知をしているつもりでございますが、より一層周知が徹底されるように工夫を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　よろしくお願いいたします。

次に、（３）の「防災あさひ」メール配信登録について再質問させていただきます。

メール配信登録についての周知徹底がやはりされていないのではないでしょうか。もっと周知徹底が必要ではないでしょうか。2,800人はやはり少ないのではないかと思いますので、再度質問をいたします。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ご質問、おっしゃるとおりだと思います。2,800という数字は、市民の件数から比べれば非常に少ないというので私も思っているところでございます。

どうすればこれがもっと増やしていただけるのか、いろんな会議ですとか情報を出す紙ですとか、そういった場面でお知らせしながら工夫をできればしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　どうぞよろしくお願いいたします。

最後３点目、信号機についてでありますが、（１）の信号機の設置について再質問させていただきます。

とにかく朝夕だけでなく渋滞がひどく、信号が何度も変わらないと通行できない状態です。今後、何か改善方法がないかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、時差式のほかにも何か渋滞が緩和できるような改善策はあるかという質問でございます。

まず、改善策として考えられるのは、道路の構造的な改善となるかと思います。道路管理者であります千葉県海匝土木事務所から所管の旭警察署へ協議をしていただき、右折レーンの設置などの交差点改良工事を実施していただけないかお話は伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代）　ぜひ右折レーンのお話も進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後悦世）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇　髙　橋　利　彦

○議長（向後悦世）　続いて、髙橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番　髙橋利彦　登壇）

○２０番（髙橋利彦）　20番、髙橋です。

大きく分けて四つの質問を行います。

まず、大きな１点目の合併特例のメリットの（１）合併特例債について。

合併特例債は、合併した団体だけが起こせる起債で、借金の７割が交付税に算入される有利な財源と言われ、合併特例債には合併団体ごとに限度額があります。

そこで、限度額と現在までの借入額、また現在整備を進めている庁舎、トンネル工事、ごみ処理施設などの大規模な建設に伴う起債発行後の限度額の残額についてお尋ねをします。

また、合併特例債の借り入れ期限は当初、合併後10年となっていましたが、東日本大震災等により期間が延びたと聞きました。合併特例債を発行できる最終期限はいつなのか、併せてお尋ねをします。

（２）として、交付税について。

交付税は、国から自立できない地方公共団体に交付されるものです。交付税の質問を再三していますが、明快な回答をいただけないので、交付税の仕組みについてお尋ねします。

また、本市は合併算定替で一本算定と比べ多く交付されています。平成18年度と30年度の算定替で多く交付された金額と今まで多く交付された金額についてお尋ねします。

また、交付税のメリットが終了する年度についてお尋ねをします。

また、平成30年度の交付税額と平成18年度と比較しての増減分について、そして市と中央病院分に分けた額と、また市分については面積、人口などの規模分、いわゆる真水部分と公債費分についてお尋ねをいたします。

大きな２点目の行政改革について。

（１）として、遊休地の処分について。

行政改革推進課は、市長の肝いりで設置された組織です。課の設置時と現在の遊休地となっている面積と増減、また設置後の処分件数、面積と金額についてお尋ねします。

また、金額の決定方法や払い下げ方法などについてお尋ねをします。

（２）として、再任用職員などについて。

今現在の再任用職員と臨時職員数とそれらの年間経費の総額、それらの１人当たりの日額についてお尋ねします。

また、前回も質問しましたが、業務内容に大きな差はなく、わざわざ高い経費で業務を行う理由についてお尋ねをします。

施設管理などでは一部シルバー人材センターに業務を委託し、安価な経費で業務を行っています。地方公共団体は、最小限の経費で最大の効果を上げなければなりません。行革の観点からもわざわざ高い金額で業務を行うことについて、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

大きな３点目の飲酒運転による職員の懲罰について。

８月に市職員の飲酒運転での物損事故がありました。交通事故にかかわる懲戒処分の基準に関する規程では、酒酔い運転は発覚しただけでも免職となっていますが、停職６か月の処分となりました。天の声があったのかというちまたの声もあります。裁判と違い再審制度がない中では、より厳正で公正・公平性が求められると同時に、これが今後の基準となります。

そこで（１）として、審査委員会と懲戒処分決定までのプロセスについて。

一つとして委員会の構成について、二つ目として委員会の開催日と開催日数、三つ目として決定から本人への伝達プロセスについてお尋ねします。また、処分は市長か消防長の名前か、併せてお尋ねします。

（２）として、懲戒処分の基準に関する規程について。

懲戒処分などの判断基準の違反の程度、考えの程度においてどの部分が適用されたのかお尋ねします。

（３）として、懲戒処分軽減の基準について。

交通事故懲罰規程の何条何項が適用されるのか、その文言と内容についてお尋ねします。

（４）として、県及び他市町村の現状について。

新聞などで県職員の懲罰に関する記事が掲載されました。市内の中学校教諭による飲酒運転の自爆事故により懲戒免職の記事が出ていました。全てにおいて、よく市では県に準じてと言いますが、市職員は停職、県では懲戒免職となりました。近隣を含め飲酒運転による処分について、県及び近隣の状況についてお尋ねをします。

大きな４点目のふるさと納税について。

（１）として、目的と現状について。

旭市のふるさと納税の目的と、平成30年度に他市町村からのふるさと納税として受け入れた金額と件数、また他市町村へ旭市民がふるさと納税を行った金額と件数、そしておのおのの１件当たりの金額についてお尋ねします。

（２）として、ふるさと納税の影響について。

ふるさと納税は、もらっても返礼品などの経費がかかります。そこで、平成30年度の経費を差し引いた実質の収入額についてお尋ねします。また、市民が他市町村にふるさと納税を行った場合、市民税が減額となり、財政に影響が出ます。そこで、減収となった金額についてお尋ねします。そして、市民税の減収分については交付税措置があると言われていますが、それらの全てを含めた実質の差し引き金額についてお尋ねします。

（３）として、ふるさと納税に対する交付税の影響について。

ふるさと納税の寄附金と市民税の減収分の交付税措置はどのようになっているのかお尋ねします。

（４）として、今後の取り組みについて。

ふるさと納税は、全国の半分以上の団体で実施しています。非常に多くの寄附を受ける自治体もありますが、少ない自治体もあります。魅力ある返礼品がある自治体は多くの寄附金を受けることができますが、本市にとって他市の方々に魅力ある返礼品をどのようにＰＲし、寄附を集めるのかお尋ねします。

再質問につきましては自席で行います。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　私のほうから、再任用職員等についての考え方についてご質問ありましたので、お答えをしたいと思います。

これまで再任用職員の知識や経験を生かすことができるよう、担当業務などについて工夫をしてまいりました。この再任用制度につきましては国の制度でありまして、それを地方自治体も指導のもとに取り扱っているところであります。

そんな中で、議員がたびたびおっしゃるように、もう少し活用できる方法を考えなければならない、そんなような思いは私もしているところでありまして、再任用制度をしっかりと、地方自治体の中でも有才な人材を配置して業務を遂行するというような部分でしっかりとしていかなければと、そんなような思いで、昨年からは週４日、そうした部分で責任を負わせる部署につかせているところでありますので、今後ともそういったより必要な部署に再任用職員を回していきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは私のほうから、１、合併特例債のメリットについての（１）合併特例債について、（２）交付税について、それで４のふるさと納税についてのうち（３）ふるさと納税に対する交付税の影響についてお答えさせていただきます。

まず、合併特例債についてですが、この限度額と借入額、予定されている大型事業の終わった後の限度額の残額、それと合併後10年間となっていたけれども最終期限はいつなのかということです。

これにつきましては、本市の合併特例債の起債可能額、これ限度額ですね、これにつきましては272億4,750万円となります。現在までの借入額につきましては、平成30年度末時点で177億4,370万円です。また、発行を予定している新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設建設事業など大型事業に係る起債発行後の限度額の残額につきましては、令和５年度までにこれらの事業の起債発行を見込んでおりまして、それらを差し引きますと２億5,000万円ほどになる見込みです。

合併特例債の起債可能期限につきましては、当初は合併後10年間とされておりましたけれども、現在は25年間に延長されております。本市では令和12年度までが起債可能期間となっております。

続きまして、交付税についてということで、まず交付税の仕組みについてということで、地方交付税につきましては、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための制度です。

財源は、所得税、法人税の33.1％、酒税の50％、消費税の20.8％、地方法人税の全額となっております。

地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、財源に対する割合は、普通交付税が交付税総額の94％、特別交付税が６％とされております。

交付税の額の決定方法につきましては、普通交付税は各団体ごとに基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額となります。特別交付税につきましては、基準財政需要額に捕捉されない特別の財政事情や災害等のための特別の財政需要などを考慮して決定されます。

続きまして、平成18年度と30年度の算定替で多く交付された金額と今まで多く交付された金額についてお答えいたします。それと交付税のメリットが終了する年度でございます。

合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額、いわゆる一本算定を比較し

た額の平成18年度から平成30まで合計を申し上げますと、合併算定替に基づく交付税額は1,008億9,303万9,000円、一本算定に基づく交付税額につきましては816億4,497万1,000円であり、その差額は192億4,806万8,000円となります。

次に、交付税の特例措置である合併算定の特例措置は令和２年度まででありまして、令和３年度からは一本算定となります。

続きまして、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税の30年度と18年度の比較です。全体で申し上げますと、30年度の交付税額の決算額は普通交付税と特別交付税の合計で86億9,711万円です。平成18年度決算額と比較しますと10億7,708万1,000円の増額となっております。

また、病院分を除いた平成30年度の交付税額の決算額は、平成30年度は64億3,139万6,000円で、平成18年度決算額と比較しますと7,680万円の増額となっております。

ここから公債費を差し引いた額につきましては、平成30年度は40……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　病院を除いた部分ですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　病院を除いて増えた分ですよね。7,680万円。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　交付税を、病院分を差し引いた額が64億3,139万6,000円で、30年度。18年度が64億2,371万6,000円、差し引き7,680万円です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　ちょっと今別の表を見ていますけれども。

○議長（向後悦世）　しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時４３分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　大変失礼いたしました。ちょっと1,000円と万円の単位が違ってお

りました。760万円の増額となっております。

ここから公債費を除いた分、これにつきましては、平成30年度は42億6,824万1,000円、18年度決算額と比較しますと16億2,512万2,000円の減額となっております。

続きまして、基準財政需要額の人口、面積、道路の合計の平成30年度と18年度の差額でございますけれども、平成30年度は102億7,343万1,000円、18年度は95億1,696万7,000円、差し引き７億5,646万4,000円です。

続きまして、３番のふるさと納税ですね。交付税額にはどのような影響があるのかということで、旭市民が他市町村へふるさと納税を行う場合につきましては、住民税の寄附金控除が増えるため住民税が減少します。この場合、減少分は市の減収となってしまいますが、減収分の75％については普通交付税に算入される仕組みとなっており、残りの25％は市の収入減となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳）　それでは、私のほうからは大きな２番、行政改革についての（１）遊休地の処分についてお答え申し上げます。

まず、遊休地ということですけれども、これは用途がなくて使われていない市有地ということの質問かと思います。これについて、普通財産の土地についてお答え申し上げます。

まず最初に、平成30年度末の普通財産の土地は約39.5ヘクタールございまして、このうち個人に貸し付けしている土地や、千葉県や各地区などに貸し付けしている土地及び今後公共事業等で利活用を検討している土地など合計で約19.2ヘクタール、現時点でございます。これらは用途がある土地というふうに考えております。

それ以外の土地約20.3ヘクタール、割合では約51％ぐらいになりますけれども、これらが利用されていない土地というふうに言えまして、これが遊休地になろうかと思います。

ご質問は、行革課ができた年度と現在との比較ということでございますけれども、以前の遊休地につきましては詳細な資料がないため、恐れ入りますけれども、貸し付け地も含めた普通財産全体の面積ということでお答えをしたいと思います。

行政改革推進課が設置されました平成22年度末の普通財産の保有土地面積につきましては約34.4ヘクタールございまして、平成30年度末にはこれが39.5ヘクタールとなりまして、約5.1ヘクタールの増というふうになります。

続きまして、普通財産の売却や払い下げの実績ということでございますけれども、平成22

年度から平成30年度までの売却した面積としましては約１万4,270平方メートル、売却額が１億4,400万円となっております。その件数につきましては69件ということでございます。

続きまして、払い下げの金額の設定方法というご質問がございました。普通財産の譲渡価格につきましては財務規則等で定めてございますけれども、適正な時価というふうになっておりますので、固定資産税の評価額や不動産鑑定を参考にしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私から、何点かお答えしてまいります。

初めに、大きな２番、行政改革についての中の再任用職員等についてのところでございます。質問たくさんございまして、漏れていたらばご指摘いただければと思います。

まず、人数でございますが、再任用の職員につきましては現在26人となっているところでございます。一方、臨時の職員につきましては、これはお尋ねでなかったでしょうか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　臨時職員415人ということで、ただこれは全部の数でございまして、そのうち常勤的なもの、社会保障に入っているということで考えますと214人という数字でございまして、そのほかは勤務時間が短い職員ということでございます。

それと、金額のご質問がございました。年間の総額について、すみません、手持ち今持ち合わせておりませんが、再任用職員につきまして年間の１人当たりの額についてお答えしたいと思います。１日当たりだけでよろしかったでしょうか。

１日当たりで申し上げますと、再任用の職員は約１万5,400円です。これは共済費も含んだ額でございます。

臨時でまいりますと、例えば臨時の保育士につきまして、５年くらい勤務した方ですと１万1,900円くらいという数字でございます。

次の質問のほうに移りまして、大きな３番の飲酒運転による職員の懲罰についてのうち（１）の中で一部分、私のほうからまずお答えをしたいと思います。審査委員会のメンバーということについてだけ私のほうでお答えをしたいと思います。

メンバーにつきましては４人でございまして、副市長、教育長、総務課長、秘書広報課長がメンバーとなっております。

次に、（２）のほうのご質問でございます。決定するための論点は何であったかというご質問でございました。

懲罰処分等の基準に関する規程によりまして審査会で諮ったものでございますが、その中でまず基準としましては、飲酒運転の場合は全て免職という形に一義的にはなっております。ただ、それに加重を加えるという形になっておりまして、具体的に申し上げますと６項目加重として列挙……、軽減ですね。失礼しました。加重または軽減です。として６項目を挙げておりまして、一つは、事故等発生時の公務執行の有無。二つ目としまして、過去における懲戒処分等、これは交通事故以外もありますけれども、それの有無。三つ目として、過去における重大な交通法規違反の有無。四つ目として、事故等及びその後の処理の適切性。五つ目としまして、事故等に係る市への報告の適切性。最後６番目として、その他特別な事情ということで、これらを論点としまして加重または軽減ということで判断をしたものでございます。

６番目に申し上げましたその他特別な事情ということについてもう少し申し上げますと、これにつきましては、人事院に懲戒処分の指針についてというものがございまして、それらの項目も含めて考えたということでございます。

この人事院の指針については五つ出ておりまして、申し上げますと、非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものだったか。二つ目として、故意または過失の度合いはどの程度だったか。三つ目として、非違行為を行った職員の職責はどのようなものだったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。四つ目として、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであったか。最後五つ目として、日ごろの勤務成績はどうであったか。こういったものを審査の基準として考えたところでございます。

次に、（３）のところで、その基準について何条何項を当てはめたのかということがございました。今申し上げたものと重複することになるかもしれませんが、基準につきましては規程の第２条でございます。一方、第３条のところで基準に対して加重または軽減するという形になっております。

次の（４）の質問の近隣市の状況ということでございます。

近隣市につきまして、ここ１年くらいのところで調べてみた結果で申し上げます。

そうすると、新聞報道等で見たものということになりますが、10件確認することができました。内容として、県内だけでいいますと、免職が９件、停職が１件ということでありました。ただ、免職になっている事件の内容を幾つか申し上げますと、信号無視で追突事故を起こしたですとか、縁石や樹木を破損する物損事故ですとか、停車中の乗用車に追突してしまったですとか、接触を起こした後に停車を求められたけれども１キロも走行してしまったで

すとか、人身事故ですとか、非常に重い内容でございました。本件の事案とは少し異なるのかなと思っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世）　消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、私からはご質問（１）審査委員会と懲罰処分決定までのプロセスの中で開催日及び決定から本人への伝達、また決定権者は消防長か市長かということの内容についてお答えしたいと思います。

本件におきましては、令和元年８月18日、午後６時50分ころでございますが、職員の酒気を帯びた状態でということで、市内コンビニエンスストアにて、駐車場にて他の車両に接触する物損事故を起こしたものでございます。後日、本人より消防本部内において聞き取り調査を行い、てんまつ書が提出されました。

８月30日、てんまつ書とともに旭市職員分限及び懲戒審査委員会へ懲戒審査願を提出、９月９日、審査結果の回答がございましたことから、９月12日、本人を停職６か月の懲戒処分、そして管理監督者である私を含め消防署長、消防副署長の３名を文書訓告といたしました。

そして、同日付で報道発表及び市のホームページに公表したものでございます。

そして、この内容につきましては、地方公務員法第６条によって、消防長、私に懲戒処分の権限がございます。これは消防組織法第15条によって、消防長については市長が直接任命いたしますが、他の消防職員、こちらにつきましては市長の承認を得て消防長が任命することになります。

このようなことから、私のほうで最終的な処分ということの処理をいたしております。

以上です。

○議長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、私のほうからは４のふるさと納税について、このうちの（１）と（４）についてお答え申し上げます。

まず、ふるさと納税の目的ですけれども、ふるさと納税制度は、生まれ育った故郷やお世話になった地域を愛し応援しようとする個人や団体から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として各種事業を推進することにより寄附者の地域に対する思いを具体化し、多様な人々の参画による活力あるまちづくりに資することを目的としています。

これに加えまして、旭市のふるさと納税では、ふるさと産品等の全国に向けた広いＰＲということも大きな目的としております。

現状ですけれども、昨年、30年度の受け入れた金額ですけれども、件数にして1,784件、総額4,847万5,348円の寄附がございました。１件当たりにしますと２万7,172円ということになります。

それと一方、旭市から外へ出ていっている寄附金ですけれども、件数にして827件、3,368万4,000円ということになります。１件当たりに直しますと４万730円ということになります。

それと、（４）の今後の取り組みについてということで、返礼品のＰＲをどのように行っていくかということでございますけれども、現在のところ、返礼品で多くの申し込みがある特産品は、梨やイチゴなどの農産物や水産加工品、胡蝶蘭や市内の縫製工場で製造しているバッグなどが返礼品として好まれています。

実は昨年、寄附のポータルサイトを一つ増やしまして、そうしましたところ、29年度から比べまして３倍ほどの寄附金額になったということもありますので、これからもポータルサイトの追加でありますとか、それと現状に満足しないで返礼品の発掘を行っていって、広く全国にＰＲをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（向後悦世）　一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１５分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き髙橋利彦議員の一般質問を行います。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　恐れ入ります、先ほどの私の発言に答弁の間違いがありましたので、訂正させていただくとともに、答弁漏れもございました。これにつきましても説明させていただきます。

まず、答弁の間違いの部分ですが、先ほど旭市から外へ出ていっている寄附金の額を3,368万4,000円と申し上げましたが、これは市税への影響分でした。すみません。実質の寄附、出ていっている金額は7,808万5,000円となります。１件当たりにしますと９万4,420円ということになります。これが答弁間違いの部分でございました。

答弁漏れの部分が２点ございました。

まず、昨年度の収入から経費を引いた実質収入額ということでございます。収入額につきましては、先ほど申し上げましたように4,847万5,348円です。これに経費のほうが2,277万8,843円かかっております。ちょっと細かいですけれども。そうしますと、寄附金から経費を引いた額は2,569万6,505円となります。これに加えまして、交付税等を入れた場合どうなるのかというご質問がありました。実質収入額については2,569万6,505円と申し上げました。先ほど間違えて答えてしまった市税への影響額、市税のマイナス分が3,368万4,000円になります。これに減収分の75％が交付税措置されまして、この交付税措置分が2,526万3,000円となります。これらを合計しますと、本当の実質の収支ということになりますと1,727万5,505円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、再質問をします。

合併特例債でございますが、今、答弁を聞きますと、市長の在任中にほとんどなくなっちゃうということですね。そうしますと、それ以降は今までのような借入金の２割、３割になると、かなり今度旭市の事業を進めていく中での財政は厳しくなると思うんですよ。そんな中で、交付税算定の公債費分として、臨時財政対策債、合併特例債などが算入されていますが、平成18年度と30年度を比較して何点かお尋ねします。

まず、一つ目として、国の交付税の出口ベースの増減額、二つ目として、本市の交付税の増減額、三つ目として、本市の公債費分や中央病院算入分を除いた、いわゆる真水部分についての増減額、四つ目として、合併特例債など臨時財政対策債の交付税の公債費算入分の増減額について、おのおのお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは、何点かございました。お答えさせていただきます。

まず、国の出口ベースということで、交付税の国の総額ということで、平成30年度が16兆85億円、18年度が15兆9,954億円、差し引き131億円の増となっております。

それと、次は30年度と18年度の比較の公債費の合併特例債分と臨時財政対策債分でよろしいですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　交付税の増えた分ですね。

失礼いたしました。

交付税、平成30年度は病院分、公債費分を除いた金額が42億6,824万1,000円、平成18年度が58億9,336万3,000円、差し引き16億2,512万2,000円でございます。病院分につきましては、30年度が22億6,571万4,000円、18年度が11億9,631万3,000円、差し引き10億6,940万1,000円でございます。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは次に、有利な合併特例債と言われていますが、国の交付税予算が大きく伸びていない状況では、借金分の公債費算入分の割合が大きくなっています。その反対に、市町村などの規模、面積、人口などのいわゆる真水部分の割合が低くなっています。先日もトンネル工事で、３割の負担で工事ができるのだから問題がないのではとの一部議員から意見がありましたが、交付税の中身が分からない状況で、そのような意見を言うのはいかがと私は感じますが、そういう中で再度質問しますが、平成18年度と平成30年度の比較で、合併特例債で７億5,000万円が増えています。臨時財政対策債で８億8,000円の増加、いわゆる真水部分については16億3,000万円が減少しています。これでは交付税が増えてもひもつき、つまり借金分が増えただけで、自由に使える真水分部分が年々減少する中で、議会を含めた市民には交付税の増えたメリットの部分と減ったデメリットの部分も十分説明する必要があると思いますが、いかがかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　合併特例債の増えた部分のメリットとデメリットということでございますけれども、増えたメリットにつきましては、合併によって行わなければならなかった大規模な事業が、合併特例債によってそれが行うことができたということで、有利な財源を使うことができたということでございます。デメリットということですけれども、強いて申し上げれば、それ自体も借金であるというところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　いずれにしても、国が借金分幾ら見るからといったって、ただ項目が変わっただけなんですよ。何ら市にはメリットないわけですね。

そんな中で４回目の質問を行いますが、合併特例債は確かに交付税に算入されていますが、

交付税総額が伸びない状況では交付税の中身が、今言ったようにただ変わっただけなんです。そういう中で合併特例債は使い方によってはとっても有利な財源と理解していますが、むやみやたらに施設を整備したり、また、わざわざ高額な方法での整備などにより多額の合併特例債の発行を行っている状況では、今後、償還金も多額になり、市の財政状況も悪化するものと考えます。そうなると、よく美しいバラにはとげがあると言われるように、有利だと言われる合併特例債を使い過ぎ、財政破綻した兵庫県の篠山市の例もあります。そして、各地の自治体で、この合併特例債の促進剤を飲み過ぎだという危機感が募っているということが言われています。

旭市も、交付税も減り借金の返済額が多額になり、市の財政が悪化すると考えます。市長の任期は令和３年７月と認識しています。市民は生涯を旭市で暮らすわけですが、将来そして次の世代に借金を背負わせ、それでは将来展望がなくなってしまいます。今の財政運営では、本市も財政再建団体に陥ることも考えられます。そのようなことを踏まえ、市長はどのように考え、また、今後、合併特例債をどのように考えていくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　合併特例債を使っての事業は、確かに旭市としては大きな事業を合併特例債を活用してやっているわけでありますけれども、その事業、当然必要不可欠なごみ焼却場とか庁舎とか道路整備とかでありますし、今後の財政についてはきちっとした財政課が中心になってシミュレーションもしているところでありまして、そういった特例債の返済等も無理のないような状況でできるような状況で財政運営をしていると思いますので、そこのところはご理解をいただき、市民にも心配ないように公表も、財務四表とかいろんな収支の部分も広報でもお知らせをしておりますし、十分市民にも理解していただけるものと確信をしているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、交付税について再質問します。

現在も激変緩和措置で多く交付税が交付されていますが、全て合併による交付税のメリットがなくなり、一本算定になると交付税は減ります。交付税の中身は、公債費分が増えて人口、面積などの一般分、いわゆる真水部分がますます減ってくると思うわけでございます。そういう中でどういうふうに考えているのか。

また、このようなことから、借金返済分の交付税が増え真水部分、つまり自由に使える部

分が減り、住民サービスの低下につながり、生活道路の整備の遅延や住民の要求に応えることがなくなります。ますます人口減少に歯どめがかからなくなります。交付税の真水分が減り、今後の財政運営をどのように行っていくのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは、今後、合併特例債がなくなって、その後の財政運営ということですけれども、合併特例債につきましては、合併市町村の一体的で均衡ある発展を目的とした起債でありまして、本市でも新市建設計画に基づき、これまで学校や道路の整備などさまざまな事業を展開してまいりました。

合併から間もなく15年が経過する中で、現在建設を進めております新庁舎事業も来年度には完成予定でありまして、その他の合併に関する事業も完了に向かっている状況から、本市における合併特例債の目的はある程度達成したのかなというふうに思っております。

今後の財政運営につきましては、合併に伴う大規模事業の減少とともに、適正な財政規模へ移行していくというふうに考えております。

それと、公債費につきましては、平成30年度20億円、29年度が19億円程度、28年度が19億円程度ということで、今現在は同じような金額で推移しているという状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、次に３回目の質問に入りますが、国の交付税の配分ルールにより交付税の中身が変わっただけで、先ほどの質問でも人口、面積、道路の延長などの市の規模による部分の配分が減っているわけでございます。そんな中で、公債費分の使い道が決まっている部分が逆に増えています。また、中央病院に繰り出すひもつき部分も多くなっています。このようなことから、すなわち自由に使える真水部分が今後も減っていくことが当然予想されます。市の財政を健全に運営するには、交付税をよく理解し、来年度の予算編成に努めなければならないと考えていますが、市長は交付税の目的をどのように理解しているのかお尋ねします。

また、交付税をどのような財源に活用するのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　議員がおっしゃるようなことも十分注視しながら、注意しながら財政の

運営に当たらせたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、４回目になりますが、平成30年度の交付税では人口、道路、面積などの市の規模に応じる分として、平成18年度と比較して７億6,000万円が増加していますが、公債費算入分が16億3,000万円と大幅に増えています。そんな中で、これは合併による合併特例債の借り入れによるものです。また、臨時財政対策債発行可能額による交付税算入分です。また、中央病院分については、10億4,000万円と大幅に増加しています。また、国の出口ベースが平成18年度と比較して131億円の増加では、１団体当たり平均700万円、ちょうど旭市が増えた分ですね。この微増だけでは、市の規模に応じた配分、すなわち真水部分が減るとも増えることはないわけでございます。市長は交付税の総額だけでなく、交付税の目的と中身をよく理解し、来年度予算編成に努めるべきだと考えますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　確かに仕事をやっておりますので、真水部分は、国の財政状況もあると思いますけれども、減少はすると思いますけれども、そういった部分で蓄えなければならない部分、しっかりと蓄えてありまして、基金もあるわけでありますので、そういった部分を有効に活用しながら、今後の財政運営、市政運営を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、大きな質問の１について再質問します。

遊休地が増えています。なぜ増えたのか、その理由と、また遊休地の削減目標はどのようになっているのかお尋ねします。また、昨年度の遊休地の草刈りなどの管理費の金額につてお尋ねをします。管理費は年々増加することが考えられますが、この管理費を削減する取り組みはどのようになっているのか。また、旭市旧中学校跡地利用検討委員会が作られ、委員会では旧海上中は未定、旧飯岡中跡地にはサッカー場の予定ですが、長く検討を重ねたということは何らか、全く案がなかったからなのではないのか。そういう中で、なぜ処分検討委員会にしなかったのか。行政改革推進課の設置目的に逆行するのではないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳）　何点か再質問いただきました。

まず、その前に先ほど１回目の私の回答にちょっと答弁漏れがございました。払い下げの方法というご質問があったかと思いますので、それについて申し訳ございません、お答え申し上げます。

普通財産の処分につきましては、現在、インターネット入札を活用しているほか、土地の貸し付け者や、または隣接者からの申し出等による売却を行ってございます。そういったことで売却を行っております。

続きまして、ただいまの質問ですが、遊休地の処分ですが、なぜ増えたのかというご質問でございます。

遊休地のほうですけれども、売却のほうも進めてはおるところではございますけれども、増えた要因としましては、主には旧海上中の跡地であるとか、旧食彩の宿いいおか、または旧飯岡中の跡地、そういったものが行政財産が用途廃止などによって増加した理由。また、土地開発公社の解散等、土地開発基金の廃止ということで譲与されて普通財産となった土地の増加ということもございました。さらには、平成24年なんですけれども、登記簿の照合や現地の調査を行いまして、当時台帳に漏れていた土地を新たに追加したということも、これは増加の要因というふうに考えております。

続きまして２点目、削減の目標というご質問でございます。

現在、行政改革のほうでは特別な削減の目標ということは立ててございません。アクションプランのほうでは、未利用地については売却を進めるというふうに立ててはおりますが、具体的な数値ということでは、特に作ってはございません。

あと、昨年度の維持管理費ということ、ご質問がございました。

平成30年度の維持管理費としまして、普通財産が439万5,000円ほど管理に要しております。これには通常の維持管理に係る経費に加えて、売却のための経費も含んでございます。

続きまして、維持費の管理削減の取り組みということでございますけれども、これについては日々の業務の中でいかに少ない維持管理費となるかということで常に検討しているところではございますけれども、現実的にはちょっと管理する土地が増えているというような状況もありますので、少し増えてしまっているということでございます。

旧中学校の処分の、なぜ検討としない理由については、企画政策課のほうからご答弁申し上げます。

○議長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　中学校の跡地、海上と飯岡とございますけれども、なぜ処分検討委員会としなくて利用の検討を進めたかというご質問ですけれども、ご存じのとおり、飯岡中学校、津波により被災しております。それから、海上中学校跡地については、周辺の環境整備という問題もございます。すぐに売却ということには、当時は私、行革課にいたので、売却という手段もあるかなと思ったんですけれども、それらの理由からすぐに売却ということではなく、まずは有効活用を考えようということで、利用検討委員会を設置したわけでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　いずれにしても、例えば中学校跡地でも、もう利用の目的は終わったわけですよね。そうなれば当然、処分するのが一般的な考えじゃないんですか。そんな中であれですよ、この遊休地ですか、せっかく行革課がある中で、何で目標くらい立てないのか。じゃ、行革課の進めている事業はみんな全て目標を立てないのか。建物なんかについては20％の削減目標を掲げているでしょう。その中で当然、この遊休地はもう完全に必要なくなったわけですから、本来であれば。中学校だって海上、例えばもう新しく建てたわけですから、そこは必要ないわけですよね。あればあるだけ金がかかる。それと同時に、あれば住民は市の財政関係なく、何らか利用したほうがいいだろうと。そういうことをやるとどんどん経費がかかるわけ、かさむわけなんですよね。

そういう中で、いずれにしましても、必要でない遊休地を処分すれば維持管理費が発生することもないわけです。遊休地はその利用目的が終了したことが大きな理由です。先ほど質問しましたが、利用目的がない土地があれば、何かを整備しなくてはとの声が出るわけですよ、住民から。

また、合併特例債を活用すれば３割負担で何でもできると勘違いする市民が大勢いるわけです。議員にもいるようです。できるだけ不必要な遊休地を処分しなければ、財政状況がますます悪化することが予想されるわけです。遊休地の処分を行うための取り組み、どのようにするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳）　合併後、遊休地、普通財産のほうは拡大してございますけ

れども、むやみに拡大を続けていくべきとは私どもも考えておりません。これまで施設整備と、あと施設の廃止処分を考えるに当たりまして、それぞれ検討する際に整備に重きを置いてきたというふうにちょっと考えております。

こういった側面から見れば、確かに計画性もなく行政改革が何をしているのかというふうにお叱りも受けることももっともだと考えております。しかしながら、土地等の廃止処分にはさまざまな問題、課題が隠れているなど、簡単には手続きが進まないということもございまして、今後も慎重に検討していきたいとは考えております。これまでのように施設整備、あと廃止の処分を並行して進めていきますけれども、結果として廃止処分の検討が遅れてしまっているというふうにも捉えております。

これから拡大する未利用地、普通財産、その管理のあり方に課題があるということはしっかりと認識しておりますので、これまでの反省も踏まえまして、平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画の中で課題の解決に向けた方針も明記しているところでもございます。これから発生する施設で遊休地の跡地等につきましては、廃止する前にはできるだけ土地の利活用の方針を定めまして、財政負担の軽減を考慮して、適切な財産管理に努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　いずれにしても、行革課、その存在の意義を十分認識した中で、今後事業を進めてもらいたいと思います。

それでは、次の再任用職員についてでございますが、臨時職員を多数任用していますが、臨時職員の年代別人数と臨時職員の定年制はどのようになっているのかお尋ねをします。

また、働き方改革により臨時職員の待遇が改善されると聞いていますが、今現在の臨時職員数で経費はどの程度増えるのか。そのためにも、職員、再任用職員など全ての職員の総体の経費を削減させなければなりません。このことから、再任用職員にも臨時職員の業務を担うような取り組みをして経費の削減に努めるべきだと考えますが、どのような取り組みを行うのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。

最初に、申し訳ありません、臨時職員のその年代別の人数というのを手元に持っておりませんので、申し訳ありません。

それと定年制はあるかというご質問でございますが、定年制という概念は臨時職員にはございません。ただ、一般的にある程度の年数になればいかがかというところで考えているところでございます。

それと、働き方改革の中で改善がどうされて、その経費が増えるのかというご質問もございました。まさに今新年度の予算に向けて臨時職員が今度、会計年度任用職員に移行いたしますので、そのための積算を今しているところでございますので、現在まだ数字としては出しておりません。ただ、一つ言えるのは、期末手当を今度支給することになりますので、その部分につきましては間違いなく増えるというふうに考えております。

全ての部分について削減が必要かという締めくくりの言葉もありましたが、当然そうだと思っております。人数云々というよりも、最終的には金額でどう削減されるかということが大事だなと思っているのは事実でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　いずれにしましても、今そういう中で再任用職員というのは時間給にしたらかなり、約2,000円払っているわけですよね、全て込み込みにしますと。その中で、再任用職員は年金受給までの臨時職員でもできる簡単な業務を高額な経費で単純業務を行っています。来年度から臨時職員のフルタイムの方に期末手当を支給する条例の改正も行われているようですが、これは政府の働き方改革の一環であるわけですが、そんな中でせっかく再任用職員、長年培った経験、豊富な知識を活用した高度な業務につかせ、フルで再任用職員を雇用すれば、臨時職員も減少させることにつながると思うわけでございます。優秀な職員をわざわざ施設の管理などに当たらせて、時間2,000円も払う必要はないと私は思うんです。

いずれにしましても、比例報酬部分の年金の受給まではフルタイムで活用し、その後、今のような週３日の業務につかせることが臨時職員の削減にもつながると思うんですが、行政改革にもこれはつながると考えますが、いかがかお尋ねをします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　再任用職員の活用についてご提言ありがとうございます。

ご案内でございましょうけれども、再任用の職員につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、年金が支給されるまでの間の採用という部分もございます。確かにございます。

でも一方では、これまで培ってきた職員のノウハウというのを生かしていただくという面もございます。そういった中で、現在、基本的には週３日という形で再任用職員については仕事をしていただいております。と申しますのは、フルタイムで働いていただければもちろんいいのかもしれませんけれども、フルタイムで働くということになってまいりますと、全体の職員数のマンパワーとしまして増えますので、新規に採用する職員のほうを減らさなければならないという問題も出てまいります。そういたしますと、年齢別のその職員の構成割合がゆがんでくるというようなことも懸念されますので、国においても必ずしもフルタイムでなくてもいいよということで通知が出ているところでございます。

いずれにしましても、再任用職員の能力というのをどのように活用したらいいのか、これからもどこの場所で活用したらいいのか、あるいは日数もどうすればいいのかということについても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　今も答弁にありました経験豊富なということでございますが、そんな中で結局、今再任用職員が行っている業務、これは私から見たら臨時職員でも十分できる業務なんですよ。それを週３日では、本当にただ退職した職員が年金が出るまでの給与稼ぎではないのかと思うわけでございます。そういう中で、職員適正化計画の達成のためのものではなく、むしろ行政改革の達成を優先すべきではないのか。そんな中で行政改革を達成するためにも、再任用職員、簡易な業務ではなく知識と経験を生かした業務を行ってもらいまして、臨時職員削減などを含め総合的な経費節減を図る必要があるんじゃないかと考えますが、市長はどのように思いますか。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　再任用制度ができて、確かにいろいろな部分で初めての試み、四、五年になるわけでありますけれども、戸惑っている部分もあります。

議員がおっしゃられますように、本当に臨時職員と同じような仕事という部分も私の目から見てもそういった部分がありますし、その再任用職員の働いてもらう仕事の内容について、責任のある、臨時職員が減員できるような、そんな働き場所を探して、総務課と一緒になって全庁的にそういった部分を洗い出しながら、再任用職員の活用をしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、大きな３番目の飲酒運転の最初の懲戒処分プロセスについてお尋ねしますが、まずこの懲戒処分は消防長の名前で出したということですね。そうでしょう。そういう中で、消防長の名前で出した中で、なぜまず市が懲罰委員会でそれを決めたのか。これは法的にどうなっているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　旭市において懲戒処分を行う場合には、市の規程によりまして、旭市職員分限及び懲戒審査委員会に諮るということになっております。その規程によりまして委員会に諮問をして、それに対して答申を得たもの、それに基づいて消防長が処分したということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　任命権はたしか消防長でしょう。それが全く組織の別の市の懲罰委員会ですか、そこでどのように決められるのか、それは自治法上どうなっているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　髙橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　自治法でどうなっているかというお問い合わせでございますが、すみません、不勉強で自治法がどうなっているかは承知しておりませんが、特に自治法の中では規定はなかったというふうに考えておりますが、あくまでも今のこの市の中の規程としまして委員会を設置しているというふうに承知しております。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　一つまずお答えいたします。

消防職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法の第６条の中で消防長に懲戒処分の権限が与えられるということでございます。

あと、その委員会がどうかというご質問でございましょうか。委員会につきましては、申し訳ありません、今私承知しておりません。

○議長（向後悦世）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時　０分

○副議長（宮澤芳雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き髙橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　午前中は大変失礼をいたしました。

審査委員会の関係につきまして、お答え申し上げます。

懲戒処分等を行う場合には、市で作っている条例、旭市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づき処分を行っているわけでございます。ご案内のとおりでございますが。

処分するのは、任命権者である消防長が今回の事例は行うことになります。ただ、その内容を決定するに当たりましては、公正でなければならないということは言うまでもないことかと思います。そうした中で、市として作っている審査委員会に消防長から諮問を受けまして、それに対して内容を返しまして、それを尊重して処分を行っているということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　審査委員会の設置基準というお尋ねでございましょうか。

これは自治法の中で決まっているものではございません。自治法の中で設置しろということが決まっているものではございません。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、委員会では市長の意向があり、結論ありきでそのような委員会を開催し、懲罰の軽減になったのではないのかと思うわけでございますが、形ばかりの委員会で懲罰のなぜ軽減を行ったのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　審査委員会としましては、先ほども申し上げました規程の第２条、あるいは第３条に基づきまして、今回の事例についてどのくらいの処分が適当かというのを審査いたしました。その中で、加重ではない、軽減ということになろうかと思いますけれども、項目に照らして判断したというところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、二つ目の規程の条文にもありますが、過去に交通違反などで前歴を確認しなければなりませんが、どのように確認したのか。また、そのほか特別な事情があるとの条文ですが、この条文は懲戒処分を軽減するのではなく、それよりも軽い懲罰にかかわるものではないのかと思うんですが、また、この件について顧問弁護士と協議をしたのか、その協議内容についてもお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。

前歴の確認をしたかというお尋ねについてまず申し上げますが、前歴につきましては、確認するすべがありませんでしたので、積極的な確認はしておりません。ただ、もし前歴があるとすれば、大きな犯罪であれば新聞報道等にも載りますし、本人からも当然申し出を受けるということが出てまいりますので、そういった意味では、前歴はなかったというふうに考えたところでございます。

それと、弁護士に相談したかということがございましたが、この件につきましては、弁護士には相談をしておりません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　結局、調べるすべがないといったって、刑法犯については市に刑罰調書ありますね。そこに載っていると思うんですが、交通違反ですか、これは叙勲のときにはよく交通違反でもだめだと言われることがありますがね。そんな中で、調べるすべがないというのは、これはちょっと懲罰委員会の職務怠慢だと思うんですよ。何で調べられないのか。これは市で警察庁へ連絡すれば調べつくんじゃないですか。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　該当する人間のその刑罰につきましては、外へ出せないというのが基本になっております。ただ、叙勲の際には、特別にそれは回答してもいいというふうになっていると聞いております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　市が調べる場合は教えてくれないということですか。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　今も申し上げましたけれども、市から叙勲等の進達をするために調べるということはできますけれども、そのほかの部分についてはできないというふうに理解しております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、３番目の軽減の基準についてお尋ねします。

規程の第３条の過去における、これはできないということですが、私はできるということで聞いているんですよ。そういう中で、じゃ全くこれについては調べようがないということですよね。そんな中で、特別な事情ですか、そういうことをどういうふうに考慮したのか、それをお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　何度も申し上げておりますけれども、その犯歴については、こういった懲罰のためには調べられないということで理解をしております。

それと、その特別な事情ということでもご質問がございました。特別な事情というのは、先ほども答弁したことと重複いたしますが、人事院が出しております懲戒処分の指針について、こういった項目を勘案したものでございます。具体的な内容につきましては、そもそもこの審査会は秘密会でございますので、今申し上げるわけにはまいりません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、そういう中で、まず調べるすべがないということでございますので、もし調べられるすべがあったらどうするのか、ここで確認しておきます。

そんな中で、県及び他の市町村との比較でございますが、県や近隣と比べ非常に軽い処分と感じます。飲酒運転による道路交通法を見ても、最近では非常に厳しい処分となっています。そのような中で、なぜそのような軽い処分になったのか。それと同時に、この６か月ということでございますが、これは公務員法、それから自治法上、最高限度はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　処分が軽いのではないかというお尋ねがございました。先ほど近隣の状況についても申し上げましたが、千葉県内での状況を申し上げたところでございます。ただ、全国、もう少し広げてみますと、懲戒免職ではないという事例もたくさんございますし、裁判の事例でも飲酒運転で即免職でないというものがたくさんございます。そういったものも勘案して、今回の決定になったというふうに考えているところでございます。

それと、６か月の処分がどうかというお尋ねもございました。懲戒の処分で最も重いのは懲戒免職、いわゆる首です。今回の処分の６か月の停止というのは、懲戒免職に次ぐ重い処分であります。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　失礼いたしました。公務員法、自治法でどうなっているかというお尋ねがございまして、失礼しました。

国におきましては、１年までの処分ができるとなっております。ただ、都道府県あるいは市町村については条例で定めるということになっておりまして、千葉県におきましては、最高で６か月というふうになっておりますし、旭市も６か月という形で条例で定めているところでございます。近隣も６か月というふうに承知をしております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　公務員法より自治法のほうが安くて、結局停職は地方自治法では最高６か月なんですよね。公務員法では１年になっていますけれども、地方自治法のほうが易いんですよ。

それはともかく、次に、飲酒運転での自爆事故で県では懲戒免職、しかし、旭市では飲酒運転で被害者がある事故、どちらが重い罪か、皆さん方もご承知のことだと思いますが、そ

いう中で相手がある事故のほうが、私は重いと思います。規則でもそのような順位になっています。県では、飲酒運転が発覚した時点で懲戒免職となっています。どのような理由があっても、これ懲戒免職となっているわけでございまして、市民の中で「役所は飲酒運転で事故を起こしても懲戒免職にならなくて、いいところだね」とよく耳にするわけでございますが、市長は飲酒運転をしても停職と軽い処分を決定した理由と、飲酒運転を根絶させることをどのように考えているのかお尋ねをします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の４回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　確かに飲酒運転するということは、最大の、公務員としてやってはいけない行動だと思います。ただ、コンビニの駐車場の中でこすったというくらいという部分もいろいろと情状があるのではないかなと、そのような思いもありますし、今後、そういった部分でどう指導していくのかという部分でありますけれども、懲戒免職の次に重い６か月という停職処分でありますので、それはそれなりに感じていただけるものと、そのように思っているところでありまして、今後は消防署本部、あるいはまた総務課を中心に、庁内でも徹底してそういった部分で指導していきたいと、そのように思っているところであります。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　いずれにしても、これはこれから処分の判断基準では即アウトなんですよね。そんな中でこのような処罰にしたということは、例えばこの基準に照らし合わせて処罰した場合には、裁判か何かで負けるとか、そういうこともあったのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋議員、これ（４）の再質問でよろしいですか。もう４回終わりましたので。

髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、大きなふるさと納税……

○副議長（宮澤芳雄）　いやいや、今度（４）のほうです。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、（４）今のでいいです。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　何度も申し上げているかもしれませんが、原則のその判断基準では確かに飲酒をしたということだけで免職となっております。それが第２条の規定でございます。一方、第３条では、その基準に対して加重あるいは軽減するということも規定している

わけでございまして、それらをトータルで考えて結果を導き出したということでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　じゃ、この判断基準ですか、これは改めればいいじゃないですか。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　基準を改めればいいのではないかというご質問でございます。

国は、飲酒運転だとしましても全て免職ということではなくて、停職というような幅を持たせております。千葉県も幅を持っている部分がございますので、旭市のこの基準についても、直すかどうか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、大きい４点目のふるさと納税についてお尋ねします。

まず、昨年度の寄附金額は県内で何番目になるのか。また、近隣の市町の寄附金額の状況についてお尋ねをします。

また、返礼品については３割までとなっていますが、魅力ある返礼品でなければ寄附金を受けることができないように感じます。そこで、地元の名産品や魅力ある名産品が市町村では多額の寄附を集めることが分かっています。本市の返礼品で最も多い商品と返礼品を魅力あるものにする取り組みについて、どのように考えているのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、お答えいたします。

まず、千葉県内での順位ということでございますけれども、すみません、少々お待ちください。千葉県内の順位につきましては、54市町村中27位でございます。ちょうど真ん中ぐらいということになります。それと、近隣の状況ですけれども、30年度の実績で申しますと、銚子市が１億8,000万円ほど、匝瑳市が2,350万円ほど、香取市が8,301万円ほどとなっております。

それと、魅力ある商品、３割以内ということで魅力ある返礼品を用意することで伸ばしていかなければならないだろう、それについてどう考えるかということですが、おととしからですか、去年からですか、かなり魅力ある商品として、その詳細は差し控えますけれども、

かなりの寄附を受けられている商品がございます。これについても今多々、実際にはバッグなんですけれども、いろんな種類を登録していただいて、より伸びるような形にしていこうということもございますし、それと、何といっても旭市は農業のまちでございます。ただ、この間もお答えしましたが、その認知度が全国的に低いんではないか。あるいは、ブランドに対する認知度も低いんではないかということがございますので、これらを先ほども言いましたけれども、ポータルサイトのほうでも例えば先ほど申し上げたように、梨やイチゴなどは非常に人気がございます。これについてポータルサイトでもっと大きく取り上げたり、それから、こういった農産品についてはリピーターがかなり多くございます。そういったことから、そういったものも発信していければなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、３回目になりますが、全国ベースで見ると本市のふるさと納税寄附金、非常に少ないと思います。そんな中で、返礼品が他市と比較して特徴のある商品が少なく感じます。そんな中で、魅力ある返礼品の開発や、市内業者に呼びかけ、寄附者に喜ばれる商品を提供することが必要だと思います。この点については、市長はどのように考え、対策を行うのか。

また、道の駅が主要取引の業者になっていると考えていますが、これは道の駅の収益を上げるための対策と、市民からの声を多数聞きます。市内業者が直接提供できるよう取り組みを行うことが、市内業者の育成などにもつながると思うわけでございますが、市長、どのように考えているのか併せてお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　全国的には少ないほうなのか、全国的な順位は聞いておりませんけれども、今二、三年前から新しいサイトを作りながら、新しい魅力ある返礼品、そういったものを模索して実際効果を上げているところでありまして、これからもそういった努力は企画政策課を中心に、魅力ある返礼品を掘り出すための努力をしていきたいと、そのように考えておるところであります。

ただ、旭市は肉の産地、野菜の産地にしては肉と野菜、その割に多く出ていないということで、何かＰＲが足らないのかなと、そういった部分はいつも感じているところでありますので、そういった部分もしっかりと研究しながら、これからのふるさと納税に備えていきた

いと、そのように思っているところであります。

道の駅については、ふるさと納税のための拠点に、道の駅の収益を増やすためにやっているのかという部分でありますけれども、ただ、道の駅はその取り扱いが多く、いろんなものがあるということの中で、中継をするという、そのサイトのほうの業者も、そこが一番取り扱いやすいのかなというような部分もありますし、先ほども申し上げましたように、新しい企業の皆さん方にもどんどん登録してもらって、旭市のふるさと返礼品に協力していただきたいということは周知を図っているところでありますので、そういった面では今後も努力していきたいと、そのように思っております。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、ふるさと納税の影響額について、例えばふるさと納税寄附金を実施しない団体、また、少額の寄附金の受け入れだけあって、その他の市、数千人の方がふるさと納税を行った場合、市民税で1,000万円の減収が生じた場合、交付税の算入はどのようになるのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　交付税の算入の考え方ですけれども、ふるさと納税によって、例えば旭市からほかの市町村へふるさと納税をして、今お話があった1,000万円税収が減った場合どうなのかということでしたけれども、75％が交付税措置されます。したがって、750万円が来ますけれども、250万円はそのまま減収ということになります。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　次に、ふるさと納税の受け入れ額は交付税に影響がないとのことですが、そうすると、できるだけ寄附の受け入れがあったほうが財政的にも有利と考えるわけでございますが、そんな中で、泉佐野市ではふるさと納税寄附金が集まり過ぎて、返礼品の予算がなくなり、基金を取り崩して返礼品をそこから充てたと。つまり、基金を目的外に使用したということが報道されましたが、これは自治法違反だということになるわけですね、目的外使用ですから。そんな中で、金額の多寡はありますが、本市ではそのようなことが、基金を取り崩して返礼品の金を使ったということはございませんか。それをお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　議員おっしゃるように、旭市でもふるさと応援寄附をいただい

たものは全額基金へ繰り入れております。使い道は別になりますけれども。それで、返礼品に基金を取り崩して使ったようなことはこれまでございませんし、これからもないものと確信しております。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、ふるさと納税に対する交付税の影響額についてでございますが、ふるさと納税による寄附金の受け入れ額は交付税の算定に影響ないのか、再度お尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　交付税の算定に影響がないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全体の75％を見てくれます。それで残りは25％……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　入ってきた分につきましては、基準財政収入額には組み入れられません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　それでは、最後の今後の取り組みについてでございますが、寄附金を多く集める市では魅力ある返礼品があります。商品もマンネリ化していくと考えます。そんな中で、今後、返礼品を魅力あるものをどのように発掘していくのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

例えば商工会への相談ですとか、それ以外にも、昨今言われていることですが、モノからコトへというようなことがございます。それを受けまして、例えば旭市でも釣り船の優待券ですとか、そういったものもやっておるんですが、そういった体験型のものもこれから観光協会とタッグを組みまして、発掘あるいは創出していく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員。

○２０番（髙橋利彦）　最後になりますが、長生村では長生き米として、長生村の米は返礼品として人気があると言われているわけでございますが、米はふさおとめでコシヒカリより商

品価値としては劣ります。このように、ネームが商品として魅力あるものと感じます。本市でも魅力あるネームでの商品開発が必要だと考えますが、市長は魅力ある商品とはどのようなものを考えているのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　魅力ある商品の開発は企業、商売をしている方々も考えてくれると思っていますけれども、私は何といっても、やはり旭市は豚肉と野菜、そしてまたタカミメロン、そのことだと思います。その三つをやはりもっともっとＰＲしながら、全国に発信しながら注文を受けられるような、そんな体制をつくっていきたいなと、そのように考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇　髙　木　　寛

○副議長（宮澤芳雄）　続きまして、髙木寛議員、ご登壇願います。

（９番　髙木　寛　登壇）

○９番（髙木　寛）　議席番号９番、日本共産党、髙木寛です。今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第１点目です。子どもの貧困についてです。

千葉県の財政力指数は全国第４位ですが、人口１人当たりの民生費は全国46位、教育費は45位と福祉や教育に冷たい県政であるということを、まず指摘しておきます。

そこで、まず子どもの貧困についてですが、2015年の厚生労働省の国民生活基礎調査によって算出される子どもの貧困率は13.9％で、７人に１人が貧困と言われており、ひとり親家庭の貧困率は50.8％と算出されています。貧困の原因は、あらゆる年代、階層の人が失業や病気などで収入が減れば、たちまち生活が行き詰まり貧困に陥る状況になります。これらの事態は、労働法制の規制緩和による雇用破壊、非正規化と賃金下落、年金、医療、介護などの社会保障の連続改悪、中小企業や地場産業の切り捨てによる地域経済の荒廃など、国の悪政によって引き起こされたものと、これも指摘します。

そこで、明智市長は子どもの貧困についてはどのように捉えていますか、お答えください。

旭市でのひとり親家庭はどのぐらいの世帯数ですか。子どもの貧困に対して旭市では具体的な支援やサポートはどのような施策がありますか。また、貧困が要因とされる子どもへの

虐待や学校生活でのいじめ問題などは、この旭市では存在していますか、答弁を求めます。

次に、第２点目です。生活保護行政について伺います。

2018年６月に生活保護法、生活困窮者自立支援法、社会福祉法、児童福祉法が改正されました。貧困問題を改善するための内容を含んでいますが、特に生活保護制度は制度利用者の生活状況を悪化させる可能性が高い内容であると、これも指摘します。

そこで伺います。旭市での生活保護受給者世帯の状況はどのようなものですか。特に65歳以上の高齢者の受給者は何人で、その割合はどのようなものですか。旭市の民生費は１人当たり幾らですか。答弁を求めます。

次に、第３点目です。旭市職員の雇用状況について伺います。

地方自治体が住民福祉の向上を図るという、その役割をしっかりと果たしていくことが求められています。そのためにも、児童虐待防止対策、子育て、教育、介護、生活保護などの社会保障や各種インフラ整備と老朽化対策、災害対策など住民サービスのあらゆる分野で公的業務を担う自治体職員の増員と人材の育成、公務労働者としての権利保障と処遇改善が求められていると思います。

そこで伺います。旭市での非正規雇用の職員の割合はどのくらいですか。図書館、保育所、給食調理などの業務部門ではどのような状況ですか。それぞれの賃金水準はどのようなものですか。正規職員と比べての仕事内容、役割などはどのような状況ですか。それぞれについて市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第１回目の質問を終わり、あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　髙木議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１番目の（１）子どもの貧困をどう捉えているかということで、お答えをさせていただきます。

旭市の未来を担う旭市の子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、健やかに育成される環境を整備していくことが大切だと感じているところであります。そんな意味で、本市では生活に困窮されている方々へのさまざまな支援がございますので、支援を必要としている方々に確実に届くよう、全庁連携して取り組んでいく

ことが何よりも重要であると捉えているところであります。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　社会福祉課からは、大きな１の子どもの貧困についての（３）、大きな２の生活保護行政についての（１）、（２）についてお答えします。

初めに、子どもの貧困についての（３）の支援やサポートする支援策について、県の推進計画における四つの重点施策に沿って、旭市の施策について関係課とともにお答えいたします。

社会福祉課からは１点目、教育の支援として教育支援資金、２点目は生活の支援として生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、３点目は保護者に対する就労支援として、同制度による就労準備支援事業、４点目は経済的支援として生活保護制度などがございます。

続いて、大きな２の（１）生活保護受給世帯の状況でございますが、平成30年度の実績でお答えします。平成30年度の生活保護受給世帯は333世帯で、受給者数は386人でございます。

次に、（２）の特に65歳以上の高齢者の割合でございますが、65歳以上の高齢者の割合については、受給者の世帯類型別の保護世帯数に基づき回答させていただきます。平成30年度の生活保護受給世帯数333世帯のうち、高齢者の単身世帯が192世帯、２人以上の高齢者世帯が16世帯、合わせて208世帯、受給世帯に占める割合は約62.5％でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　私のほうからは、大きな１、子どもの貧困についての（２）から（４）までについて回答いたします。

初めに、１の（２）旭市におけるひとり親家庭はどのくらいの世帯数かという質問についてですが、ひとり親家庭の数はさまざまな要因により、正確な数値を把握するのは非常に難しいことでございます。子育て支援課で把握しているデータでは、児童扶養手当の受給要件該当者数が最も近い数値であると考えられますので、その数値をお答えさせていただきます。

平成30年度末現在で633世帯であり、平成26年度末では676世帯となっております。５年前と比較いたしまして、年々減少傾向となっております。

続きまして、（３）支援やサポート支援策ということで、子育て支援課では保護者に対する就労支援として、ひとり親家庭の親を対象とした自立支援教育訓練給付金事業、及び高等技能訓練促進費支給事業がございます。また、経済的支援として、同じくひとり親家庭を対

象とした児童扶養手当支給事業、及びひとり親家庭等医療費等の助成事業がございます。以上の４事業を関連する事業策として実施しております。

続きまして、（４）の子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在するのかという質問について回答いたします。

児童虐待と貧困の関連性、因果関係についてはとても難しいところでございますが、子どもへの虐待は深刻な人権侵害であり、絶対にあってはならないことでございます。しかし、残念ながら本市においても発生しているのが問題でございます。現在、子育て支援課が主となり、児童虐待と認知してかかわっている件数は40件でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉）　学校教育課からは、大きな１番の（３）、（４）について回答させていただきます。

初めに、１の（３）支援やサポートする支援策はありますかという点についてお答えいたします。学校教育課では、教育の支援の主な支援策についてお答えします。

一つ目は、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助制度です。これは、経済的理由により就学困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図るものです。

二つ目は、育英資金給付事業です。これは、特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校、大学等への就学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来、本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図るものです。

続きまして、（４）子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在するのかという点についてお答えいたします。

子どもの貧困といじめの関係については、現在のところはっきりとした因果関係は認められません。市内小・中学校のいじめの認知件数について過去３年間を申し上げますと、平成28年度は83件、29年度は94件、30年度は103件と、やや増加傾向にあります。これは小さな事案でも見逃さずに対応し、解決を図っている取り組みの表れと認識しております。

次に、いじめ認知時の対応の区分ですが、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるが最も多く、そのほか仲間外れ、軽くぶつかる、たたかれるなどとなっております。主として人間関係のトラブルから発展したいじめが多くなっています。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄）　財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは、私から２、生活保護行政についてのうち（３）旭市の民生費は１人当たり幾らかについて回答させていただきます。これにつきましては、平成30年度でよろしいでしょうか。

それでは、本市の民生費の１人当たりの額ですけれども、民生費の決算額を年度末時点の人口で割った額で申し上げますと、平成30年度は13万3,000円となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは大きな３点目の三つの項目についてお答えします。

まず最初、（１）の非正規雇用の職員の割合についてでございます。

非正規雇用、いわゆる臨時職員として任用する中で、フルタイムの臨時職員ということで申し上げますと、今年の６月の時点で106人となっております。一方、正規の職員が668人おりますので、合わせた数は774人となります。臨時職員の割合は約14％となっております。

次に、（２）の図書館や保育所、給食調理員などの業務部門ではどうかということでございます。今年のやっぱり６月時点ということで申し上げたいと思います。旭市の図書館には、資格職としての臨時職員司書が２人おります。いずれも短時間勤務の任用となっております。

次に、保育所でございますが、保育士としては59人、調理員として20人を任用しております。このうちフルタイムの保育士、これは29人、調理員のフルタイムは13人となっております。

あと、質問の中で賃金水準ということもございました。共済費を含めない数字で申し上げさせていただきたいと思います。図書館の司書につきましては、勤務年数によって違いがございまして、低いほうですと時給950円から高いほうで1,300円となっております。保育士につきましては、時給が1,200円でございます。それと、保育士は一時金としまして、５年勤務の方には年間22万円の手当も支給しております。それと調理員につきましては、時給が990円となっているところでございます。

次に、（３）の正規職員と比べての仕事内容とか役割というご質問についてです。

臨時の職員につきましては、原則としまして、正規職員の補助的業務を担っているところでございます。具体的に申し上げますと、図書館司書であれば、図書の選書であるとか発注、管理などということになりますし、一般事務ということになってまいりますと、図書館のカ

ウンターにおけます受け付けの業務、あるいは本を書棚にかける配架整理業務などということになってまいります。

保育士、調理員は名前のとおり保育の業務、調理業務につくものとなっております。

なお、原則としまして、臨時の保育士についてはクラス担任を持つということはございません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それでは、座席での質問をいたします。

まず、子どもの貧困についてですが、市長から、ちょっと言い方は変ですけれども、市長の答えでないような答弁だなというふうに感じました。というのは、子どもの貧困とはどう捉えているかということなんですけれども、子どもの貧困とは、子どもの権利条約で明記されている子どもの権利が保障されていない生活状況で、衣食住などの基礎的生活が保障されないままにいる貧困世帯のもとで暮らしている子どもの存在のことであると思うんです。そのために、教育、進学の権利が侵害されたままにあり、国や地方自治体から見捨てられた、こういう状態にある子どもの実態であると私は認識しておりますが、いま一度市長のお答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　先ほども答弁をしましたように、さまざまな支援策、それぞれの担当課、先ほども回答が、課が幾つもあったように、それぞれの施策によって貧困対策というようなことで支援策をやっているところであります。それを周知するということがやはり全庁的に必要なのではないか。一軒一軒探すというわけにはいきませんので、その周知をして要請をしてくれる、要望してくれる、そういったことがこれからの行政の仕事ではないのかなと、そのように思っているところでありますので、その辺は努力をしていきたいと、そのように思っています。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　分かりました。

それでは、次の旭市におけるひとり親家庭の世帯数、課長からお答えになりました。特に母子世帯が貧困と直結する現状にあると聞いております。この旭市のひとり親家庭、このプライベートにもかかわりますけれども、かなり貧困と直結している、こういう事実は、こう

いう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　先ほど申しましたひとり親家庭の世帯数でございますが、そのうち平成26年度の母子家庭が540世帯で、平成30年度になりますと470世帯ということで減少しております。主な原因ははっきり分かりませんが、婚姻によるもの、転出によるもの、また子どもが18歳を過ぎて成人になったということで、そういう児童扶養手当の受給から外れたもの等が原因になっていると思います。

また、その全体の人数の中で児童扶養手当の受給の対象外、申請はしたけれども、停止者という形になっている方も平成26年度は99世帯、平成30年度につきましては127世帯と逆に増えております。そちらにつきましては、各ひとり親の家庭での所得が上がったというふうに考えられます。ですから、一概にひとり親家庭だからといって貧困だということではないのかなと考えられます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それでは、（３）の支援やサポートをする支援策、先ほどの１回目の質問でのお答えで、それぞれの担当している方、回答がありました。でもちょっと具体的に分かりませんでしたので、ひとつこういう事例といいますか、ありますので、それに基づいて質問しますけれども、昨年、子育て支援課が行った子ども・子育て支援に関するアンケート調査、これが報告書として配られました。これですね。かなり分厚いものなんですけれども、私も読み解いてはいませんけれども、質問の内容といいますか、質問の用紙もかなりページ数があって、親御さん、かなり苦労されたと思うんですけれども、この中で現在の暮らしの状況などを聞いています。その中の回答で、就学前児童がいる世帯では40.6％の家庭が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えています。この辺の事情、このアンケート調査を基にして旭市では第２期の政策に生かすというような内容で、この調査を行ったということで報告されていますけれども、まずこういう貧困につながる「大変苦しい」「やや苦しい」という家庭が、ゆとりがある世帯よりもちょっとだけしか低くないですよね。「大変苦しい」「やや苦しい」が合わせて40.6％あります。それで「ややゆとりがある」家庭でも46.5％と。半数近くが「大変苦しい」「やや苦しい」とお答えになっていますが、これへの具体的な計画といいますか対応を、今考えている最中だとは思いますが、今の段階でのお答えはありますか。

よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　ただいま髙木議員がおっしゃっておりました計画、施策、こちら第２期旭市子ども・子育て支援事業計画というものになります。この計画につきましては、現在作成中でございます。計画に当たりまして、子ども・子育て会議など委員の意見を踏まえ、また、パブリックコメントなど市民からの意見も参考にして、年度末には作成終了とする予定でございます。その中計画の中で、今回、前期の計画と新たにこの子どもの貧困に対する施策、また児童虐待に対する施策等を新たに組み込んでおります。そのような中で、新たにこのようなアンケートの結果を踏まえまして、施策、事業の強化等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それじゃ、この第２期の旭市子ども・子育て支援事業計画、すばらしいことになるように期待いたします。

この中で４番目です。子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在しますか。回答ではそれぞれ何件というお話、報告されました。この虐待につながる要因として、私は経済的な困難、虐待者の心身の状況、ひとり親家庭、夫婦間不和、不安定な就労などの実際があると思うんですよね。このアンケートの調査でも、「周りの家庭で虐待の疑いがある子どもがいた」と、4.8%の方が回答されています。どこにも相談、通報はしなかったと回答しているアンケートの回答者がいますけれども、この具体的なつかみといいますか、こういう相談を受ける窓口として、それぞれの課が対応していると思いますが、もう一度子どもへの虐待、またいじめ等の問題で具体的な事例があればお答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　まず、具体的な事例といいますとちょっと難しいので、この場ではちょっとお答えできません。

また、先ほど質問の中に4.8%の方が、虐待の疑いがある子どもがいたという確認しているということです。市ではそのような場合、相談や通報等について、まず相談窓口として子育て支援課内に家庭児童相談室や保健センター、学校、保育所、子育て支援センターなどで

相談窓口として受け付けしております。家庭児童相談室には相談専用の直通電話も設置しております。また、厚生労働省では全国一律の３桁ダイヤル189番（いち早く）を設置し、社会全体で解決すべき問題として通報を促す推進を実施しているところでございます。

周知方法につきましては、広報あさひ、市のホームページへの掲載、市の関係窓口や関係機関へのチラシの配布などをして一人でも多くのお子さんが救われるように努めております。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　学校のアンケートというのがありまして、これは旭市の場合じゃないんですけれども、ある学校でのアンケートで、助けを求めていた千葉県野田市の事件など、幼い命が奪われる虐待死が相次いでいます。こうした動きの中で、政府は児童虐待防止対策体制総合強化プランなどを決定しまして、市町村の体制強化を求めています。子ども家庭総合支援拠点と関係機関の連絡調整を行う常勤職員、要対協調整担当者をこの全市町村に配置する、設置するという国の方針がありますが、これについて旭市ではどのような状況ですか。答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一）　ただいまの再々質問についてお答えいたします。

国は2022年度までに、全市町村へ子ども家庭総合支援拠点の設置の方針を打ち出ししております。旭市においては、現在、要保護児童対策地域協議会を担当する職員、こちら保健師１名と家庭相談員２名、こちらは学校の先生を経験した方が非常勤で２名配置して、虐待や、そういう相談に対応してございます。

今後は、支援拠点設置に向けまして、職員の配置と強化整備に努めていきたいと考えております。

○副議長（宮澤芳雄）　一般質問は途中ですが、２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１５分

○副議長（宮澤芳雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き髙木寛議員の一般質問を行います。

髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それでは、大きい２項目め、生活保護行政について伺います。

生活保護法は改定され続けています。2007年３月には老齢加算の完全廃止、2013年８月に生活扶助基準の引き下げ、2015年７月、住宅扶助基準の引き下げ、2015年10月冬季加算の引き下げ、2018年10月、生活扶助基準の引き下げ、このように生活保護費削減が進められているのが現状です。

こういう中で、旭市の生活保護受給者が333世帯386人という回答いただきました。今後、こういう削減がすごく進んでいますので、生活保護受給者はかなり生活が苦しくなってくるというふうに予想されますが、こういう削減が続いている中で、担当課としてはどのようにこの状況を捉えているか、お答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　それでは、初めに本市の生活保護受給者の推移についてお答えします。

直近の３年間で申し上げますと、平成28年度は世帯数で351世帯、受給者数は410人、平成29年度は339世帯で396人、平成30年度は333世帯で386人で、ご指摘のとおり徐々に減少し、平成28年度と平成30年度は比較しますと、世帯数で18世帯、受給者数で24人の減少であります。

また、直近の本年４月から９月までの状況でございますが、月平均で世帯数は338世帯、受給者数で394人です。平成30年度と比較しますと、世帯数で５世帯、受給者数で８人とそれぞれ増加の傾向にあります。これは高齢化等の理由により増加したことが主な要因と思われます。

社会福祉課では、ご相談に来られる方に寄り添いまして、よくお話を聞いて適切な最低限の生活が保障できるよう支援してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　2005年４月に自立支援プログラム、この導入が自立支援の強化ということで叫ばれていますが、この自立支援プログラム、旭市での状況はどのようなものですか、担当課のお答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　自立支援プログラムの旭市での状況はどうかについてお答えします。

生活保護制度は、生活に困窮している方々に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした国の制度です。自立支援プログラムは、生活保護受給者の自立や就労に向けた支援となります。

ご質問の旭市での状況でございますが、就労支援プログラムやヘルパー・訪問看護派遣プログラム、多重債務整理プログラムなどの支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　ちょっと進みますけれども、生活保護の自動車利用原則禁止の緩和を求めたいと思います。

まず、生活保護利用者には自動車の保有、利用を原則認められていません。しかし、地方、特に子育て世帯にとっての自動車利用は大きな意味があります。通勤、買い物、通院など、日常生活を行う上で自動車を利用することが当然の前提となっています。

こういう状況で、昨年、厚生労働省は車の保有要件、使用要件についての意見を求めました。その結果は、自動車保有・使用要件を広げるべき、こういう回答が多くありました。その理由としては、地方での公共交通が脆弱となっている、車が生活の必需品となっている、このことを挙げています。旭市としても、国に車の必要性の意見をぜひ申し上げてほしい。このことについて答弁をお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の４回目の質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治）　生活保護制度は、人が人らしい生活を送る上でなくてはならない制度でございます。しかしながら、公金である以上、その使い道はルールに従い、厳正でなければなりません。

生活用品としての自動車は、単に日常生活の利便に用いられるのみであるならば、現在のところその所有は認められていません。また、自動車は資産であり、資産活用の観点から、原則として処分の上、生活の維持のため活用していただくこととなります。

自動車の所有が認められるのは、就労のために必要で、被保護者世帯の自立に役立つ場合などでございます。社会福祉課では、被保護者の方々へ寄り添いながらも、国の施策、基準

に基づいて厳正な執行に引き続き努めてまいりたいと思います。

ご質問にあります、旭市としても国に車の必要性の意見を上げてくださいとのことですが、現在のところその予定はありませんが、今後、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それでは、３番目の市民の民生費は１人当たり幾らかという質問で、民生費とは地方自治体において福祉などに支出される費用で、児童福祉費、社会福祉費、生活保護費、老人福祉費などから成る費目です。

千葉県の民生費は、2016年は人口１人当たり17万円、全国で下のほうの46位です。全国平均では、１人当たり22万3,000円、旭市は１人当たり幾らになりますか。市民の命や暮らしを守るための費用であるということで、増額を要望いたします。これへの答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは、2016年度、平成28年度の本市の１人当たりの民生費の額ということでございますけれども、決算ベースで13万2,000円となっております。

それと、民生費を引き上げるべきということですけれども、民生費につきましては、平成30年度は87億4,411万7,000円と、構成比30％を占めております。おおむね市の一般会計決算額の３割を占めておりまして、全ての費目の中で最も多くの比率を占めております。こういったことから、低い金額ではないのかなというふうに思います。

ただ、民生費と一言で言っても、いろいろな費目等がございます、いろいろな科目事業ございます。それぞれの中で必要かどうかと、そういったものを考えながら予算査定に反映させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　確かに、３割の予算、決算であるという報告がありましたけれども、全国平均では１人当たり22万円、千葉県の場合は17万円で、これは全国46位なんですよ。47都道府県のうちの46位というのは、下から数えて２番目でしょう。その中で旭市、確かにかなり支出される、そういう決算だと思うんですけれども、ぜひ命や暮らしを守る費用なので、増額を再び要望して回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　増額の再度の要望ということでございますけれども、ただ民生費といってもいろんな事業がございますので、ただ増額といっても難しいところがあると思います。そういったところで、旭市にとってどういった福祉予算が必要なのかと、そういったことを考えながら予算に当たっていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　それじゃ、次の３項目めの市職員の雇用状況について伺います。

最初のお答えでかなりの数字が出されましたけれども、総務省は職員数の削減率を用いた交付税算定率の算定の見直しを表明しています。これについて、旭市としてはどのように捉えていますか。お答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　職員数の減による交付税の算定ということですけれども、職員数や人件費の削減率につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定に影響しております。具体的には、全国の平均削減率よりも多く削減すれば交付税が多くなり、少なくなれば少なくなると、それが現在の交付税の算定方法となっております。

一方、児童虐待の防止や防災減災対策の強化等、行政需要の増加に適切に対応していく必要があり、大幅な職員数の削減には限界があることから、国においては算定方法の見直しを検討しているところです。

今後は、国の動向について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　総務省の労働力調査によりますと、非正規雇用労働者は2016年、2,000万人を超えて、2018年には2,120万人となり、雇用労働者に占める非正規雇用の割合は４割弱と、このところずっと推移していると報告されています。安倍政権は働き方改革関連法の中で、雇用対策法を改悪して労働者保護法制の適用されない日雇い型就労も含めた多様な就業形態の普及を国の施策として進めています。自治体の非正規職員は、際立つ低賃金の状況に置かれていると私は見ています。臨時、非正規職員のうち、約75％は女性の方です。地方公務員の４人に１人は、女性の非正規公務員として報告されています。旭市の状況はどのような状況か、お答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　非正規の中での女性の割合というご質問でございます。

先ほど、非正規の人数につきまして６月時点で106人ということを申し上げました。そのうち女性職員は66人となっておりまして、割合としましては62％となっているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　一般の事務職員では、非常勤、臨時職員は正規公務員の４分の１から３分の１の賃金しか支払われていない、これによって絶望的な格差状況である、そういう訴えがされています。旭市では、その賃金はどのような状況ですか。

それから、業務部門では半数以上が非正規で、賃金水準は正規の３割から４割です。これらのことについて答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　賃金水準についてのお尋ねでございます。これも給料手当の額のみで、共済費を含まない額でお答えしたいと思います。

まず、臨時の一般の事務職、これにつきましては時給が940円となっておりまして、日額でいいますと7,300円、年収ベースでは175万2,000円となっております。

一方、正規職員のほうになってまいりますと、年収ベースで約554万2,000円ですので、一般事務職に限って申し上げるとすると、臨時は正規の約３分の１程度となっているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員。

○９番（髙木　寛）　ということで、かなり非正規労働者、議員によっては市の経費削減につながるということですが、働いている皆さんにとっては３割から４割ぐらいの賃金しかもらえていない、これじゃあまりにも生活が大変だということで、そういうのの改革を望んで私の質問を終わります。最後の答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　格差が大きいので、どのような形を考えるのかということかと思います。

今、臨時職員についての制度の改正が進められておりまして、令和２年度からは臨時職員という制度がなくなりまして、会計年度任用職員という制度に移行いたします。それによりまして、一番大きなものは期末手当が支給されるということで、大きな部分がございます。そのほかにも、待遇の面で休暇等の面でも少し手厚くなる部分がございます。その会計年度任用職員の制度が整うことによりまして、格差の解消が図られるんではないのかなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　髙木寛議員の一般質問を終わります。

◇　伊　藤　　保

○副議長（宮澤芳雄）　続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１２番　伊藤　保　登壇）

○１２番（伊藤　保）　議席番号12番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

今年は近年にない台風に見舞われ、旭市でも台風15号による大きな被害に見舞われました。被災に遭われました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

近年、地球温暖化による豪雨被害、海水温上昇による自然環境の変化など、今までにない災害が頻繁に発生するようになりました。今まで災害の少なかった旭市でも、命を守る行動をとらなくてはならないような災害が発生する状況になってきていると感じているのは、私だけではないと思います。台風15、19号では、早目の避難所の開設など、職員の皆様は大変なご苦労をされたと思います。

早速質問に入ります。今回は３項目７点に絞って質問をいたします。

１項目め、防災について。

台風が接近、通過をするたびに市内４地域の一時避難所を毎回開放しておりますが、１点目に、避難所について、各４か所別の収容人数は何人か伺います。

２点目に、防災無線について、室内受信機があっても聞き逃したりする方がおります。電話でガイダンスができないのか伺います。

３点目は防災について、災害があった日から災害廃棄物仮置き場の設置まで、どのくらい

時間を要したのか伺います。また、災害対策本部設置基準を併せて伺います。

続いて、２項目めにワクチンについて質問いたします。

現在、接種が行われています肺炎球菌予防接種、インフルエンザ予防接種、子宮頸がん予防接種の接種率を伺います。

２点目のロタウイルスワクチンについて、国は来年の10月よりロタワクチンの定期接種に踏み切りますが、接種対象など詳しい内容を伺います。

３項目めに、観光について１点。

旭市の観光客は、私のイメージでは夏季シーズンに集中しているように見えますが、年間を通じて旭市に訪れる観光客が増えることを願っている一人ですが、冬季観光について伺います。まず、年間を通した旭市の観光客数はどのぐらいあるのか伺います。

以上、１回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、大きな１点目の防災についての３項目あるうち、所管分についてお答えしてまいります。

まず、一つ目の避難所についてでございます。

４か所の状況を申し上げます。収容人数という言い方がございましたけれども、避難した人数ということではなくて収容……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　収容人数でございますか、失礼いたしました。

順番が違ってしまったら申し訳ありませんが、申し上げます。総合体育館が588人、それと海上公民館が166人、飯岡保健福祉センターが238人、干潟公民館は、今改修しておりますし、今度壊すことになります、ふれあいセンターという形で申し上げさせていただきます。今回、ふれあいセンターを開設した、干潟のふれあいセンターが35人、すみません、合計出しておりませんが、そういった人数でございます。

次の質問でございます。防災無線でございます。

防災無線につきまして、電話によるガイダンスが取り入れられないかということでございます。防災行政無線のテレホンサービスというふうに申し上げさせてもらいますけれども、聞き取れなかった放送の内容を電話で利用して再度聞くことができるサービスのことでござ

います。しかし、旭市においては残念ながらまだこのサービスを導入しておりません。

防災行政無線は、災害時の避難情報など重要な情報を伝達するシステムですし、テレホンサービスはそれを補完するために有用なサービスであります。でも、大規模な災害時には、電話回線が使用できない場合に、そのサービスを利用できないというデメリットもございます。このために、市では防災行政無線の内容を確実に伝えるために、屋外だけではなくて、各家庭にも戸別受信機を貸与しております。受信機には録音機能も備えられております。放送を聞き逃した場合には、その機能をご利用いただければと思っております。

次に、（３）の災害対策についてでございます。

災害対策本部の設置基準というご質問でございました。災害対策本部は、災害の種類によっていろいろ基準がございますが、今回は風水害だけについて申し上げたいと思います。

風水害のときに設置する基準としましては、市の地域の中で特別警報が発表されたとき、あるいは土砂災害警戒情報が発表されたとき、あるいは市の地域の中で大雨、洪水、暴風、土砂災害、高潮などの気象警報が発表され、市の中で災害が発生するあるいは発生するおそれがあるとき、こういった場合に災害対策本部を設置すると定めているところでございます。

私からは以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、私のほうからは、大きな１番の（３）の災害廃棄物の仮置き場についてお答えします。

こちらの設置の開設日とその理由ということでよろしいでしょうか。仮置き場の開設については９月20日となり、９月９日未明の台風15号の通過から11日ほどかかっています。

また、設置に期間を要しました理由といたしましては、当初は災害廃棄物をクリーンセンターで受け入れていましたが、搬入量が多く処理が困難になってきたため、仮置き場を開設いたしました。搬入量が見込みより多くなってしまった理由といたしましては、一部損壊世帯が多く、災害廃棄物の発生量が予想以上に多かったことによるものです。

なお、近隣では、焼却施設が停電の影響で稼働できないこともあり、仮置き場を設置したとの話を聞いております。

今後は、大規模災害による仮置き場設置については、状況を早く判断し市民への周知を図っていきたいと思います。また、仮置き場を開設しない場合は、通常の火災と同様に現状を確認し、一般廃棄物処理手数料の減免申請により対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄）　健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　私からは、項目２の（１）お尋ねのワクチン接種率について初めにお答えいたします。

平成30年度におきまして、高齢者肺炎球菌ワクチンは36％、高齢者インフルエンザワクチンは53.1％となっています。また、子宮頸がんワクチン接種率は0.5％というふうな形となっております。

次に、（２）ロタウイルスワクチン定期接種化の現時点での国の情報でございますけれども、まず、議員が言われたとおり、ロタウイルスワクチンは令和２年10月から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種の対象になる予定でございます。

対象者は、令和２年８月生まれ以降の者で、生後６週から32週を接種時期とすること、ワクチンは２種類を用いること、また、定期接種となるため交付税措置が受けられるというようなことなどを今のところ聞いております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄）　商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、私のほうから３の観光について、このうち（１）年間の来客数について、それから（２）の冬季観光についてご答弁申し上げます。

まず、（１）の年間の来客数でございますが、こちらは平成30年の１年間の観光施設及び観光イベントの来客数ということで、およそ213万人でございます。

それから、（２）冬季観光でございますが、こちら冬季のイベントの内容ということでよろしいでございましょうか。幾つかございます。

まず、12月２日から31日まで、こちらは海上公民館周辺で、イルミネーションでライトアップするスターライトファンタジー、これは現在開催しているところでございます。それから、12月１日から２月29日まで、こちらは市内の26店舗の飲食店の協力で行われます、冬のあったかグルメまつり、こちらは旭市観光物産協会加盟店の飲食店が、温かい料理をテーマに各店舗自慢の一品を決めて、来店されたお客様がこの料理を注文されますとスタンプがいただけます。このスタンプを集めますと、旭市の特産品が当たる企画でございます。もう一点は、来年の２月23日に観光物産協会飯岡支部主催のリアル宝探しがございます。こちらは、飯岡地区内３か所に隠された宝箱を、謎を解きながら探し歩くイベントでございます。

以上が主なイベントでございます。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、最初は避難所について再質問させていただきます。

指定された飯岡福祉センター、総合体育館、これは人数を見るとかなり収容人数があるわけでございますけれども、当日避難所に見に行ってみますと、畳の部屋があるわけですけれども、だいたい40人ぐらい入ると、そのほかはみんなフロアに回されるんです。そうすると、毛布を２枚いただいて、１枚を敷いて１枚はかけるというようなことでございまして、フロアは板なので、毎回毎回聞かれますけれども、年寄りには体が痛くなりきついとの声を毎回聞いております。年に何回か避難所として指定しているわけでありますから、ある程度マットなど用意ができないか伺います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　避難した方が、床がかたくてなかなか体きついというようなお声は私のところにも届いております。

それで、飯岡福祉センターを申し上げますと、避難所として開設した場合、まずは施設内の和室のほうの部屋から受け入れを行っていくんですが、今回の台風のときには人数たくさん来ましたので、和室では受け入れられずにホールのほうにも順次誘導したというところがございます。そのホールは、床が体育館と同じようにかたくて、なかなか寝ることもできなかったなという声も聞いております。

このため、クッション性のある床に敷くマット、１センチぐらいの厚みで畳１枚ぐらいの大きさのものでございますけれども、これを今年度100枚購入いたしました。残念ながら、秋の台風のときに間に合わなかったんですけれども、先日、飯岡保健福祉センターに備蓄ということで配備したところでございます。

今後は、そのホールに避難された方についても、その備蓄したマットを１枚ずつご利用いただければなと思っているところでございます。さらに申し上げますと、このマットの購入につきまして、来年度も少しずつ増やしていければなと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　大変にありがとうございます。

総合体育館も来年度、少しずつ増えていくと思います。できれば、やっぱりそういったきめの細かい対応が必要になってくると思うんですよ。福祉センターの研修室というのかな、

あの真正面に大きな所がありました。そこを見ると、畳を敷いて８畳ぐらいの広さで全部片づけてもらって、それで体の悪い方とか休んでおりました。やっぱりそういったきめの細かい避難所のあり方というのは、これからもっと課題になってくると思いますので。

続いてですけれども、災害応急対策計画が一部変更になりましたね。避難準備情報を避難準備高齢者等避難開始と、それと避難指示に変更になりました。

確認のためですけれども、避難所開設の基準となるのはどういったときなのか、また、福祉避難所開設はどこが指定されているのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　避難所の開設につきましては、それぞれの警報等の発令に基づきましてやっているところでございまして、それ以前に実際は自主避難ということで、危ないときには夜に発してもなかなか避難ができませんので、現実の問題としましては、近づいているとかという、台風とかですと事前に情報が分かりますので、その時点で自主避難所として開設しているという実態がございます。ですから、それぞれの運用の中で現在は行っているところでご理解いただければと思います。

それと、福祉避難所というご質問がございました。現在、協定として締結しているのは６か所ございます。五つの特別養護老人ホーム、それは特別養護老人ホームの東総園、それとやすらぎ園、恵天堂の特別養護老人ホーム、それと特別養護老人ホームの東風荘、それと特養の白寿園、この五つが特別養護老人ホームとして、福祉避難所として指定をしております。

それと、障害者施設として、ロザリオ聖母会の施設も協定を締結しておりまして、全部で６か所というところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　福祉避難所、なぜ聞いたかというと、今回停電をいたしまして、酸素吸入器を必要とする高齢者の方が結構いたんです。そのときにどうしたかというと、やっぱり飯岡あるいは干潟ですか、そちらのほうに行くような態勢をとってくださいというふうに話はしましたけれども、やっぱりそういったときに、確実にここに行けば避難できるんだということが分かれば一番ありがたいのかなというふうに思います。この福祉避難所はあまり認知されていないと思うんです。ですので、しっかりこれは広報でお知らせしていただきたいなと、このように思います。

再々質問ですけれども、今回のような台風のときなど、あらかじめ予想ができると思うんです。風雨が強くなってきてからでは遅いと思います、避難が。早目早目の避難が大事ですけれども、災害応急対策では警報が出ないと、先ほど伺いましたけれども、避難所が開設できないと、注意報が発令したと仮定したときに自主避難者、この避難所に入れるような、そういったことをぜひお願いしたいと思います。

２項目めに入ります。防災無線ですけれども、防災無線が人の間の大きな情報源となってきます。録音機能がついているんですね。だけれども、全く知らない人もいます。しかも、無線が途切れ途切れで聞こえない場合が多いということで、電話での案内ですか、ガイダンスを消防は行っておりますけれども、やはりこういった緊急時にガイダンスでお知らせできないものか、再度伺います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　防災無線につきましては、日ごろの使い方をはじめ、なかなかご理解が進んでいない部分があるというのは承知しております。今回の台風のときに、それをしみじみと感じた次第でございます。したがいまして、いろんな場面を通じてその周知を図っていきたいなと、このように考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　減災方針ということで、ここの総則の中には、携帯番号等への緊急速報メール、エリアメールですか、それと配信等の多様な情報伝達手段で対応すると。そして２番目には、新しい情報通信手段の構築を関係事業者に要請するとともに、積極的な導入を検討するというふうに条例で載っているんです。ですので、ぜひガイダンス、電話したらもう一度聞けるような、そういったものも必要ではないかなと、こういうふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、次の災害対策についてですけれども、災害廃棄物がかなり時間を要しましたが、先ほど、遅くなった理由というのはどういった理由からかですけれども、これはどういった理由なのだろうかというふうにお聞きしたいんです。

それと、災害対策本部を立てなかった理由、なぜ立てられなかったのかなというふうに思うんです。平成27年12月に鬼怒川の堤防が決壊した常総市の例を挙げて、一般質問しました。災害廃棄物計画は作ってあるのか、しましたね。その当時の担当課長の答弁では、災害廃棄

物処理計画を単独で策定している市町村、県内で50市町村のうち14市町村、各市町村別の地域防災計画の一部に含めているところが23市町村となっておりますと。

残念ながら、旭市は23市町村に入ってしまうわけですけれども、結果として恐らく次のような検討をしたんだと思われます。万が一、災害が発生してしまった場合は、実際の状況に即した対応を行うこととなりますので、災害ごとに廃棄物の量を確定し処理体制、処理方法、処理期間等を定めた実施計画を策定しまして、関係機関と連携を図りながら廃棄物の処理を適正に実施することとしておりますと、このように答弁しております。

また、現在の防災計画の中で、地震、津波編ということの中で、廃棄物の処理というのが記載されております。その中で、瓦れきの処理ということにつきましては、仮置き場の候補地としては市内の市の野球場であるとか、そういう市有施設、そちらのほうへ仮置きするということで記載されていると答弁されておりますが、恐らくこのときに場所が定まっていなかったのではないかと。また、これらのことを行っていたので２週間ぐらいかかってしまったというふうに推定できるわけです。

ですので、そのときに災害廃棄物処理計画を策定して、仮置き場は計画の中に入れていただきたいというふうに４年前に要望しました。自分の家が災害に遭って、一日でも早く修理したい、これが被災者の気持ちではないでしょうか。市もまた一日も早い復旧、復興をしなければなりません。災害廃棄物処理計画があれば、あらかじめ場所など指定しているので、早く対応ができるというふうに思います。災害廃棄物処理計画は、今後どのようにしていくのか伺います。

また、災害本部の設置基準は、先ほど答弁をいただいたとおりですが、今回、千葉県の災害本部の立ち上げですが、９日には知事が県庁不在ということが大きく報道されまして、これが大きく響いたと思います。９月10日に災害本部を立ち上げたんです、県は。今回の台風被害に対する正しい判断ができなかったわけですが、恐らく９日に県の対策本部が県と連携をとって、対策ができていないので災害対策本部の設置まで行われなかったのかなというふうに解釈しているところですが、対策本部と同じ陣容で行っているとのことを総務課長が言われましたけれども、一般的な見方をすると、対策本部を立てなかったのは被害が少なかったんだというふうに見られても仕方がないんです。そう思います。ですので、19号のときは早く立ち上がっていたんですけれども、これが本来の姿だと思います。台風情報は前もって進路、風力、降雨など分かりますので、早い対策本部の立ち上げが必要だと思いますが、また立ち上げたときに、市民もそれ相応の対応の行動がとれると思います。このことについて

どうお考えなのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　災害対策本部の立ち上げが15号のときにはやらなかったという部分について、私のほうからお答えをしたいと思います。

９月８日に事前の打ち合わせは綿密に行ったところでありまして、総務課の地域安全班、そして総務課全体、あるいは秘書課、打ち合わせは十分して台風が来る予想のもとに対策を講じたところでありますけれども、ただ、災害対策本部という形ではなく、連絡会議みたいな形で行ったところであります。次の日にいち早く災害対策本部を立ち上げるべきであったと今反省しているところでありまして、さきの全員協議会でも、そういったことについてはおわびをしたところでありまして、地域防災計画にはきちんと、警報が出た場合には災害対策本部を立ち上げるというようなことになっておりますので、今回は本当に皆様方にご心配をおかけしましたことを心からおわびを申し上げたいと。

今後は、警報が出た場合には早速災害対策本部を立ち上げて対応に当たっていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、お答えさせていただきます。

こちらの災害廃棄物の仮置き場に期間を要した理由でございます。先ほどの回答と重複しますが、当初はクリーンセンターで災害廃棄物を受け入れていたんですけれども、搬入量が多いということで仮置き場を開設した次第でございます。

また、災害廃棄物処理計画についてでは、大規模災害発生時の対応につきましては、発生してからでは平時より困難な業務に当たるため、事前に検討しておくことが必要になると思っております。災害廃棄物処理計画については、このたびの災害に関係なく来年度に策定する予定をしておりました。これにより、被災した市民の生活の復旧及び復興支援が図れると考えております。また、災害廃棄物処理計画には、先ほど議員よりお話があったとおり、仮置き場の場所とかの選定についても盛り込むものでございます。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　大変に前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ早目早目の動きが必要になってくるのかなというふうに思います。

特に災害廃棄物の部分では、これは地域防災計画の一部には出ているという、先ほどお話ししましたけれども、災害ごとに廃棄物の量を確定して、処理体制、処理方法、処理期間等を定めた実施計画を策定するということになると、やっぱり１週間、２週間はかかってしまうわけですから、ぜひここだということをあらかじめ示しておかなければならないと思うんです。そして今後、災害がないほうがいいんですけれども、あったときにはやはりすぐに対応できるような、そういった措置をお願いしたいと思います。

次に移ります。２項目めのワクチンでございますけれども、このワクチンの接種率ですけれども、肺炎球菌が50％ちょっとですか、半分。私も肺炎球菌やりましたけれども、今後接種率の向上ということについて、取り組みはどのような対策を講じるのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　それでは、接種率向上のための取り組みということでお答えさせていただきます。

現在、子宮頸がんの予防接種につきましては、積極的な勧奨を進められていないため、広報やホームページなどでのお知らせとなっております。

あと、高齢者の肺炎球菌並びに高齢者のインフルエンザにつきましては、対象者への個人通知や広報、ホームページでもお知らせをしております。また、特に高齢者肺炎球菌につきましては、新規に該当となる65歳の未接種者の方に対しましては、再度の勧奨通知も発送しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　未接種の方がいるということで、再通知するというようなお話でございます。70歳になってまた未接種の人も通達をするということでございますけれども、子宮頸がんワクチン、これは厚生労働省で2013年ですか、Ａ類として４月より開始されましたけれども、やっぱり10万人に54人が副作用を起こしているということで、国は2013年から６月ですか、自治体に積極的勧奨中止を行いましたということでございます。少なくとも、今定期ワクチンをやっているということがだんだん分からなくなってきているというのが、忘れられてしまっているというのは事実だと思うんです。

少なくとも、この定期接種が終わる高校１年生の女子に対して、助成期間の終了のお知らせぐらいは出してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　ＨＰＶワクチン、子宮頸がんにつきましては、積極的な勧奨は控えるものの、今議員がおっしゃられるように、接種期間の終了が近づく方にはまさしく通知による告知を検討しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　助成期間終了のお知らせというのは、やはり流していただくようにお願いいたします。

私もたまに聞かれるんです。今はやっていないのかというふうに聞かれますので、何人かに聞かれましたので、あれ、たしかやっているんじゃないかなと思って確認をしたところでございます。

次のロタワクチンについて再質問をさせていただきます。

ようやくこのロタワクチン、定期接種が行われようとしておりますけれども、ワクチン接種にかかるお金が個人的に３万円ぐらいかかるんです。高額なんですね。全国で補助金などを実施している自治体が増えていることで、高額でも自費で接種を行う方が増えていることから、定期接種に踏み切ったというように思われますけれども、約10か月ありますので、この周知の仕方など十分検討しながら子育て支援をしていただきたいなと、このように思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　周知方法につきましては、広報、ホームページでお知らせするとともに、定期接種となりますので、予診票と併せて個人通知のほうを送らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、冬季観光でございます。

冬季観光ですけれども、いろんなイベントあるんですけれども、旭市も有名にしなくてはなりません。知ってもらわなくてはなりません。我々もいろいろな所へ行くんですけれども、旭市と言ってもどこでしょうかというような、そういうことが間々あるんです。ですので、

できれば旭市、ＳＮＳの発信が非常に少ないんです。銚子市は毎日のように、ほかの団体もそうですけれども、ほとんど毎日のように載っております。

ですので、今もうスマホがほとんど時代ですので、どんどんフェイスブックとかＬＩＮＥとかに載せていただきたいと思います。一例を言えば、道の駅うまくたの里、これは木更津にあるんですけれども、これなんかも毎日のように新鮮な野菜を写して載せております。ですので、ちょっとした機会に、外へ出たときに皆さんもぜひ写真を撮っていただきたいな、そしてこのＳＮＳに載せていただきたいと、このように思っている一人なんですけれども。しおさいマラソンとか、いろいろありますけれども、しおさいマラソンは体育振興課のほうの担当ですけれども、冬季観光、このほかにどのようなイベントを考えているのか、また、新しいイベントがあるのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

冬季観光のイベントでほかにどんなのと、今回新しく、昨年飯岡灯台が恋する灯台に認定されました。現在、こちらの恋する灯台を観光ＰＲに力を入れているところでございます。その一環としまして、現在既に実施しておりますが、12月29日まで飯岡灯台とその周辺を午後５時から午後10時まで、ライトアップをしているところであります。

海上公民館のスターライトファンタジーと期を同じにしまして、この灯台のほうも今年初めてライトアップを実施いたしました。このライトアップされた灯台と、その眼下に広がる日本夜景遺産に認定されました美しい夜景を多くの方に見ていただきたいと考えております。また、さまざまなメディアやＳＮＳを利用して積極的にＰＲを図っております。既にＳＮＳのほうでも、だいぶこちら、ライトアップのほう人気があると聞いておりますので。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員。

○１２番（伊藤　保）　飯岡灯台、シェアさせていただきました。見ましてすぐにシェアさせていただきましたけれども。

みなと公園の周辺、このみなと公園の周辺は空き地がだいぶあります。これを調べてみると、県の土地だと伺いました。当初は、レストハウスとか建てる予定だったというふうなことも聞きました。釣り堀とかそういったのも造る予定だったという話でございましたので、ここに連休など、釣りを楽しむ人たちとか、デイキャンプとか、結構テントでいっぱいなん

です。そういった意味からも、車のナンバーを見てみますと都市部が大半なんです。このみなと公園周辺、漁業協同組合とか、農水産課、あるいは管理者である県、それから民間企業などといった団体と協議して、土地の有効活用をしないともったいないなというふうな思いはしております。

また、こうしたことを地元から声を上げないと県はそのままにしてしまいますので、どうか要望として各団体と話し合って、もう少し活性化をしていただけたらなというふうに思います。そうすると、やはり旭市の発展につながると思うので、また、観光の一つのメーンとなってくると思いますので、ぜひその辺のところを検討していただきたいと、このように思います。

私も県議のほうにも話をしました。県議のほうも調べていただきましたけれども、やはり県、それから市ということをつないで、大きな旭市にしていかなければならないなというふうに思いますので、これは要望ですので回答はいりませんので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問は終わりにします。

○副議長（宮澤芳雄）　伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（宮澤芳雄）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時１９分

令和元年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和元年１２月１１日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１６名）

１番	片　桐　文　夫	２番	平　山　清　海
４番	林　　晴　道	６番	米　本　弥一郎
８番	宮　内　　保	９番	髙　木　　寛
１０番	飯　嶋　正　利	１１番	宮　澤　芳　雄
１２番	伊　藤　　保	１３番	島　田　和　雄
１５番	伊　藤　房　代	１６番	向　後　悦　世
１７番	景　山　岩三郎	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	髙　橋　利　彦

欠席議員（１名）

３番　遠　藤　保　明

説明のため出席した者

市　　長	明　智　忠　直	副　市　長	加　瀬　正　彦
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	山　崎　剛　成
行政改革推進課長	井　上　保　巳	総　務　課　長	伊　藤　憲　治
企画政策課長	小　倉　直　志	財　政　課　長	伊　藤　義　隆
税　務　課　長	石　毛　春　夫	市民生活課長	遠　藤　泰　子

環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員事務局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	髙安一範	事務局次長	池田勝紀

開議　午前１０時　０分

○議長（向後悦世）　おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（向後悦世）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　宮　内　　保

○議長（向後悦世）　通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（８番　宮内　保　登壇）

○８番（宮内　保）　おはようございます。議席番号８番、宮内です。

第４回旭市定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今回、私は大きく３項目８点の質問を行います。

それでは、１項目めの台風15号、19号の被害状況と対応について、次の３点について質問いたします。

１点目は、農業関連施設被害について質問をいたします。

10月18日に開催されました全員協議会で被害状況の説明がありました。台風15号では、農業被害額が19億9,000万円で、そのうち農業関連施設の被害金額が15億7,400万円とのことでありました。また、19号の農業被害額は8,600万円で、農業関連施設の被害金額は230万円との報告がありました。その後、被害額は増加しているのか、また、昨年の台風24号と比べると、ビニールハウスなどの施設に特に大きな被害が出ているように思います。施設の復旧するための補助事業はあるのか。また、その手続きはどのように行われるのか伺います。

次に、２点目として避難所４か所について。

台風15号では、９月９日が延べ55世帯89人、９月10日が延べで130世帯233人、そして台風19号では10月12日に最大で1,244人が避難したとのことでありますが、特に10月12日の飯岡福祉センターでは避難者が多く昼ごろは大混雑し、職員も大変なようでした。飯岡福祉センターは避難者が特に多かったために飯岡中体育館も避難所に利用したようでありますが、各避難所の人数と配布などをする毛布など不足はなかったのかお伺いいたします。

次に、３点目として、防災マップ、ハザードマップについてでありますが、最近の地球の温暖化などを背景に、今度は台風の大型化や激しい豪雨災害が予想されています。防災の専門家は、これまでの常識や経験だけに頼らず、危機感のハードルを下げて自分の命を守ってほしいと話しております。今回の台風では、土砂災害警戒区域に指定されていなかった場所で４人が犠牲となっており、また、住居区域での浸水と防災マップやハザードマップに指定されていない場所で災害が多く発生いたしました。市として今後、配布されている防災マップ、ハザードマップなどを検討する予定があるのかお伺いいたします。

続きまして、２項目めの豚コレラ（ＣＳＦ）について質問をいたします。

豚コレラ（ＣＳＦ）の発生拡大で産地に警戒感が強まる中、養豚が盛んな旭市で９月30日に生産者の皆さんが豚コレラに対する講習会を開催したとのことであります。また、講演では、ワクチン接種のあり方やイノシシ対策などを学んだ後に、万が一発生を想定した防疫演習を実施し、農場主の通報や関係機関とのやりとりなどを演じ、講ずるべき対策を再確認したとのことでありますが、市としての対応はどのようになっているか、次の３点について伺います。

１点目として、ＣＳＦ、ＡＳＦが発生した場合の対応は。

養豚農家の皆さんは、万が一発生した場合に備えての対策は学んでいるようでありますが、市としての指揮命令系統はどのようなものになるのか。また、明確にしたほうがよいと思われますが、市としての考えを伺います。

次に、２点目として、野生イノシシの捕獲強化についてお伺いいたします。

豚コレラ（ＣＳＦ）の蔓延の一つの要因とされる野生イノシシの感染拡大がとまらない中、豚へのワクチン接種も始まったことでありますが、ＣＳＦの撲滅には野生イノシシ対策こそが不可欠で、感染イノシシは12県で1,200頭を超えたとのことです。

そのような中、県は10月24日、千葉県への拡大防止策の一環として、県北部で野生イノシシの捕獲を強化するとの発表がありました。県では対象の６市町、旭市、銚子市、成田市、

香取市、印西市の５市と東庄町で、いずれの６市町は養豚が行われている一方、感染した野生イノシシが確認された群馬県、埼玉県とも近いため、重点捕獲エリアに定めたとのことであります。11月から捕獲に着手したとのことでありますが、どのような状況ですか。お伺いいたします。

３点目として、埋設不可能な地域の対策について伺います。

本来、発生農場で殺処分された豚は72時間以内を目安に埋却すべきでありますが、地区によっては地下水位が高い地域があり、埋設が不可能ではないかと思われますが、このような地区での処分はどのようにするのかお伺いいたします。

続きまして、３項目めの銚子沖の洋上風力発電について質問をいたします。

洋上風力発電を普及させる再エネ海域利用法の促進区域に銚子沖を指定する上で、必要な事項を話し合う協議会の初会合が11月18日に開催され、協議会には経済産業省、国土交通省、水産庁、県商工労働部、銚子市、旭市、銚子漁協や海匝漁協の代表者などが出席し、両省は県から国に情報提供のあった銚子沖の有望な区域、約40平方キロメートルや今後のプロセスなどの説明があったとのことであります。この洋上風力発電事業について、市としては今後どのように取り組んでいくのか、次の２点についてお伺いいたします。

１点目について、漁業関係者や海匝漁協との協議はどのようになっているのか。

この協議会は３回程度開催される予定で、参加者の合意が得られた後、学識経験者等で構成される第三者委員会の意見などを踏まえて促進地域が指定されるようですが、旭区域とその関係の漁業者や海匝漁協との協議はどのようになっているのかお伺いいたします。

続いて、２点目の屏風ヶ浦の景観と環境についてお伺いいたします。

屏風ヶ浦、刑部岬は旭市の観光の名所でもあり、年間30万人もの観光客が訪れる観光スポットであります。太平洋を一望でき、眺めもよく、日本の朝日100選、日本の夕日100選、そして日本の夜景100選などにも選ばれております。そのような中、海上に洋上風力発電が建設された場合、景観が変わって観光客が減少するのではないか。また、近年、異常気象に伴って海水温が上昇し、海の砂漠化が進んで漁獲高が減っていくのではないかと心配するところでありますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、１の台風15号、19号の被害状況と対応について、その

うち（１）の農業関連施設の被害について、あと、２の豚コレラ（ＣＳＦ）についての（１）、（２）、（３）につきまして、農水産課のほうから回答を申し上げます。

初めに、１の台風15号、19号の被害状況と対応について、（１）の農業関連施設被害について回答申し上げます。

台風15号は、農業被害額が21億3,800万円で、10月18日の議会全員協議会でご報告させていただきました９月末集計分と比較いたしまして１億4,800万円の増、そのうち農業関連施設の被害金額は16億9,800万円で１億2,400万円の増となりました。

続きまして、19号は集計のほう修正が発生しておりまして、農業被害額のほうが8,532万円となりまして、108万円が減となりました。この内容は、マッシュルーム等の農作物の被害額が、修正が発生したものであります。

次に、補助事業につきましては、昨年の台風24号の被害と同様に、今回も国の補助事業が発動されておりまして、そういった内容に基づいて、現在、市で受け付けを開始しているところであります。

なお、11月26日より農家の方々と個別面談をしながら、補助金の申請に向けまして必要書類の作成と添付書類の準備等を行っているところであります。

続きまして、２の豚コレラ（ＣＳＦ）について（１）のＣＳＦ、ＡＳＦが発生した場合の対応はにつきまして、市の指揮命令系統はどのようになっているのか、明確にしたほうがよいのではないかというような質問に対しまして、お答えのほうさせていただきます。

まず、病気のほうは発生させないためにウイルスを入れないことが大変重要であります。市では関係機関と連携した防疫体制とするため、旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルを作成しております。万が一発生した場合には、このマニュアルに基づき市対策本部を設置し、県が実施する防疫作業を後方支援することになります。対策本部は市長が本部長となり、副市長と教育長が副本部長、関係各課の課長が本部員、さらに３班６係の組織体制となっております。

また、マニュアルには各係の役割や所掌事務が明記されておりますので、基本的にはマニュアルに即して対応していくことになります。

続きまして、（２）野生イノシシの捕獲強化についてであります。

県の拡大防止策の一環としまして、銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市の５市と東庄町を含めた地区の重点エリアとしまして、捕獲を推進するため千葉県猟友会のほうに令和元年度豚コレラ対策緊急捕獲業務を委託したところでございます。契約期間は本年11月から令

和２年３月31日までで、構成する管内の市町村によって契約時期が違いますので、11月からということでお答えさせていただきます。捕獲の目標数は、全体で302頭ということで定められております。

次に、（３）の埋設不可能な地域の対策についてお答え申し上げます。

家畜伝染病予防法では、ＣＳＦの患畜または疑似患畜の所有者は埋却することに定められていることから、畜産農家は基本的には埋却用地を確保することになっております。地下水位が高く掘削できない場所や用地が不十分な場合には、まず県有地などの公有地への埋却を検討していきます。それでも適当な場所がない場合には、豚を破砕、加熱、殺菌処理し、ウイルスを死滅させる移動式のレンダリング装置による処分方法が行われております。この装置は国が保有しておりまして、県が借り受けまして使用することができます。どうしても埋却ができない場合など、こういった装置の活用を今後も検討していくとのことであります。

農水産課からの答弁は以上でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、大きな１番の中の（２）と（３）についてお答え申し上げます。

まず、（２）の避難所、市内４か所についての避難者数や毛布というお尋ねでございます。

４か所に設置しました避難所につきまして、台風ごとに人数を申し上げてまいります。

まず、台風15号のときでございますが、２度避難所を開設いたしました。最初は台風本体が千葉県に接近する際に開設したもので、そのときの避難者数は総合体育館が39人、海上公民館が５人、飯岡保健福祉センターが45人、干潟公民館は避難者がありませんで、合計では89人が避難いたしました。

また、台風が通過しまして避難者が帰宅した後、避難所を一旦閉鎖いたしましたが、台風の影響で発生した停電対応としまして、再度避難所を開設いたしました。そのときの避難者数は、総合体育館が75人、海上公民館が７人、飯岡保健福祉センターが151人で、干潟公民館は被災したために開設できず、この３か所で合計は233人でした。

次に、今度台風19号のときの避難所について申し上げます。

避難所は最初に４か所開設しまして、その後追加でさらに４か所、合計８か所設置いたしました。最初に開設した４か所について申し上げますと、避難者数が総合体育館が654人、海上公民館が162人、飯岡保健福祉センターが246人、ふれあいセンターが39人でした。このふれあいセンターといいますのは、台風15号で被災しました干潟公民館に代わって開設した

ものでございます。それと、台風19号では避難者数が非常に多くなりましたので、追加として４か所を開設したものでございまして、その人数でございますが、第二中学校が31人、海上中学校が50人、飯岡中学校が62人で、萬歳地区多目的研修センターも開設したんですが、避難者はありませんでした。台風19号につきまして、全体８か所で合計を申し上げますと、1,244人という状況でございました。

それと、毛布についてのご質問がございました。避難してきた方には、基本としまして、原則１枚ずつお配りしております。場合によっては２枚お配りしたという状況もございましたが、原則１枚ということでお配りいたしました。備蓄の数が約5,000枚ございますので、不足するということはございませんでした。ただ、毛布１枚でちょっとかたいとかということはご要望としてありましたし、その件につきましては、きのうの一般質問にお答えしたという経緯もございます。

なお、追加して申し上げますと、台風19号のときには非常食というのも配っております。飲料水も配りましたが、こちらも４万5,000食用意しておりましたので、不足というものはございませんでした。

次に、（３）のほうのご質問でございます。防災マップやハザードマップについてのご質問でございます。

質問の中にございました土砂災害警戒区域、これ89か所、今ございますけれども、県が危険箇所を調査した上で指定したものでございます。そして現在、この旭市におきましては、土砂災害の危険箇所は全て調査済みでありまして、危険が生じるおそれがあると認められている所は全て指定されております。また、ハザードマップにもそのことは掲載しております。

したがいまして、今のところハザードマップの変更は、予定はしておりません。しかし、今後新たに指定箇所が増えた場合には、速やかに土砂災害ハザードマップに反映しまして、市民の方々に周知してまいりたいと思いますし、ご質問の中にもありましたが、ほかの市では危険区域でなかった所も土砂災害が発生したというのも報道されておりますので、指定されていなかったからといって安心するということはないということを、引き続き市民の方々にも周知をできればなと思っております。

こうした変更するとか、周知というのは土砂災害のハザードマップに限らず、ほかの防災マップですとか津波ハザードマップにつきましても言えることでございまして、変更があった場合には速やかに変更に反映させまして、災害時にはより安全な場所に避難していただけるように、啓発をしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、私からは大きな項目の３項目め、銚子沖の洋上風力発電について、まず１点目の漁業関係者や海匝漁業協同組合との協議についてお答えいたします。

千葉県では、これまで県漁連や沿岸９漁協、沿岸13市町村、県関係者等で構成される外房地域洋上風力発電導入可能性検討会議を設置して、県内の洋上風力発電の導入について検討を進めてきました。本年７月30日に、銚子市沖の海域が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法と呼ばれているものですけれども、これに基づく洋上風力発電の促進区域の指定に向けた有望な区域に選定されたことを受け、11月18日、国・県、地元自治体や漁業関係者等で構成する第１回目の促進協議会が開催されたところでございます。その協議会の中では、利害関係者の調整を進め、事業者の公募に関する留意点などを話し合い、協議会で案の合意を得た上で、その後に国から促進区域が指定される運びとなります。

海匝漁協においては、組合員の理解がまだ十分ではないことから、実際に区域内で操業している組合員に対して勉強会を開催し、理解を深めているところでございます。

市といたしましては、事業の実施には漁業・地域との協調、これが不可欠であることから、漁業関係者の意向を最優先に、今後も意思の疎通を図りながら協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、２点目の屏風ヶ浦の景観と環境についてでございます。

屏風ヶ浦は観光スポットとして有名であり、ドラマやＣＭなどのロケ地としても使用され、地域の重要な景観資源となっております。洋上風力発電の設置による景観の変化については危惧されるところではありますが、一方で、海上に風車が立ち並ぶ風景は新たな観光資源として期待される部分もあるところでございます。

眺望、景観への影響につきましては、事業を進めるに当たり、地域住民や専門家の意見について十分に配慮し、影響をできる限り回避、低減させるよう国や関係機関に働きかける必要があると考えております。

それと、漁獲高減少の懸念につきましては、漁業に支障を及ぼさないことが洋上風力発電の大前提とされておりますので、事前に十分な環境影響調査が行われ、対策されるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、農業関連施設の被害について再質問をいたします。

農業被害額は９月末集計分と比較して１億4,800万円、そのうち農業関連施設は１億2,400万円の増ということでありました。そして、昨年の台風24号の被害と同様に、今回も国・県・市の補助事業があるということであります。

それでは、被災農家が補助を受けるための申請事務はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、補助を受けるための事務の流れということで回答申し上げます。

補助事業の事務の流れにつきましては、各農家から補助の要望、市への補助金交付申請書類の提出、その後、市から県へ申請した後、交付決定、実績報告、竣工検査、交付確定の通知後に農家からの交付請求によりまして、補助金の支払いというような形になるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　補助事業の事務の流れについてはよく分かりましたが、交付申請が複雑のように思われますので、ぜひご指導のほうよろしくお願いしたいと思います。私も先日行って指導を受けましたけれども、なかなかちょっと分かりづらかったもので、よろしくお願いいたします。

次に、県内で被災した施設が多くありまして、ビニールハウスの資材の不足や業者による工事が３月の年度末までに終わらないものが多くなると思います。そのような場合でも補助事業の対象となるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、業者と契約をしていただきまして、３月末までに工事が完了しない農家に対しましては、市のほうで事業を来年度へ繰り越し処理というような形をとりまして、そういったことによりまして、支援のほうが対象となるということでござい

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　対象となるようでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、工事が着工されて施設の修理などが完成した場合の農家に対する補助金が交付されるのはいつごろになるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　現年分の補助交付は、修繕等の工事が完了しまして、その都度、市の竣工検査を行いまして、その後になります。交付する時期といたしましては、県の交付決定だとか、そういった補助金の手続きがありますので、どうしても３月の末近くになってしまうというようなことを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　一日でも早く交付するようよろしくお願いいたします。

それでは、（２）避難所、市内４か所について再質問をします。

避難所の電源について質問いたします。特に台風15号では９月９日の３時ごろから停電が発生して、全面解消したのが９月21日でありました。避難所での停電の対応はどのようなものでしたか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　避難所における停電の関係についてお答え申し上げます。

今回の台風15号において、停電した避難所は２か所、海上公民館と干潟公民館でありました。海上公民館は海上支所に設置した非常用発電設備から電力供給されますので、避難所の運営に支障はありませんでした。また、干潟公民館においては、そもそも避難者がありませんでした。

また、台風19号ですが、飯岡中学校が停電となりました。飯岡中学校では非常用発電設備が設置されているのですが、すぐに稼働できなかったため、水がすぐには出なくてトイレが使用できない状況となりました。そのため、備蓄してあった簡易トイレを導入して対応いたしました。なお、明かりにつきましては、ランタンを使用いたしました。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは次に、今回の台風で想定外の停電が長く続きました。市では非常用の発電機は何台ぐらいあるのか。また、どのような非常用電源機があるのか、避難所はどのような非常電源を使っているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。きのうの質問と重複する部分があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

市ではポータブル型の発電機を約60台備蓄しております。これらは持ち運びが可能な小型の発電機で、主な使用目的としましては照明用、あるいは小型家電を稼働するために利用しているところでございます。

また、避難所における非常用電源設備、いわゆる自家発電の設備を設置している施設としましては５か所ありまして、海上公民館、飯岡保健福祉センター、総合体育館、飯岡中学校、嚶鳴小学校に設置しております。ただし、この５か所のうち３か所、飯岡保健福祉センターと総合体育館、嚶鳴小学校につきましては、消防用設備を動かすための非常用電源設備ですので、実質的に避難所運営に使用できる設備が設置されている避難所というのは、海上公民館と飯岡中学校の２か所だけとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、続きまして、近年の異常気象で想定外の停電などが多く発生しております。そのような中、避難場所となる施設、または役所施設には非常用電源機や太陽光発電などの自家発電施設が必要ではないかと考えますが、市としての今後の対策はどうかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ご提言ありがとうございます。

現在持っている旭市地域防災計画におきましては、避難所について非常用電源となる自家発電設備等の整備に努めるというふうになっているところでございます。しかし、まだ現在は全ての避難所に整備できておりません。といいますか、かなり少ないという状況でございます。

一方、他の自治体におきましても、今回の台風では避難所に非常用電源設備がないことで、明かりもなくてトイレも使えない状況で避難生活を余儀なくされたという事例が取り上げられていたのはご案内かと思います。こうした状況を踏まえまして、今後、市としましては、避難所における非常用電源設備の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、避難所以外の公共施設につきましては、必要性も考慮した上で整備を検討してまいりたいと考えております。

それと、太陽光発電の設備についてのご質問もございました。太陽光発電につきましては、自治体として環境負荷の軽減に少しでも寄与するために、新しく施設を整備する際に、新庁舎もそうなるかと思いますが、併せて整備していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　非常用発電設備の設置のほう、どうかよろしくお願いいたします。

次に、（３）防災マップ、ハザードマップについて再質問をいたします。

市では土砂災害警戒区域を指定したり、津波の浸水予測図などハザードマップを配布しておりますが、日本世論調査会が今年２月に実施した調査では、ハザードマップなどを確認したことのある人は約６割にとどまっているとのことであります。一人でも多くの市民に防災マップ、ハザードマップを理解してもらうためには、どのようにするかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えする前に一つ、先ほどの答弁で数字の訂正をさせていただければと思います。

私、先ほど土砂災害警戒区域の数につきまして、89か所というふうに申し上げましたが、すみません、見る場所を間違っておりまして、正しくは104か所でございました。おわびして訂正を申し上げます。申し訳ありません。

それでは、ご質問にお答えしてまいります。

ハザードマップの関係でございますが、ご質問にあるとおりでございます。なかなか手にとって見てもらえないという状況があろうかと思います。まず見ていただく、理解していただくということが大事かと思います。

市としましては、防災マップあるいは津波ハザードマップにつきまして、区長を通じて市内の全部の世帯に配布しているところでございますし、土砂災害のハザードマップにつきま

しては、対象となる地区全ての世帯に配布しているところでございます。さらに、市役所の庁舎ですとか支所、公民館などにも配布しておりまして、もっと言いますと市のホームページからも閲覧できるようになっているというところで、見られる機会というのは提供しているところでございますが、なかなかそこが実際に見ていただけないという部分はあるのかもしれません。

見ていただくための工夫としまして、ハザードマップにつきましては大きな紙を使いまして、一面で広い範囲を見られるようにしているですとか、子どもでも分かりやすくなるようにイラストなども多用しているということは、努力はしているところでございます。ただ、いずれにしましても、理解を深めていただくためには繰り返し何度も周知していくということが大事なのかなと思っております。これからもいろんな場面、あるいは広報紙、訓練、そういった場面を捉えまして啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、防災訓練や津波避難訓練は毎年実施されておりますが、避難訓練への参加者が年々少なくなってきているのではないかと思います。自分の命を守る大事な訓練であります。多くの市民に参加してもらい、災害から自分の命を守る訓練をしていただきたいと考えます。市としての対応はどのようにするかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　市としましても、訓練には多くの方に参加してもらいたいと思っているところでございます。議員おっしゃるとおりでございます。こうしたことから、総合防災訓練におきましては、実施する地区を毎年変更して開催していますが、参加している人数というのはここ数年横ばいとなっているのは否めないところでございます。こうした中で、より多くの方に参加してもらう取り組みとしまして、今年の総合防災訓練におきましては、会場となりました第一中学校の生徒にも各種の訓練に参加してもらいました。子どものころから防災の知識を身につけて、さらに地域の方とも触れ合う、こういうことで自助あるいは共助の意識が育まれたものと考えております。

一方、津波避難訓練もございますが、こちらは天候に左右されるところが大きくございます。震災直後に行った訓練に比べますと、参加者は残念ながら減少傾向にございます。津波避難訓練につきましても、沿岸の小学校児童へ親子での参加を呼びかけるとか、会場での防

災啓発に工夫を重ねて、より多くの人に関心を持ってもらって、参加してもらえるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　一人でも多くの市民が参加できるような避難訓練をしてもらいたいと思います。

それでは、（１）のＣＳＦ、ＡＳＦが発生した場合の対応についての再質問をいたします。

指揮命令系統についてはよく分かりました。そこで、万が一発生した場合は初動体制を敏速に実施して、一日でも早く短期間に収束させることが大切かと考えます。そのためにも、官民一体となった訓練を実施して、課題を整理することが必要ではないかと思います。訓練の実施とかは考えているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　訓練の考えはというようなことでございますが、基本的にこういったものにつきましては、県のほうが主体となって行っているのが現状でございます。本年も県のほうで県関係機関、畜産関係団体、市町村や自衛隊などを対象といたしました防疫やサブステーションの設置の演習を千葉市で開催しまして、本市でも職員が参加したところでございます。

市内には農家を中心に組織します旭市養豚推進協議会がございまして、そこには防疫部会が設置されております。ＣＳＦに関する勉強会や講習会などを自主的に開催するほか、ワクチンの接種などの要望などを積極的に行っている活動も行っております。

議員から先ほどお話のありました９月30日には県と協力いたしまして、畜産農家を対象としました市内農場での発生を仮定したシミュレーションなどを行ったところでございます。

今後は、と畜場など流通を含めた総合的な訓練のほうを実施する予定であると聞いているところでございます。病気を発生させないことが大事でありますので、市といたしましても、速やかにワクチン接種ができるよう、関係機関のほうに働きをかけていく予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、もしも発生した場合ですが、一日でも早く短期間に収束させるようお願いしたいと思います。

次に、万が一発生した養豚農家の豚に対しては、全頭殺処分されるとは思いますが、半径３キロ以内の近隣養豚農家、また半径10キロ以内の養豚農家の豚はどのようなことになるのか。また、豚の移動はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、豚の移動関係等というようなことで、まず、国が定めます豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、千葉県は発生農場を中心とした半径３キロメートル以内の区域を移動制限区域に、３キロから10キロメートル以内を搬出制限区域に設定いたします。この移動制限区域や搬出制限区域内にある農場のある農家は、豚や飼料などの移動が禁止または制限されることになります。まず、農場が移動制限区域内にある場合は、豚や飼料などの移動が一切できなくなります。搬出制限区域内にある場合は、同じ区域内での移動は可能ではありますが、それ以外の区域への移動ができなくなります。仮に市内で発生した場合、ほとんどの農場が搬出制限区域になり、また、近隣市町で発生した場合でも、市内農場への影響が想定されているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、仮に市内で発生したら、ほとんどの農場が搬出制限区域内になり、大変な影響が想定されますので、指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、（２）野生イノシシの捕獲強化について再質問します。

捕獲した野生イノシシ60頭に対し、豚コレラウイルスのあるかないかを調べる検査を年内に行うとのことでありますが、市内でＣＳＦに感染した野生イノシシが確認された場合、市としてはどのような対応をするのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　国の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、県の対応といたしまして、野生イノシシを確保した地点の消毒、またその地点から半径10キロメートル以内にある農場への立入検査、飼養豚の死亡状況などの定期報告の指示や、状況に応じて豚や飼料などの移動制限などを実施することになっております。市の対応といたしましては、県が実施する防疫作業に協力するということになります。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　それでは、続きまして、野生イノシシのすみかと思われる山林や耕作放棄地、特に谷津田の田んぼの荒廃地の整備、点検などはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　まず、谷津田の荒廃地の整備というようなことでございますが、草木が繁茂した谷津の耕作放棄地がすみかとなっているのは認知しているところでございます。そういったところではございますが、市では耕作放棄地を解消して営農する農家の方へ、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の補助金の活用を今まで行ってきました。そういった状況ですが、荒廃状況が進んだ谷津の田んぼのほうでは、小区画の上、周りの斜面の山林、そういった所が雑木で覆われまして日照不足が生じるような状況になっているところでございます。そういった営農条件が整わないため取り組む方も少ないのが現状でございます。

営農が伴わなくても地域や団体で耕作放棄地の解消といった、草の刈り払いなどをしたり予防対策を行ったりすると助成する制度もありますので、そういった制度のほうを周知を図りまして、取り組む団体が多くなるよう、そういった事業の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　今、答弁の中で助成制度があるということでありますので、ぜひ農家の皆さんにご指導のほうよろしくお願いいたします。

次に、感染イノシシが12県で1,200頭を超えたということで、農水省はこの春から豚に先駆けてイノシシの経口ワクチンを埋設し、野生イノシシが域外の未発生地域に豚コレラウイルスを拡散するのを防ぐために、豚コレラの発生地域を取り囲む経口ワクチンベルトにも着手しましたが、しかし経口ワクチンベルトの効果は未知数である上、ベルトの域外でも野生イノシシの感染が見つかっているとのことでありますが、県、市は経口ワクチンの埋設は考えているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　経口ワクチンの埋設等につきましては、国のワクチンベルトの考え方に基づきまして、都道府県が実施するということになっております。千葉県のほうでは

現在、この考え方によりまして埋設等は実施しておりませんが、今後の対応について県に確認したところ、感染したイノシシの発見地域がさらに拡大するような場合には、経口ワクチンの埋設について検討する必要があるとの回答でございました。今のところまだ明確には回答を得ていないところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　経口ワクチンは埋設も早く検討する必要があると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続いて、（３）埋設不可能な地域への対策については、よく理解できました。県有地などの共有地への検討をお願いいたします。

それでは次に、発生した養豚場の豚が食肉公社内に持ち込まれた場合、公社内にある豚や牛などはどのような処分をされるものなのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　基本的には発生農場から豚が持ち込まれることはありませんが、時間的なタイミングで食肉公社に持ち込まれた後に、その農場でＣＳＦが確認、判明した場合、その豚は疑似患畜となるため殺処分になります。また、ほかの豚の係留所等でこの疑似患畜と接触があったと県のほうが判断した場合は、同様にその豚も疑似患畜となるため殺処分されるものでございます。

殺処分後の処理につきましては、他の農場と同様に埋却処分、または移動式のレンダリング装置による破砕処理等が行われるようになると考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　よく分かりました。基本的には発生農場から豚が持ち込まれることがないということでありますので、安心しました。

それでは、続きまして、銚子沖の洋上風力発電について再質問いたします。

（１）漁業関係者や海匝漁業協同組合との協議はどのようになっているのかは、組合員の理解がまだ十分ではないようですので、市として漁業関係者の意向を最優先に今後も意思の疎通を図りながら協議を進めてもらいたいと思います。

それでは、第１回の協議会の中での説明では、促進地域は銚子沖が中心で旭区域はあまり

ないようでありますが、今後どのように進んでいくのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　本年７月に選定されました有望な区域は銚子沖でありますが、海域の市町村境界は確定しておりません。したがって、その有望な区域に旭区域が入っているかどうかは、現時点では不明であります。今後、銚子市との協議により境界確定を行うことになると考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　よく分かりました。

それでは、旭区域にも促進区域が決定した場合は、漁業関係者や海匝漁業協同組合との補償についての協議が行われるかとは思いますが、旭市に対する固定資産税は１基当たりどのぐらいになるものなのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　固定資産税につきましては、設置される風車の規模や構造等による変動要因が大変大きくございます。まだ日本において大規模な洋上風力発電施設の事例がないため、１基当たりの具体的な金額は現在のところ算定できておりません。

これは全く参考になるんですけれども、地上の風力発電の場合の固定資産税の一例を申し上げますと、１基当たり耐用年数の17年間の合計で約2,900万円という試算が出ております。ただし、この2,900万円の増収に対して、その固定資産増収分の75％が普通交付税の減額となって影響してまいります。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　分かりました。

それでは、次の質問に入ります。９月９日の台風15号によって、飯岡地区に設置してある風力発電機の５基のうち１基の羽根が折れる事故がありました。想定外の強風が吹いたと思われますが、洋上風力発電では陸上よりも強い風が吹くものと考えられます。安全性はどうなのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の４回目の質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　現在、銚子沖に設置してある実証機がございます。これが今年の台風15号の最大瞬間風速49.5メートルでも事故がなかったという実績はございます。この実証機の強風に対する安全性の設計条件は、風速70メートルに耐え得るものとなっております。その他、銚子沖にあります実証機では、強風のほかに高波、地震、津波に対する実証研究も行っているところでございます。また、日々の点検等のメンテナンスも十分に行われるものと思われますので、安全性については心配はないかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世）　宮内保議員。

○８番（宮内　保）　極力事故がないように、安全に努めてもらいたいと思います。

続いて、（２）屏風ヶ浦の背景と環境については、よく理解できました。少しでも集客効果や経済波及効果を期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、第１回目の協議会が開催されて20日間ぐらいでありますので、調査不足ではないかと思われますが、今後よい方向で前向きに取り組んでもらいたいと思います。

○議長（向後悦世）　宮内保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１５分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（向後悦世）　続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（４番　林　晴道　登壇）

○４番（林　晴道）　皆さん、それに傍聴される方々、こんにちは。旭市議会、林晴道でございます。皆さんと貴重なお時間をともにし、一般質問を行います。

初めに、天皇陛下が内外に即位を宣言される即位礼正殿の儀が10月22日、皇居正殿でとり

行われました。陛下は、奈良時代から続く即位式に用いられるとされる高御座に立ち、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての務めを果たすということを誓うと述べられました。

謹んで申し上げます。天皇陛下におかれましては、めでたく即位関連儀式を挙行され、心からお喜び申し上げます。お気持ちを伺い、深く感銘を受けるとともに、敬愛の念をいま一度新たにいたしました。

僕は心を新たに、平和で希望に満ちあふれ、誇りある旭市の輝かしい未来、旭市民が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ時代をつくり上げていくため、最善の努力を尽くす次第でございます。

ここに令和の世の平安と皇室の弥栄をお祈り申し上げます。

さて、令和元年の台風15号、19号、そして記録的な豪雨により、本市では膨大な数の住宅破損、また広範囲で長期にわたる停電や断水など、これまでにない被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、当日の暴風雨の恐怖や停電の影響などにより、体調不良や今なお厳しい復旧作業の続く方々は、決して無理をせず体調の管理には十分お気をつけください。

また、本市消防関係者をはじめ自衛隊など、防災関係機関の皆様、避難所や鳴りやまぬ電話の対応、災害復旧に当たった職員各位、さらには多くの企業、団体、ボランティアの皆様には多大なるご支援を賜り、改めて感謝、お礼申し上げます。

市民の皆さん、災害からの復旧、復興に向けて、地域の力、地域のきずなでこの困難をともに乗り越えてまいりましょう。

それでは、１項、台風被害の影響に関して質問をします。

（１）被害状況について伺います。

本市は農畜産業の盛んな地域であり、その農業関係の状況は別途質問しますので、ここでは住宅関係や公共施設及び道路や土砂崩れなど、並びに停電被害の状況をお尋ねいたします。

同じく（２）被災者支援について質問します。

被害ごみの関連は別途質問しますので、ここでは人的被害や避難所の運営、それに被災者の体調管理の体制と罹災、被災証明の発行やブルーシートの取り扱い状況を伺います。

同じく（３）農畜産物の支援について質問をします。

本市は、農林水産省公表の市町村別農業産出額において全国５位を誇る、大変農畜産の盛んな地域です。その風水害について、農水省は被災された農業者が早期に経営が再開できる

よう、総合的な対策を講じると、そのようにしています。そこで、農水産物やその施設、それに畜産物やその施設の被害状況と被災した農家への支援内容を伺います。

同じく（４）災害廃棄物の処理について質問をします。

災害により発生した廃棄物のうち、破損した住居家屋や公共建物、それに道路等の解体に伴って発生する一般廃棄物は、発生元の自治体が処理すべき廃棄物であります。また、避難所から出る生活ごみも被災廃棄物として自治体で処理しなければなりません。このような大規模災害発生時の災害廃棄物対策にかかわる行動指針の状況を伺います。

同じく（５）防災と復旧について質問いたします。

本市では、災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画を策定しています。そこで、今回の災害に対して、地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な体制をとることができたのか伺います。

次に、２項、嚶鳴小学校区の水害に関して質問をします。

僕はこの地域の排水路に詳しい先輩方に話を伺い、半年かけて全水路を歩き調査いたしました。そこで、この地域は広域農道に向かい排水勾配がとられており、途中の総堀線が高くなっていることに加え、排水路の不備により多くの箇所で水害が発生していることが分かりました。これを議会で定期的に取り上げ、市長、執行部と認識共有はできているはずです。そんな中、令和元年の台風15、19号と10月25日の記録的な大雨がありました。

それでは、（１）排水路の未整備に伴う被害についての詳細を伺います。

続いて３項、市民体育祭の区長アンケート実施に関して質問します。

本市では、広く市民の意見を吸収し市政に反映させるために、アンケート調査を実施しております。そこで、定例会において、参加者の選考を区長に丸投げしている等の理由から、地域の区長会から開催を猛反対され、毎年のようにけが人を出し続ける市民体育祭に関し、本年度の市内156区区長全てに無記名で次期開催に関するアンケート調査を行い、その結果を尊重していただけないか伺いました。

それでは、（１）明智市長のアンケートに対する考えについて見識を求めます。

まず、これまで市長就任以来実施してきた各アンケート結果について、市長はどのように捉え、市政運営に反映させてきたのか。

次に、これまで多くの意見が寄せられたにもかかわらず、強硬に開催を続けてきた市民体育祭に関し、区長等に対するアンケート調査を定例会で提案しても実施しない明確な理由と、最後に明智市長は区長からのご意見、ご要望をどのように捉えようとし、それを市政運営に

反映させているのか。この３点、この際区長などにも分かるようにご教示願います。

以上、３項目７点の質問を、旭市の未来のため、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、市民の命と暮らしが一番との観点で行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めるよう、お願いいたします。

僕はこの旭市をよくしたいと本気で思っています。次年度の予算編成も大詰めと思いますが、常に他者の意見を吸収し公平に判断して、地方自治の本質に基づき、能率的な行政を行うとともに、主権者たる市民に対しては十分な説明と市民中心の行財政運営であるよう、強く求めます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　林晴道議員の一般質問に、私のほうから３番目のアンケートに対する考え方ということでお答えをしたいと思います。

その前に、この市民体育祭の存続か否かという部分でありますけれども、市民体育祭、導入をした大きな要素、目的、それはもう何回も林議員にも説明をしておりますし、これまで議会でも数多く説明をしてまいりました。目標、基本的にはやはり合併して１市３町、15学区、小学校学区、それが一体感を持てるような、そんなような状況をつくりたい、そのような思いで、私の市長選のときの大きな公約でありましたので、ずっと実施をさせていただいたところであります。

今、非常に災害が多くなってきているわけでありまして、自助、共助、そこのところもしっかりと地域の結びつき、隣組との結びつき、そういったものもしっかりしていかなければならない時代になってきたのではないかな。とかく言われるように、地域間そして人間関係が希薄化されているような状況、そういったものはやはり一堂に会して選手の皆さん方が会うということに、それが克服されるんではないかなと、そんなような思いで市民体育祭を開催してきたところであります。

ただ、最初のころは区長に大変なお骨折りをおかけしたという部分もありますけれども、次第次第に実行委員会を形成しておりまして、実行委員会がその体育祭を実施していただくということになっておりまして、その中で区長も各地区の代表者が４人実行委員会に出ているわけであります。その区長から特別な拒否といいましょうか、反応はいただけない、区長に丸投げというような状況は徐々に解消しつつあるわけでありまして、そのことも十分納得

して理解していただかなければならないことだと思います。

実行委員会のいろんなこれまでの会合の中で、担当のほうから後で説明させますけれども、そういった、今、区長に丸投げという状況ではないわけでありまして、実情をよく把握していただきたい、そのように思っているところであります。

実施したアンケートといいましょうか、これまで実施したアンケートでありますけれども、それはいろんな新しい計画や新しい改革、そういったものを進めるために、各課で、担当の課で必要に応じてアンケートをしているところでありまして、そのアンケーの結果については十分反映をさせていただいているところでありまして、市民の動向、方向性、そういったものは十分に参考にさせていただいて計画を作っているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そしてまた多くの意見が寄せられたということでありますけれども、私の耳には各区長から、反対だという意見を聞いたことは、一人か二人であります。そういった部分で、ほぼ、区長は１年に１回交代するわけであります、だいたいの区長が。そういった中で、特に反対をするというような部分はあまり聞いておりませんので、そこのところも理解いただきたい。区長にいろんな面で、その事業を遂行するに当たりましての要望は聞いておりますけれども、その要望はなるべく実行委員会で取り上げていただきながら改善してきているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは大きな１番、台風被害の中で（１）の被害状況と（２）の被災者支援についてまずお答えをいたします。

（１）の被害状況についてでございます。台風ごとにお答えしてまいりたいと思います。

まず、台風15号についての被害でございますが、11月末現在で取りまとめた数字で申し上げます。

住宅の被害としましては、全壊が２棟、半壊が４棟、一部損壊が2,255棟ございました。内容としては、屋根の損壊ですとか壁の損壊、こういったものが多い状況でございました。

公共施設につきましては、たくさんの所で被害を受けました。庁舎をはじめまして、学校ですとか保育所、その他の公共施設についても被害を多く受けているところでございます。市営住宅も被害を受けているところでございます。

道路の被害につきましては、倒木が92件、のり面や路肩の崩落が５件、そのほか通行止め

に一時なった場所が２か所ございました。

土砂崩れにつきましては、幸いなことに報告は受けておりません。

最後に停電でございますが、これが一番大きな問題になった部分でございました。東京電力の発表では、９月９日から16日までという形での発表になっております。最大では１万9,100軒が停電というふうに伺っておりますが、隠れ停電という言葉を私、今回初めて聞きましたけれども、個別の家庭の引き込み線については最後まで復旧できないということで、21日ぐらいまで続いたのではないかなと考えております。

次に、台風19号について申し上げます。これも11月末現在の数字で申し上げます。

住宅の被害は、一部損壊が20棟。

公共施設もやはり雨漏り等でだいぶございました。

道路の被害は、倒木が３件、のり面や路肩の崩落は２件ございました。

土砂崩れについては、19号のときも報告は受けておりません。

やはり19号でも停電が発生しました。２日間で12日から13日までで、最大の時期としては7,700軒が停電となりました。

最後に、10月25日の大雨についてお答えいたします。これも11月末現在ということでお答えをいたします。

住宅の被害としましては、床下浸水が４件です。

公共施設についても、雨漏り等のやはり被害がございました。

道路の被害としては、やはり倒木が２件、のり面や路肩の崩落で21件、通行止めがこの時は５か所発生いたしました。道路の冠水も多くて32か所が道路の冠水被害というふうにありました。

土砂崩れについては、報告は受けておりません。

被害状況については以上です。

次に、（２）の被災者支援についてお答えいたします。

まず、15号の人的被害でございますが、これも11月末現在でございます。重傷者が１名、軽傷者が４名、合わせて５名という状況でございます。このうちの重傷者１名の方につきましては、当初は軽傷者として記録していたところですが、症状が悪化いたしまして、治療期間が１か月以上経過したということから、重傷者ということで振り替えとなったものでございます。

続いて台風19号についてです。こちらでは人的な被害の報告は受けておりません。

最後、10月25日の大雨、このときには軽傷者が１名という報告を受けているところでございます。

それと、避難所の運営についてのご質問もございました。

避難所の運営につきましては、避難所の開設を行った後、その避難といいますか、災害の状況によりまして開設避難所を決定して運営をしたところでございます。避難所に従事する職員につきましては、あらかじめ担当課を割り振りまして、その中で２名を従事する職員として出していただきまして、避難所の運営に当たっていただきました。

さらに、避難する方々を避難所の従事職員につきましては、名簿で作成してもらいまして、総務課のほうに報告をいただいておりました。

また、その中で支援が必要な人につきましては、避難のために避難所にお越しいただいたときに把握していた状況もございます。退所した場合には、当然また連絡もいただいておりました。

避難している人の中で、例えば具合が悪くなったですとか、容体が少し芳しくないという人につきましては、部屋を別の所に移しまして、医療機関に受診を促すなど、そういった対応もとったところでございます。

それと、ブルーシートについてのご質問もございました。

ブルーシートにつきましては、五月雨式にと申しますか、全部で7,000枚を配布したところでございます。備蓄が少なかったので、県ですとか国とかに要請いたしまして、市へ送られてきたのを受けて、その都度、防災無線でお知らせして、配布をしたところでございます。１軒当たり３枚という限定で行ったところでございます。たくさんの方にお越しいただいて、こちらから配布したところでございます。

それと、ブルーシートを自分で張れないという方のために支援ということで、自衛隊にもご協力をいただきました。ただ、自衛隊が協力できるのは、ご高齢の方、あるいは障害のある方ということで、限定した形での支援ということでの、条件つきでの旭市への派遣でございましたので、自衛隊が張った軒数につきましては80軒ということで、7,000枚配った中ではそんなには自衛隊のほうで張ることはできなかったのかなと思っております。

それと、（５）のところでございます。地域防災計画と申しますか、それに基づいた計画的に体制ができたのかというご質問について、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

結論から申しますと、今回、しっかりと対応できたのではないかなと思っております。災

害対策本部は、15号のときには、確かに設置することはできませんでしたけれども、災害対策本部に代わるような形での連絡会議も設置しまして、きめ細かく情報のやりとりも行いましたし、市長とも連絡をきちんと密にとって……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治）　失礼しました。私としてはきちんと対応できたのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　税務課長。

○税務課長（石毛春夫）　税務課のほうでは、人的被害の被災者支援について、罹災・被災証明書の発行状況ということでお答えさせていただきます。

罹災・被災証明書の受け付けを災害発生直後の９月９日から開始しました。申請件数が大幅に増加しましたので、このため平日の業務に加え、21日から23日、28日から29日の５日間、休日窓口の開設で対応いたしました。また、証明書の発行につきましては、通常１週間程度かかるところなんですけれども、現地確認が必要なものを除き翌日の発行で対応し、災害発生から１か月経過した10月10日からは、証明書の発行を窓口交付から郵便に変更させてもらっております。

先ほどの証明書の発行件数ですが、先ほど総務課長のほうから申したとおり、罹災証明書につきましては全壊が２件、半壊が４件、一部損壊が2,275件、計で2,281件、被災証明書に関しましては1,452件、合計で3,733件の証明書を発行してございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、農畜産物の被害状況につきましてご回答申し上げます。品目等、かなり多岐にわたるものですから、概要について回答させていただきます。

まず、９月９日発生の台風15号につきましては、農産物が17品目で３億5,927万円、停電被害農作物が４品目で3,672万円です。畜産物につきましては、豚、牛、鶏、生乳、鶏卵等で4,400万1,000円でございます。農業関連施設のほうは369件で、主にビニールハウス等になりまして13億8,305万8,000円でございます。畜産関係施設のほうにつきましては99件ございまして、鶏舎、豚舎、牛舎等で３億1,500万4,000円でございます。合わせまして、合計で21億3,805万3,000円でございます。

10月12日に発生しました台風19号のほうは、農産物が11品目で8,283万5,000円です。畜産

物は16万5,000円、農業関連施設のほうが５件、ビニールハウス等がございまして231万8,000円で、合計で8,531万8,000円となっております。

次に、被災した農家への支援について申し上げます。

まず、露地野菜等につきましては、千葉県災害対策資金等の貸付事業の支援が行われております。また、種子、種苗、培地、水耕栽培ですね、そういったものを新たに購入した場合には、国の持続的生産強化対策事業、産地緊急支援事業等が予定されているところでございます。

畜産・酪農関係では、乳牛の治療や繁殖用雌牛、繁殖用雌豚の導入費用等について、国の畜産経営災害総合対策緊急支援事業が発令されておりまして、そういった支援が行われております。また、乳牛、繁殖豚、採卵鶏を導入した場合には、県の緊急導入支援事業による支援等も予定されております。

畜舎やビニールハウスなど施設に関する修繕、再建築等は国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金で被災農業者支援型の事業等が現在ございまして、そういったものに向けて手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、私のほうからは、大きな１番の（４）で、災害廃棄物の行動指針についてお答えいたします。

災害廃棄物を適切かつ円滑、迅速に処理するため、来年度災害廃棄物処理計画を策定する予定となっております。行動指針については、この計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理に当たりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、私からは大きな２番でございます、嚶鳴小学校の水害に関してということで、（１）の排水路の未整備に伴う被災についてでございます。

台風15号、19号、10月25日夕方の雨につきまして、冠水の被害の詳細状況はということでございました。

それでは、旭市全体で申し上げますと、まず台風15号、19号では、一時的な集中豪雨の時間帯はございましたが、冠水被害につきましては確認しておりません。10月25日夕方の大雨につきましては、旭地域16件、海上地域10件、飯岡地域１件、干潟地域５件に関する冠水の

通報や情報提供あるいはパトロールで確認をしております。

そのうち嚶鳴小学校区内では、県道飯岡停車場線の広原交差点、セブン-イレブンが建っている所から、飯岡バイパスまでの区間と、後草区の総堀線南側から高生川へ流下する区域の市道６路線について冠水被害の状況を確認してございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、１項の台風被害の影響に関してから、順次再質問を何点か行います。

まず、（１）の被害状況についてでありますが、本市では１か月半という短い期間に台風15号に続き19号、それから10月25日の記録的な大雨と、３度の大災害に見舞われ、市内全域において倒木、家屋の損壊等被害が発生し、さらに大規模な停電により避難所での生活を余儀なくされるなど、市民生活に深刻な影響が生じました。

先ほどの答弁で被害の全貌が把握できましたが、僕自身、防災士として行動していた際、特に消防機関の出動は最前線に立ち、毅然と任務を遂行する姿、これを多く目の当たりにし、復旧に対する意欲がかき立てられ、勇気をもらい、自身、行動することができました。

そこで、消防関係機関の活動内容やその実績の詳細をお聞かせください。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、ご質問に回答させていただきます。

まず、消防関係機関の活動内容と実績、これの詳細についてということでございますが、消防関係機関、こちらの活動内容といたしましては、広報による警戒、そして巡視、避難誘導、そして倒木や飛散物、電線など、道路障害物の撤去と安全管理、また冠水地区の排水作業など多岐にわたりました。

まず消防本部の実績詳細といたしましては、台風15号では、先ほど申しました作業などに対応した件数といたしまして98件、活動人員は延べ362人、総活動時間は約85時間でございます。

台風19号では、対応件数18件、活動人員延べ64人、総活動時間は24時間でございます。

そして、10月25日の大雨では、対応件数17件、活動人員延べ65人、総活動時間は約19時間でございます。

次に、消防団の実績詳細でありますが、台風15号では、対応した件数が171件、活動人員

は延べ1,072人、ここでは広報活動94時間以外、時間の記録はございません。

続きまして、台風19号では、対応した件数74件、活動人員は延べ988人、ここでも広報活動94時間以外、時間の記録はございません。

10月25日の大雨では、対応した件数８件、活動人員は61人、活動時間といたしましては14時間でございます。

以上のように、対応した件数が非常に多く、活動時間も長時間にわたりました。地元消防団員の皆さんの協力を得まして災害活動をしております。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、この被害により、税収に与える影響額、これ確認のため、少額であっても具体的な詳細を伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫）　ただいまの被害による税収の被害状況ということなんですけれども、これから雑損控除等について説明会等を行いまして、それにより申告を受け付けます。それにより、農業所得あるいは住民税所得の控除等が決まりますので、それが出ないと概算が出ませんので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　同じく（２）の被災者支援についての質問に移ります。

先ほどの答弁によって、甚大な被害がはっきり数字でも分かることができましたが、一つちょっと詳しく伺いたい部分がありまして、被災者の体調管理の体制というのが、非常に今薄かったなと思うので、うちには健康管理課がございますので、しっかりとした、市民に対して管理の体制がとれているよという部分があろうかと思いますので、お伺いしたいと、そのように思います。

あと、具体的な支援内容として、見舞金、それから義援金などの寄附金の受け付け状況、それから支援物資などを受理、不受理としたその実態を伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　それでは、健康管理課の対応ということでご質問がございましたので、私のほうからその点に対してお答えしたいと思います。

まず、健康管理課の役割の一つとしまして、災害時には救護班として行動するという任務がございます。また、避難生活が長期に及ぶ場合や、多数けが人が発生した場合などは、一時的な応急処置の場としまして、救護所を設置する場合もございます。

今回の台風時におきましては、幸い避難所の開設期間が短かったため、救護所は設置しませんでしたが、避難所に対しまして消毒液やマスクの設置を行いまして、感染症の予防対策に努めると同時に避難所への巡回を行いまして、避難者の体調管理に心がけた次第でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、支援金、義援金等の受入態勢について申し上げます。

まず、支援金と義援金ですけれども、一般的に支援金とは自分が応援したい団体を選んで寄附をし、被災地の団体の支援活動に役立ててもらおうとするもので、一方義援金とは、被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて直接届けられるものとなっております。

旭市におきましては、支援金として台風被害に対する寄附金の募集を行っており、義援金につきましては、別途日本赤十字社、共同募金会、千葉県において受け付けをしているところでございます。

旭市の支援金の受け付け方法ですけれども、市役所窓口で直接受け付ける方法と、今回ふるさと納税のポータルサイトを開設しまして、そのサイトを通じて寄附金を受納する方法もとっております。

ふるさと納税による受け付けにつきましては、台風15号による災害発生の５日後から災害支援専用のふるさと納税ポータルサイトで寄附金の受け付けを開始しました。通常のふるさと納税ですと、いただいた寄附金の３割以内の返礼品を寄附者に送付するところですけれども、この災害用のふるさと納税ポータルサイトによる受け付けは返礼品を送らず、寄附いただいた寄附金の全てを、多少の手数料の引きはあるんですけれども、災害支援のために活用できるよう募集しているものでございます。ただし、寄附者は税金の控除をふるさと納税と同様に受けられることとなっております。

ちなみに、ふるさと納税による寄附金の受納状況は、ちょっと時点が古いですけれども、10月31日現在、211件306万7,927円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、支援を受けた物資の関係についてお答えをいたします。

ご質問の中で、受理したもの、あるいは不受理としたものというようなお問い合わせがございました。

台風15号におきましては、個人の方あるいは事業者、自治体など、たくさんの方から物資の支援をいただいたところでございます。ご支援いただきました物資につきましては、内容で見ますと、食料あるいは飲料水、こういったものが多くございました。中にはブルーシートというものもございました。こうしたものは、避難所でありがたく使わせていただいたものもございますし、ブルーシートは被災者へお配りするというような形で使わせていただきました。

支援ということでいえば、避難所において炊き出しをしていただいた方もございました。飲食店の方がラーメンをということで聞いております。

それと、不受理としたものでございますが、９月末になりまして、ブルーシートを寄贈するという打診がございました。これについては、お断りをいたしました。と申しますのは、この時期にはもう既に市場にブルーシートが購入できるように出回っておりましたので、市から配布するということは必要ないということで、丁重にお断りしたものでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時　０分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、午前中に続いて再度質問を続けたいと思いますが、先ほど、１項の台風被害の影響に関しての（２）ですか、被災者支援についての質問からでありますけれども、寄附金に対する財政的な面でお伺いしたいのが、具体的な収入と支出に対する財政面での取り扱いについてと、物資のほうですね、受理と不受理の内容を聞きましたが、そのうち受理したものの中で、活用と、またはちょっと使いづらいなというものの実態がある

ようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　寄附による支援金の使い方ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志）　収入……

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志）　はい。収入、先ほど申し上げましたとおり300万円ちょっと寄附金として10月末現在で入っております。

この使い道につきましては、充当先につきましては今検討中でございます。具体的に、被災者のためになるような使い方をしたいとは考えております。例えば、市の公の施設の修繕等に充てるのではなくて、被災者のためになるような使い方ということで、今現在、検討中でございます。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、支援を受けた物資の中で活用しづらいものということでお答えいたします。

今回の一連の台風あるいは大雨のときに支援をいただいた物資の中では、活用しづらいというものはございませんでした。こういったものは活用しづらいということを仮に申し上げるとすれば、例えば古着ですとか、家電製品で中古のものですとか、期限がはっきりしないいような食料品、日持ちのしないもの、こういったものはちょっといただいてもなかなか活用は難しいかなと思っております。

最初に戻りますけれども、今回いただいたものは食料品ですとかブルーシートですとか、そのほか全部活用できるものを頂戴いたしましたので、非常にありがたいという状況でございました。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　最後、ブルーシートの状況をちょっと確認したいんですが、答弁でなかなか納得しづらい面がありました。時期的に使わなくなったから断ったというような話もありましたし、それに最初の答弁では、備蓄が少なかったためというような話もありました。

今回、一時的に在庫がなくなり、配布が滞った時期があったようですね。しかし、寄贈の

打診があったブルーシートを、現在のところ間に合っているというような理由で不受理としています。当時は、いつまた必要となるかも分からない状況で、受理して保存しておくべきではなかったのかなというふうに考えるんですが、寄贈者への配慮も欠いていないか心配でありますので、担当課の見識を伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ブルーシートにつきましては、市で備蓄しているものが100枚という状況でしたので、今回の台風で屋根がだいぶやられたという中で、すぐに配れないという状況がございました。そうした中で、県や国に打診しましたところ、少し分けてもらえるといいますか、そういうのがございましたので、五月雨式にそれを受理いたしまして、届くたびに防災無線で放送して市民の皆様に提供したところでございます。

その実際としましては、９月12日から配ったわけですけれども、配り始めますとすぐなくなって、また既に供給についての依頼をしておりましたが、届くたびに、その次は13日、15日、16日というふうに五月雨式に配ったという状況がございました。それは実際のところでございます。

それと、提供について打診があったけれども断ったということを回答申し上げました。それが９月末でございましたので、7,000枚既に配っておりまして、その後、要望というのが市に寄せられていなかったという状況の中で、あるいは市場の中でも既にブルーシートが店舗に備えられているということを確認いたしておりましたので断ったという経緯がございます。もちろん、最初に提供を申し出ていただいた方については、丁重に申し上げましてお断りをしたところですが、ご納得をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　それでは、同じく（３）のほうに移りますが、農畜産物の支援についての質問、大規模な農業被害であるということは分かりました。本市の基幹産業である農業の復旧は急務であります。

そこで、施設が被災した農家への補助事業の内容と、受け付け状況及び被災した施設の種類並びに本市の農畜産に関する予算の対応は迅速かつ的確にとれているのか伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、農畜産物の関係の補助事業の内容と受け付け状況、また予算の迅速的確な対応についてお答え申し上げます。

まず、補助事業の内容になりますが、修繕等を行う農家の負担が10分の１以下になるよう、国の補助事業、強い農業担い手づくり総合支援交付金（被災者農業者支援型）に、県と市の上乗せをいたしまして支援を予定しております。

補助金の内訳は、農家が園芸施設共済に加入しているか、未加入かによって国・県の補助額が変わるような仕組みになっております。

まず、施設共済のほう加入者の場合は、国のほうが10分の３から10分の５になります。また、県のほうも10分の２から10分の４ということで、共済金の補助額に応じまして国・県のほうの割合が変わってくるというようなことでございます。市のほうは10分の２、被災農家が10分の１の負担というようなことであります。

施設共済未加入の方につきましては、国が10分の３、県が10分の４、市が10分の２、被災農家10分の１と、そういったような形になります。

あと、次の補助事業の受け付け状況になりますが、11月末現在の受け付け件数は511経営体、施設数は1,495施設になっております。施設の主な内訳は、パイプハウスが525施設、鉄骨ハウスが434施設で、農業用施設等91施設、畜産施設が171施設、その他が274施設となっております。施設の割合は、パイプハウスが35％、鉄骨ハウスが29％、農業用倉庫が６％、畜産施設が12％、その他18％と、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　１点、回答漏れがありました、すみません。

予算は、迅速適正に対応できるのかという点でございます。申し訳ございません。

予算につきましては、今回、議案第25号の専決処分の承認をいただくものでありますが、そちらは、台風被害を受けたビニールハウス等の農業用施設や畜産施設の復旧に対しまして３億8,679万8,000円を計上しております。そのうち、国の補助事業が１億6,500万円、県が１億1,000万円、市の単独は１億1,179万8,000円となっています。これは９月末現在の被災状況で対応したものでありまして、予算の内容等につきましては議案質疑でも回答しましたけれども、昨年の台風24号に準じまして国から示される前に早期に予算の要求をしたもので

ございまして、それによりまして早速申請に係る手続きができるよう準備を進めたところでございます。

以上でございます。すみません。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　担当課におかれては、農業経営者の数だとか、その施設の数、それに施設の種類が多岐にわたる中、さらには各補助事業の財源が違うなど、大変難しく複雑な内容の中、業務に当たられておりまして、本当にありがとうございます。しかしながら、まだまだ道半ばであり、国や県、担当職員一丸となって復旧に努めてもらわなければなりません。

そこで、今、農業者では何が困っているのか、その対応はどの程度であるのか、把握している範囲で伺います。また、担当課として現在や今後の支援に対し、何か問題点等で気づいたようなことなどがありましたら、その意見をお知らせいただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、まず、農家が困っていることにつきましては、当初、市の災害ごみのほうの関係の受け入れで、被災したビニールハウスや畜舎などのアスベストを含む事業用のスレートとかそういったものが受け入れができなかったため、農家からいろいろ多く要望があったところでございます。その後、国のほうの新たな支援が発表されまして、被災した農業用ビニールについても市のほうで処理ができるような形になったところでございます。

今後は、市内に集積場所を確保した後、農業用廃プラスチック同様、ビニールの処理のほうを環境課と進めていくような予定となっております。

また、畜舎の解体等に伴いまして大量に排出されるアスベストを含む事業用スレートについては、かなり大量であるというようなことで、市では受け入れしておりませんが、畜産農家が自費で撤去または処分した場合には、先ほど申し上げました国の補助事業のほうで、被災者農業者支援型のほうで撤去処分等により定額の補助が受けられるような仕組みになっているようなことで、その辺で農家のほうが一時的にすぐ処理ができなかったと、そういった問題があったところでございます。

あと、国・県・市で支援を進める上での問題点としまして、まず、通常、我々農水産課のほうで行っています農業の振興に関係することの業務に加えまして、今回の災害の対応が入ってきたというようなことが、通常の事務以外のことでちょっとマンパワーの不足といいま

すか、職員のほうが一時的に不足が生じているのかなというようなことで課題となっています。そういったところ、千葉県のほうの支援がありまして、海匝農業事務所のほうより一日当たり職員のほうを３名から５名派遣をいただいておりまして、今、農家との個別相談をしながら補助金の関係する事務のほうを進めているところでございます。

今後、締め切りが近づいてきた中で、またそういったものが対応ができない場合には、庁内各課のほうからの応援をお願いして対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　よく分かりました。

同じく、（４）の災害廃棄物の処理についての質問に移ります。

先ほどは、行動指針状況ということで伺いましたが、非常に薄い行動指針であるなと思って驚いたところであります。でありますので、ちょっと細かく何点か確認しながら質問を続けたいと思うんですが、まず、災害ごみの置き場をなぜ仁玉スポーツ広場としたのか、その選定基準と、ごみ焼却施設、それから最終処分場を広域事業で今後行いますけれども、地震や風水害で大量に発生する災害廃棄物の広域処理に向けて、設定ができているものとできていないものは何なのか、また、設定できていない要因と、加えて市内の災害廃棄物の処理が困難になった場合は、どのように備えているのかを伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、お答えいたします。

まず初めに仮置き場の選定基準でございますけれども、前回、津波の災害がございまして、その時に仮置き場の選定をした経緯がございました。その経緯を踏まえまして今回、仁玉スポーツ広場に決定したものでございます。

また、次に、広域化になりますことで、広域ごみの処理についてですが、申し訳ございませんが、現在、広域化についてそのごみをどのようにするかというのは、具体的にはまだ決まってございません。来年度に災害廃棄物処理計画を旭市、ほかに銚子市、匝瑳市、両市も作る予定ですので、その際にいろいろ調整していきたいと思います。

最後に、市内で出た災害廃棄物の処理ということでございますけれども、こちらについてですが、また来年度に作る災害廃棄物処理計画の中で詳しく検討していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　なかなか曖昧なところが多かったり、決まっていないということで答えられないのか、覚えていないのか、そういう部分が多いんですね。

じゃ、計画のほうに関してしっかり整えて進めていきたいと思うので、その観点から質問に移りますが、大規模災害で発生した災害ごみの処理について、各自治体が作成する計画、これが災害廃棄物処理計画といって、この計画は自治体が災害ごみの置き場を、仮置き場ですね、それを決めて、ごみの収集・運搬方法を盛り込むもので、本市では令和２年度に策定予定とのことであります。

しかし、このたび、過去に経験したことがないような被害をもたらした、災害時に発生した廃棄物処理については、市民の多くから要望もありました。この災害で得た教訓を糧として、計画の制定に当たっては、仮置き場の設置、それから関係業界との連携、それに近隣市町との協力体制ですか、それが重要であります。

今現在、災害廃棄物処理計画の中で、こちらで設定できているものと設定できていないもの、できていないとしたら、その要因についてを伺いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、お答えいたします。

現在、災害廃棄物処理計画につきましては、市の防災計画の一部として規定されてございます。その中には、瓦れきの処理、粗大ごみの処理、生活ごみの処理、また瓦れきの処理の中には、仮置き場の幾つかの候補地の名前もございますが、またこちらのほうでは十分な計画ではございませんので、このため、来年度、災害廃棄物処理計画を作る予定です。

今、議員よりご意見いただきましたので、こちらの貴重なご意見を参考にしながら作っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　どうぞ、大切な問題なのでよろしくお願いしたいと思います。

頻発する豪雨災害、本市も平常時から大規模災害への備え、処理体制の構築が必要であります。仮置き場の設置だとか、広域による関係業界との連携、さまざまな課題を整理し、僕は、コンサルタントだとか専門家の意見を取り入れてもらいたいなと、そのように思います

し、検討委員会等の設置、これも必要になるんじゃないかなと。その際は、市長に僕はお勧めであるということを再度お願いしたいと思いますけれども、最後に、この災害廃棄物処理計画の策定に取り組む明智市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今回の災害で非常に問題点が洗い出されたと思いますので、そういった部分をしっかりと見詰めながら、防災計画でなくて廃棄物処理計画をしっかりと、別の冊子できちっと作っていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　よろしくお願いします。

同じく、次は（５）防災と復旧についての質問に移りますが、今回の被害に対して、地域防災計画に基づいて総合的かつ計画的な体制をとることができたのかを再度確認させてもらいたいと思います。

今回の被害に対して、計画の修正だとか行う考えもないのかも併せて、この旭市防災会議の会長である明智市長の見解を確認したいと、そのように思います。

また、防災と復旧に対して消防機関の取り組み、それから本市には自主防災組織がありますので、この台風被害の活動実績を伺いたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　地域防災計画の見直しということでありますけれども、それは今回の災害に当たって問題点、そういったものがあると思いますので、見直しをしながらつけ加えるか修正をするか、せっかくこういうすばらしいものがありますので、つけ加えるというような部分に取りあえずはしておきたいと、そのように考えているところであります。

それと、今回の災害に当たって、台風の対応に当たって、防災計画に沿った行動ができたのかどうかという部分でありますけれども、先ほど来から話がありましたように、少し遅れた部分、あるいは期待どおりにいかなかった部分、問題点かなりあるわけでありまして、そういった部分では少し反省すべきことはあると思いますけれども、前日から連絡会議、台風の襲来に伴いましての避難所の設置や、あるいは防災活動といいましょうか、啓蒙活動、そういったものもきちっと消防長、消防団長に伝えて事前の予防について、防災について周知していただくよう指示をしたところでありまして、そういった部分ではしっかり対応ができ

ているのではないかな、そのように思っているところでありまして、本当にいろんな面で、こんな大きな災害が三つ続いたということは、非常に今までにない事例でありますので、十分いろいろ反省をしながら、新たな防災計画につけ加えていきたいと、そしてまたマニュアルといいましょうか、その防災計画も非常にもうあるだけではやっぱり困るというようなこともありまして、職員にもしっかりとした防災計画を見てもらう、読んでもらう、そしてそれを頭に入れてもらうと、そんなこともこれからの職員の中にやっていきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、消防としての取り組みということでありますので、被災時の業務、これに関連したことでご報告させていただきます。

消防本部では、災害発生のおそれがある場合、気象情報を基に、ハザードマップ等に沿いまして、高潮警戒、土砂災害等に対する警戒広報、避難誘導等を実施しております。

災害発生時には、現場における迅速な救助、救急活動を行いまして二次災害の防止を図ります。また、その軽減ということで被害を軽減いたします。そして、負傷者などが発生した場合には、搬送を適切に行うことが任務でございます。

また、消防団は消防本部と情報を共有いたしまして、管轄する地元地区の広報活動、避難誘導、災害警戒等を実施していただきます。被災時ですけれども、消防団の業務では、災害の最盛期は安全確保上、活動を控えていただかなくてはなりません。しかし、業務上、風水害など事前の災害予防、警戒及び災害発生後における住民の避難誘導などが業務であるとお願いしてあります。

以上です。

○議長（向後悦世）　総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　私からは、自主防災組織についてお答えいたします。

自主防災組織でございますが、現在、市内で活動している団体は、干潟小学校区内の五つの団体だけというのが実態でございます。

表面上の組織率といいますか、それは60％となっておりますが、実際に活動しているのは、その干潟小学校区内の５団体というところがございます。その団体が、今回の台風の時にどんな活動をしたのかということになってまいりますが、今回の台風の時に組織としての活動は残念ながらございませんでした。ただ、役員となっている方の中には、避難所を訪れて見ていられたという方があったのは承知しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　登壇した冒頭も申し上げました。職員の方だとか消防機関、さまざまな方に感謝と御礼を申し上げました。１点抜けておりましたね。

市長、副市長、教育長におかれましても、大変なご心労ある中、対応をいただいておりまして、ありがとうございます。また今後とも、この旭市の市長は一人しかおりませんので、ぜひ対応のほう、よろしくお願いしたいと、そのように思います。

続けます。自主防災組織でありますが、市内全体の平準化、それから水準の向上、これが必要だと僕は考えます。

そこで、本市の組織率は高いのか、低いのかお答えください。

次に、行政の取り組みは決して積極的とは言えないと感じていますが、現在の状況をどのように認識されているのか、また今後どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。

平準化あるいは水準の向上が必要だろうと、私もそのとおりだと思っております。

それで、組織率が高いのか低いのかということですが、地域によっていろいろな事情があると思います。先ほど60％ということを申し上げましたが、単純にその表に出ている数字だけでは比較は難しいのかなと思っておりますので、ちょっとそのところのコメントは差し控えさせていただければと思っております。

現在の状況の認識ということですが、自主防災組織というのは、実際に活動をしていただくということになれば非常に大切なものだなという認識は持っております。ただ、現実としてなかなかそれができていないというのが実態だというふうに思っております。

そのために、今後どうしていくかということになってまいりますでしょうが、自主防災組織、名前のごとく自主ということですので、地域の皆さん方から自主的に、あるいは積極的にと申しますか、地域の中で機運が盛り上がって組織化されて活動していくことが大事かなというふうに思っております。そのために、行政は側面的な支援をしていくことということになるんではないのかなというふうに感じております。

側面的な支援ということになりますと、一義的には例えばお金を交付するというのもございますし、いろんな場所でその組織の大切さというのを啓蒙していくということも大切にな

ってこようかと思います。

そのためにも、全国では自主防災組織がきちんと活躍しているような事例もあるように伺っておりますので、そんなところも研究しながら今後考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　組織率が高いのか低いのかは、課長のほうでは答えられないと、上司の顔色を見て答えられないんだろうなということは理解しますので、大切な問題ですから、ぜひ上司の方と話し合ってもらって、その答えをある程度導き出した中で、行政運営、対応していただかなければならないなと、そのように思いますので、お願いしたいと思います。

この項目の最後に、確認しなければならないので伺いますが、当初予算を組んで予備費や今定例会に議案として提案している補正予算を専決処分して対応しているかと思いますけれども、では、財政面を確認しますけれども、現時点で、災害復旧にかかる市の持ち出し分の見込額、それから市の負担は大きいと僕は考えていますが、財政面での影響はないのか、このぐらいであれば大丈夫ですよという答えを聞きたいので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆）　それでは、財政面、大きな対応の見込みに関して大丈夫なのかということでございます。

それで、台風15号による公共施設等の災害復旧にかかる費用や被災者の支援に要する経費につきましては、ご存じのとおり10月に補正予算として７億6,800万円を専決処分したところです。また、補正予算の成立以前に、危険除去などの早急な対応が必要なものについては、現計予算や予備費により対応いたしました。

現計予算により対応した額につきましては9,163万円、予備費により対応した額につきましては71万円でありまして、これらを合わせますと８億6,064万円となります。これらの費用の財源につきましては、一般財源のほか国・県の補助金や市債の対象となる部分もございますので、その内訳を申し上げますと、国庫支出金として１億1,817万円ほど、県支出金として３億6,568万円ほど、市債の額としましては880万円ほどをそれぞれ見込んでおりまして、これらを除いた一般財源の額は３億6,799万円、これが一般財源でございます。

なお、災害廃棄物処理事業や被災住宅修繕支援事業など、特別交付税の対象となる一般財

源分のうち１億5,945万円は交付税措置される見込みとなっております。

特別交付税措置分を引いた市の負担額、実質負担額につきましては２億854万円となりますが、農業災害対策支援及び被災住宅修繕支援等については、これから事業を進めていくことから、市の負担額については今後大きく変わることもございます。

このように、台風被害に係る復旧費につきましては大きな額ではございますけれども……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆）　このように、台風被害に係る復旧費につきましては大きな額ではございますけれども、市の負担をなるべく少なくできるよう、国・県の補助金や市債などを活用しながら現在対応を進めているところで、現時点では他の事業に影響がないよう対応できております。

今後もさまざまな支援策を活用しながら、少しでも早い災害復旧につながるよう財政運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　よく分かりました。

次に２項、嚶鳴小学区の水害に関しての排水路の未整備に伴う被災についてでありますが、初めに、小学校正門周辺の通学路で道路冠水の被害が悪化しています。短時間に大量の雨が降り、冠水した道路は非常に危険であるので、特に学校周辺の通学路に対しては、冠水対策工事の中でも最優先で工事をすべきと考えます。

次に、この地域の民間企業が海まで排水管を自社所有されています。その企業の移転に伴い、福井の本社にこれまでの感謝とお礼に行き、移転後の意見交換をしました。社長よりありがたい言づても預かっているが、その排水管を活用すべきと考えます。

最後に、飯岡停車場線の冠水被害に対し、議会もそうだが、本市は自ら行うべきことがあるのに、県に責任転嫁をしています。雨におびえ、被害に苦しむ住民の気持ちや現状を分からないのか。当路線の冠水対策は本市の排水路で対応すべきと考えます。

以上、３点に対する本市の明快な見解を求めます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、私から今の３点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、嚶鳴小学校周辺の冠水の解消という件でございます。

具体的な対策につきましては、嚶鳴小学校周辺、主に嚶鳴小学校を含む後草西地域から高生川へ集中している排水を、排水というか側溝改修により仁玉川方面へ分散させ、嚶鳴小学校正門付近に集中する水量を軽減させる対策を検討しております。

２点目、企業の排水管を利用してはどうかというお話でございました。企業、この件につきましては、排水管所有者の意向や関係機関の見解もあると思いますので、財産の移譲や構造確認などについて所有者へ聞き取りをし、千葉県や大利根土地改良区等の占用協議も検討していかなくてはならないと考えております。さらに、流入量等に関する精査も含めた総合的な調査研究も進めてまいりたいと考えております。

３点目、広原地域、県道の冠水の関係でございます。こちらは、市の排水路を利用して排水を考えてはどうかという話でございました。

今、建設課のほうで検討している内容としましては、まず広原東地域からＪＲを横断して高生川へ向かう排水を新たに整備する排水路で接続し、逆に大間手側へ振り分けたいと考えております。後草区の総堀線南側へ集中する排水量をこれによって軽減をさせる対策を検討しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　真剣に検討していただいているなと、そのように感じました。しかしながら、僕も先輩からたびたび聞きました。検討というのはやらないということだよということを言われております。何とか実現したいという思いがあるんですよ。

再度確認しますけれども、これで市長、執行部との現状の認識を再度共有できたので、３点、提案型で質問します。

まず１点目、嚶鳴小学校正門周辺に新たな排水路の新設を。

次に２点目、総堀線に向かって集中してくる排水路の分散改修を。

最後３点目、飯岡停車場線の対策は民間所有の排水管の活用と本市の排水路整備で対応を。

以上、本当に検討いただいていることは感じるんですが、早急な解決に対する明智市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　三つの要望的なそのご意見頂戴いたしました。

先ほど建設課長が答弁をしたように、その３か所ともいろんな面で検討研究、そしてまた

実施を、予算組みも含めてやると、そのような思いで今いるところでありますので、ぜひ３月予算、そういった部分で進んでいるのかなというような部分を確認していただければと、そのように思っているところであります。

ただ、企業の排管の問題については、耐用年数、そういった部分もありますし、水量がどのくらい排水できるのかという部分、先ほど建設課長から話がありましたように、全体的な測量といいましょうか、調査もしなければならないということもありますし、市で譲り受ける場合、ほかの排水管も、もう老朽化をしている部分もたくさんありますし、45年になると聞いておりますけれども、企業のやつが。それが果たしてどのくらい、あともつのかどうか、そういったことも現在のところでは不安でありますし、担当に直接、その企業と話をしてみろというようなことは指示をしておりますので、企業と、林議員は企業と話をしたそうでありますけれども、公としてその話を具体的な部分も含めて話をしてみろということで、今、指示してありますので、そこの辺もご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　非常に前向きな発言をいただいてうれしく思いますね。

市長もいろいろ孤独で大変であろうかと、トップはね、思いますけれども、担当課の、課だとか課長方と協議を進めるだけじゃなくて、ぜひ僕もその中に入れてもらったり、市長室に呼んでいただけたらすぐに伺ってじっくり市長と議論をしたいなと、そのように思います。本当に、そういう前向きな中で、市民のためにともに汗を流していきたいと、そのように思います。いい答えをいただいた中で、大変３番目行きづらいこともあるんですが、行かせていただきます。

３項の市民体育祭の区長アンケートの実施に関して、明智市長のアンケートに対する考えについて再質問に移りますが、ちょっと議長に許可もらった資料を、ここに揚げさせていただきます。

市民体育祭に関しては、以前より区長から開催に反対する声があり、メンバー募集を区に丸投げしているなど、毎年同様の苦情が寄せられます。

僕自身、地元区長会の意を酌んで、平成28年に一般質問を行いました。その後、選手選考の方法にほぼ変化が見られませんでした。先般の９月の定例会で一度区長にアンケートをとって意見を聞くべきと提言しましたが、今後も開催したいとの一点張りで、これも聞いてはもらえませんでしたので、そこで今回の、僕自身でアンケート調査を行い、その結果を取りまとめましたので質問につなげます。

それでは、市民体育祭に関する区長アンケートの結果について。対象者は156区長、回答78区、回答率50％であります。

質問の１点目、「市民体育祭の準備は負担になっていますか」。「負担」が47.3％、「やや負担」が28.0％となっていて、全体の75.3％が負担を感じていると答えています。

質問の２問目、最初の第１問の質問で「負担・やや負担と回答した方へ、その理由は何ですか」ということで複数回答可として聞きました。その一番多かったのが「選手選考」、それが87％ですね。どこの地域でも参加したい人が少なくて、参加者集めが大変負担になると、そういう答えがございます。

次に、３問目ですね。「来年度以降の体育祭の開催についてどう思いますか」ということでありますけれども、「中止すべき」が67.9％となっていて、全体の７割が体育祭をやめるべきだと答えています。

次、問いの４問目ですね。「これまでの体育祭について市民の一体感を感じましたか」という問いに対しましては、「感じない」が34.6％、「あまり感じない」が35.9％となっていて、全体の70.5％が市民の一体感を感じないと答えています。

そのような状況でありますが、アンケート実施に関して、明智市長のアンケートに対する考えを再度質問いたします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　アンケートの苦労といいましょうか、そういった部分では大変ありがたいと、そのように思っておるところであります。

ただ、先ほど来何回も申し上げましているように、一体感の醸成、その趣旨と目的はいまだ達成していないと私は判断しておりますので、この市民体育祭は継続させていただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（向後悦世）　体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広）　議員のほうからアンケート調査が示されましたけれども、実は本年度、市民体育祭、台風の影響によりまして中止になりましたけれども、この体育祭につきましては、11月12日、市民体育祭の地区代表者区長会議を開催させていただきました。

その内容につきましては、区長からのご意見といたしましては、競技内容やバス等の配車関係、その辺の改善の意見等がございました。来年度の開催につきましては、ご協力していただけるとのご理解をいただいているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員。

○４番（林　晴道）　先ほどので終わりにしようかと思ったんですが、今、担当課長からそのような話があったので、ちょっと続きがありまして、最後の問いで「その他市民体育祭に関してご意見がありましたらご記入ください」という中で、肯定的な意見、やったほうがいいという意見ありました。２件であります。否定的な意見が32件、それで今の話があったので、ここだけ紹介して終わりにしたいと、そのように思うんですが、肯定的なところでは「この体育祭等は、人と人とのつながりがあるので毎年開催してほしい」と、確かにあります。「中止にすることはいつでもでき、簡単な選択だと思う」と。「ほかに何か行わないのであれば体育祭を行ったほうがいい」ということですね。

否定的なものも二つだけ紹介しますけれども、「市の行事として参加しているが、役員の負担が大き過ぎる」と。「区民の参加意識が低い、家庭での行事を優先している」「大会での予算をほかに必要な行事に回したり、予算を削るべきだ」と。イベント会社の利益だとか、区長の区費も充てられるところが多いみたいですね。区費を充てるので大変であるよというところと、これはこの記事を皆さんにお伝えしなきゃならない。これ以前から、「市長だとか議員が、特に議員が自己満足のためにやっているんじゃないかと感じていますよ」ということを何気もなく区長の意見として書いてありました。複数です。やっぱり、市長と議員が自分らの何か格好つけるため、保身のためだなと、もっと罵倒した汚い言葉あったんですが、そういうのも現実的にあります。

ぜひ皆さんで一回検討して、これ取り上げるのは今回で最後にいたします。次、予算を組まれてもしっかりと対応していきたいというように思いますので、この点ちょっと、市長にも意識だけはしていただけたらありがたいと、そういうところで、今回の質問を終わりにします。

○議長（向後悦世）　林晴道議員の一般質問を終わります。

◇　片　桐　文　夫

○議長（向後悦世）　続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（１番　片桐文夫　登壇）

○１番（片桐文夫）　議席番号１番、片桐文夫です。向後議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

時代は平成から令和に替わっても、災害は日本のどこかで発生しております。

今年は台風が千葉県にも大きな被害をもたらしました。この旭市においても、台風15号、19号、そして10月25日の大雨により、住宅、農業用施設、道路などにも甚大な被害をもたらし、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被害に遭われた皆様が一日でも早くもとの生活に戻れるよう願っております。

そこで１点目、防災について質問させていただきます。

今般の台風では、県内で土砂崩れにより尊い命が失われるという被害が発生しております。６月の定例会の中で、木内議員の質問に対して、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が旭市内に104か所あるという回答がありました。併せて、ハード面の対策は、民有化もあり、一長一短にはいかない、市民の命を守ることを一番大事なことと考え、ハザードマップや市内誘導など、ソフト面の対応をしている現状があるという回答でした。

その中で今回お聞きしたいのは、平成29年度の台風や大雨などにおいて、市内で土砂災害があったと思います。その２年前の災害により９か所の復旧工事を実施したと聞いておりますが、その当時の工事内容についてお尋ねいたします。

次に２項目め、旧中学校跡地利用についてです。

旭市旧中学校跡地利用検討委員会より、昨年８月に報告書が提出されました。

まず１点目、この報告を受けて、旧飯岡中学校跡地について、サッカー場整備事業が今年度予算化されたところです。この事業は、施設整備に向けての基本設計でありますが、その進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

設計に当たっては、利用見込み等の想定があるかと思いますが、その点も回答いただきたいと思います。

２点目は、旧海上中学校跡地についてです。

検討委員会の報告では、民間活用による住居系を中心とした複合施設という利用方法が提案されています。飯岡駅にも近く、若い世代が増えるような活用ができればと期待しています。

報告を受けて既に１年以上経過しているわけですが、現時点での状況はどうなっているのか、新年度予算の編成も進んでいると思いますが、その中で何か考えていることはあるのかお尋ねいたします。

以上で１回目の質問は終わります。再質問以降は自席で行います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、片桐議員のご質問の大きな１番、防災についてということで、（１）の土砂災害対策についてでございます。

平成29年に大雨あるいは台風等で、その被害による復旧工事の内容ということでございました。

まず、片桐議員おっしゃるとおり、29年の被災箇所でございますが、市内に９か所ございました。こちらの工事内容でございますが、まず、大型土のう設置によりまして復旧した場所と、それらのり面の整形等も一部行った所もございますが、大きな工事としましては、のり下に大型土のうを載せたという、並べたという工事でございます。こちら、７か所実施してございます。残り２か所につきましては、岩井地区と横根地区がございます。こちらにつきましては、のり面自体が個人所有地でありまして、急傾斜地から市道に土砂崩れが発生したもので、通行の安全確保のため、応急的にこの２か所については復旧を進めたものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広）　それでは、私のほうからは、２番の旧中学校跡地利用についての（１）サッカー場整備事業の進捗状況、それと利用についてというご質問について回答いたします。

旧飯岡中学校跡地利用としてのサッカー場整備事業の進捗状況でございますが、設計業務を令和元年８月６日に入札を行い、８月13日に契約を行ったところでございます。契約内容につきましては、サッカー場の基本計画及び基本設計で、現在は各施設の配置等について検討しているところでございます。

あと、サッカー場の利用ということでございました。サッカー場の利用ですけれども、こちらは社会体育施設としての活用になります。市民、市外のどなたでもご利用いただけると。ほかには、小学生から大学、一般までのスポーツ合宿などの利用やフットサルの利用も考えられると思います。また、ほかに、イベント等の活用についても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　海上中学校跡地の利用についてですが、片桐議員おっしゃった

とおり、昨年の８月に旭市旧中学校跡地利用検討委員会のほうから、民間活用による住居系を中心とした複合的施設との報告書が提出されております。

しかしながら、旧海上中学校跡地を利活用するためには、周辺整備の必要があるというのが現状であり、具体的なものは今のところ進んでおりません。

以上です。

○議長（向後悦世）　一般質問は途中ですが、２時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１５分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、片桐文夫議員の一般質問を行います。

片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　それでは、１項目めの土砂災害対策について再質問いたします。

岩井地区と横根地区の被災箇所については、個人の土地から土砂崩れが発生したものとのことですが、両地区とも崖下周辺に民家があるなど、類似した場所だと思います。岩井地区については、現在、のり面保護としてコンクリート吹きつけ工事を整備しており、今年度中に完了するようですが、横根地区は大型土のうが設置されたままとなっています。横根地区の地元の方々も、大雨が降ると茶色い水が流れてきて心配しております。市の今後の計画について伺います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、横根地区の被災箇所の復旧の計画等についてのご質問だったと思います。

まず、岩井地区と横根地区につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、千葉県が急傾斜地崩壊危険区域に指定しております。横根地区におきましては、市道自体に損傷もなく、大型土のうで安定していることから、岩井地区を優先に整備をいたしました。当該箇所の復旧に関しては、災害直後から地元議員はじめ地区住民からも要望があったわけですが、幹線市道沿いの交通量が多く、道路保護の観点からも防災性の高い道路

と認識はしております。

以上のことから、土砂災害防止のための措置を講ずる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　前向きな回答として受け止めましたので、横根地区が事業化され、早目に着手することをよろしくお願いいたします。

また、のり面復旧工事として、以前に整備した場所が29年度以降の台風や大雨により毎年崩落している場所があります。費用対効果の面からも、場所によってはどうしても応急的な復旧対応になってしまうことは理解できますが、何度も崩れる場所については抜本的な施工はできないか伺います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫委員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、議員ご指摘の場所は、飯岡配水場西側の畑等の耕作地へ通ずる道路のことかと思います。

隣接地権者の皆様方には、ご不便をおかけしまして大変申し訳なく思っている次第でございます。当該箇所につきましては、今年度中に復旧工事を発注する予定で、現在準備を進めているところでございます。工事設計に際しましては、関係機関による見解や施工を参考に、利用者の安全・安心が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　ぜひとも、横根地区の方々の不安、心配事を早目に取り除いていただきたいと思います。

それでは２項目め、１点目、旧中学校跡地利用について再質問いたします。

旧飯岡中学校跡地校舎側については、旭市いいおかＹＯＵ・遊フェスティバルや旭市飯岡しおさいマラソン大会などで駐車場として使用していると思います。

そこで、跡地には残土により段差があり、数年前のように東側への通り抜けができない状況です。今後をどのように考えているのか伺います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広）　それでは、お答えいたします。

旧飯岡中学校の校舎側についても、現在、基本計画、基本設計を作成しているところでございます。基本計画でも駐車場として考えており、通り抜けについても、将来的な利用を踏まえて検討していきたいと思います。よろしくお願います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫）　また、その盛り土は周辺住民に影響はないのか。風が吹けば砂ぼこりが立つと聞きます。早目の完成に向けての事業を進めていただきたいと思います。

２項目、２点目の旧海上中学校跡地利用についての再質問をいたします。再質問というよりも、先ほどの回答で分かりましたのであれなんですけれども、旭市は子育て支援も充実しており、住みたい、住んでみたいという声も他市町村の方々から聞いております。ぜひ、旭市の人口増につながるような利用をお願いいたしまして、私の一般質問は終わりにしたいと思います。

○議長（向後悦世）　片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇　木　内　欽　市

○議長（向後悦世）　続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１８番　木内欽市　登壇）

○１８番（木内欽市）　18番、木内欽市です。令和元年旭市議会第４回定例会において一般質問を行います。

今回、私は災害対応について12点、インフルエンザについて２点質問いたします。質問の大半は災害対応についであります。

台風15号の対応については、千葉県知事はマスコミや県議会で厳しく追及され、自ら報酬の削減と謝罪を発表しました。

誤解のないように申し上げますが、今回、私はそういった意味での質問はするつもりはございません。確かに、本市も初期対応の遅れや災害対策本部を設置しなかったことなど問題点もありましたが、全員協議会、また昨日の同僚、伊藤保議員の質問にも、市長から反省していると正式に答弁がございましたので、このことに触れるつもりはございません。

災害をしっかりと検証し、反省するところは反省し、より安全なまちづくりに一層努めるのが我々の責務であります。今まで台風等の被害が少なかった千葉県、本市は台風15号から始まり、３度大きな被害を受けました。年々強大化する台風やゲリラ豪雨の原因は地球温暖化だということは、誰もが認めるところであります。地球的規模のことでありますので、誰

も防ぐことはできません。自然の猛威の前には、我々は全く無力であります。

まだ温暖化が叫ばれなかった数十年前、890ヘクトパスカル、死者、行方不明者5,000人以上を出した伊勢湾台風が発生しております。温暖化が進んでいる現在、伊勢湾台風並みの、またはこれ以上の台風がいつ発生してもおかしくはありません。

地震はなかなか予想がつきませんが、台風は数日前から予想ができます。

１点目、台風に対する初期対応について伺います。

２点目、台風15号は大きな被害をもたらしました。被害状況についてお尋ねいたします。

３点目、被害の中でも本市の基幹産業である農業被害は甚大であります。農業被害、品目別にお願いします。

４点目、現在どのぐらい復旧しているのか、現在の状況をお願いします。

５点目、今回のような大きな災害、国・県との連携なしには対応できません。どのような対応をなさったのか伺います。

６点目、避難所について伺います。

この件については、既に何名かの議員が質問しております。特に台風19号のときには、命を守る行動をとたびたび報道されましたので、非常に多くなったと思います。

先ほどの説明では、避難所がいっぱいになったと、そして新たに中学校の体育館も使ったという説明がありました。この多くの避難民は、どのような方法で避難所まで避難したのでしょうか。

７点目、災害協定を結んでいる団体、幾つかあると思いますが、今回お世話になった団体、またどのぐらいの件数か伺います。

８点目、樹木の撤去等、消防団には大変お世話になり助けられました。各地区で活動されたと思います。活動内容と件数をお願いします。

９点目、備品の整備状況について伺います。備品の種類、数量についてお伺いいたします。

10点目、防災訓練について。想定外の災害に対して、訓練内容も変えていく必要があると思います。ご見解を伺います。

11点目、停電、断水に対する対応について伺います。市内停電が長引いた地域、停電しなかった地域、いろいろな理由があると思います。その理由をお聞かせください。

12点目、今後の取り組みについて、台風が強大化、多発化、毎年、今回のような台風が上陸する可能性があります。県の大雨台風被害を受け、災害対策改善へ基本方針、初動対応等の計画の見直し作業に本格的に着手し、改善策を反映させております。本市も見直しを図る

必要があると思いますが、いかがでしょうか。

大きな２番目、インフルエンザについて伺います。

平年より早く発生しているというインフルエンザ、発生状況、またワクチンの助成について、２点質問いたします。

以上で私の第１回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　それでは、大きな１番の中で私のほうで回答するものを順次お答えしてまいりますが、もし漏れがございましたら、ご指摘いただければありたいと思います。

まず、（１）台風に対する初期対応についてということでございます。

初期対応につきましては、台風ですので接近してくるのは分かりますので、接近してくるのが分かった時点で、市としては警戒態勢をとりました。その後の対策についても、どのようにやっていくかというのを、時間を追うごとに態勢を決めまして、庁内でも連絡をとりながら進めていたというところでございます。

次の（２）のほうの被害状況についてでございます。

被害状況につきましては、これまでも何人かの議員にもお答えしているところでございまして、重複する部分がございましたらば、お許しいただければと思います。

まず、台風ごとに申し上げてまいりますと、台風15号のときの人的被害は重傷者が１名、軽傷者４名というところでございました。住宅の被害につきましては、全壊が２棟、半壊が４棟、一部損壊が2,255棟でございます。公共施設は多岐にわたりました。多くの施設について被害を受けたところでございます。道路についても多くの所で被害を受けております。特に停電につきましては期間が長引きまして、後ほどとまた関連してくるかもしれませんが、９月９日から16日までということで東京電力は発表しておりましたが、最大では１万9,100軒の停電が最大ピーク時に起こったというところでございます。

項目少し飛びまして、（５）の国や県との連携というところでございます。

災害が発生した場合に、千葉県が情報収集を行いまして、市町村との連絡をとって対応していくということが求められるわけでございますが、今回、千葉県のほうでも情報がきちんと収集できなかった部分があったと聞いております。県は、災害が発生した場合に、市町村に職員を送ってというところも決められているんですが、残念ながら台風15号のときには、県の職員というのは、旭市に派遣はなかったというのが実態でございます。

その教訓を受けまして、台風19号、それとその後の10月25日の大雨の際には、県の職員も市町村に派遣されまして、私どもと一緒に連絡調整、あるいは県への情報の伝達、報告等を行っていたところでございます。

次に、（６）の避難所についてでございます。

どんな方法で避難したのかというご質問がございましたが、申し訳ありませんが、避難の方法までは、いらした方には把握しておりません。ですので、今は何とも申し上げられないところでございます。

次の（９）備品の状況でございます。

備品につきましては、いろいろな種類のものを備品として備えております。全体としましては、水と食料がまず大事でございまして、5,000人の方が３日間は避難できるような体制をとっております。具体的には、非常食として約４万5,000食、水は４万5,000リットル、それと毛布は、前の質問にもありましたが5,000枚、これを備蓄しているところでございます。そのほかにも、生活必需品ですとか、避難が長引いた場合の暮らしていくための品々を備えているというところでございます。

それと、次の（10）の防災訓練についてでございます。訓練内容を変えることはないのかというご質問でございました。

防災訓練につきましては、毎年、場所を変えて行っているところでございまして、これもどなたかの議員にご回答したかもしれませんが、今年度は第一中学校で行いまして、第一中学校の生徒にも参加していただいて、意識を高めていただくと、そんな工夫もしましたし、いろんな提言、あるいはその後の結果を踏まえまして、訓練をよりよいものにしていくように考えていきたいなと思っております。

それと、次の（11）の停電についてです。

長引いた所と、そうでない所があった、その理由はというお尋ねでございましたが、東京電力につきましては、発表としまして、高圧線のレベルということでの発表をしております。高圧線というのは、一番大もとになる線でございまして、その下には低圧線、さらには家庭への引き込み線ということで、３段階として電力が枝葉まで延びているというふうに聞いております。その中で、どういった形で東京電力が復旧の優先順位をつけたというところまでは承知しておりませんし、問い合わせても、どこが高圧線でどうなっているかということについては答えがいただけないというのが現状でございますので、なぜここの地域は早く復旧して、ここの地域は遅くまでいったというところは、分からないというのが正直なところで

す。

ただ一つ言えるのは、高圧線レベルだけで判断しておりまして、それは東京電力が機械的に把握できるんだそうです。しかし、その下のレベル、低圧のレベル、あるいは家庭への引き込みにつきましては、個々の所の情報を得てからじゃないと、復旧しているのか、していないのかというのが分からないということでしたので、そういった部分につきましては市のほうに、東京電力の発表ではもう復旧したというふうになっているけれども、まだ家は復旧していないんだけれどもという電話をたくさんいただきました。その情報を東京電力に伝えて、まだここは復旧していないということを連絡して対応していただいたという状況がございました。

次に、最後になりますけれども、今後の取り組みということで、見直す必要があるんではないかということです。

計画にしましても何にしましても、作ったらずっとそのままということではなくて、常に見直しは行っていかなければならないものだと思っております。今回の台風、あるいは大雨の教訓を受けまして、見直すべきところは見直しますし、あるいは県も見直すようなことも言っておりますので、上位計画である県の内容を踏まえまして、旭市としても見直しを行っていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、農水産課からは（３）の農業被害についてご回答申し上げます。農産物17品目の品目別ということでよろしいでしょうか。

それでは、主に大きな被害のありました農産物のほうの名称と金額を申し上げます。

初めに、農産物のキュウリが3,637万3,000円、レンコンが7,590万6,000円、パセリが1,408万4,000円、梨が1,614万4,000円、シシトウが7,242万8,000円、ミニトマトが1,989万円、花卉が8,155万5,000円で、あとその他、数はありますけれども省略いたしまして、そういったところで３億5,927万円の農産物の被害が出ております。

あと、停電によります農作物の関係でございますが、こちらがマッシュルーム、水耕のミツバ、サンチェ、リーフレタス等で、そういったもので3,672万円でございます。

次に、畜産物のほうになりますが、豚が1,478万2,000円、鶏が1,721万円です。あと生乳、酪農のほうで停電等によりまして冷蔵ができないということで廃棄処分になったもの、または工場が受け入れができないで廃棄処分等が846万5,000円になります。あと鶏卵、こちらの

ほうが230万円、そういったもので停電による被害が約4,400万円になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、私からは（４）につきまして、最初にご説明したいと思います。

まず、（４）の現在の状況はということでございます。道路に限っての状況をご説明したいと思います。

まず、台風15号及び19号、それと10月25日の大雨により、旭市全域で被害を受けた箇所数は279か所であります。現在の復旧状況につきましては、小規模な被災箇所187か所については、職員と作業員などの対応により復旧を完了しております。工事が必要となる被災箇所については、旭地域で92か所ありました。そのうち71か所については、ほぼ復旧が完了しております。残りの21か所については、現在、工事の設計中でありますので、年内発注をめどの発注を目指して進めているところでございます。

続きまして、（７）の災害協定についてということでございます。団体名と件数はというご質問でございました。

まず、団体名につきましては、旭市建設業災害対策協力会という団体でございます。復旧作業をお願いした件数につきましては、24件でございます。

なお、契約業者数は９社ということで、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　環境課長。

○環境課長（木内正樹）　それでは、私からは大きな１番の（４）の災害廃棄物の現在の状況についてお答えいたします。

仁玉スポーツ広場の仮置き場については、９月20日から災害廃棄物の受け入れをしており、12月８日の日曜日まで開設しておりました。その災害廃棄物については、順次、搬出及び処分を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　消防長。

○消防長（川口和昭）　私からは、団員の樹木の撤去等の活動及び件数について、ご回答させていただきます。

団員の方たちは、管轄する地元地区の活動をしていただきました。その中で、台風15号につきましては、倒木等の処理124件、これは倒木だけではございません。電線の安全、垂れ下がった電線等の安全管理、そして飛散物の解除、これを含めまして124件でございます。延べ人数は884人、このときの活動記録の時間はございません。

続きまして、台風19号では倒木等の処理、これは道路障害物の除去を含めまして27件、延べ800人で活動していただいております。このときの活動時間も記録はございません。

続きまして、10月25日の大雨に関しましては、排水作業が３件でございましたので、この時の樹木等の撤去作業、こちらはございません。

そして、活動の内容といたしましては、広報活動のほかにですけれども、道路封鎖した倒木の処理、これはチェーンソーを活用しまして、裁断処理、先ほども申しましたが、ほかには電線等の切断箇所の周辺で安全管理を実施していただきました。特に、大きな障害物となったものがございまして、台風15号のときでございますが、大間手地区の県道において、直径１メートルを超える太さの倒木、これを含む数本の倒木現場において、消防本部、建設課と連携をとりまして、消防団の方にも安全管理等の活動を行っていただいております。

以上です。

○議長（向後悦世）　水道課長。

○水道課長（宮負　亨）　それでは、水道課から、（11）の停電、断水に対する対応についてお答え申し上げます。

今回の台風15号では、海上配水場及び干潟配水場、台風19号では飯岡配水場が停電となりましたが、この期間、非常用自家発電装置で電力供給を行いましたので、断水には至りませんでした。しかしながら、井戸水、地下水及び受水槽利用者等が、停電によってポンプが使えなくなってしまったということで、水道庁舎に応急給水所を設置し給水支援を行いました。

断水に対する対応としまして、上水道管が断水になった場合は、速やかに応急給水できるよう、避難所等に応急給水所を開設し水道水の供給を行います。また、被害の規模が甚大で、本市だけでは対応が困難な場合は、千葉県水道災害相互応援協定等により、ほかの事業体へ応援協力の要請を行います。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　私からは、２項目め、インフルエンザについての発生状況でございますが、今年10月から11月24日までの発生状況を申し上げます。

人数の統計につきましては、県が指定した病院のみの人数となりますので、実際の全患者数とは開きがございますが、県内で1,853人、海匝管内では37人と聞いております。

また、これは県による取りまとめデータの中に市町村別のデータはございませんので、旭市内の人数としては把握できておりませんので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、ワクチンの助成ということでございましたが、これは旭市の助成ということで解釈してよろしいでしょうか。

現在、旭市は65歳以上の定期接種対象者に対しまして1,000円の助成を行っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは再質問、災害対応のうちの（１）、先ほど初期対応、それなりのということですが、具体的にどのようなことをしたのか。これは建設課辺りからお答えになるんですか、具体的にどのような対応をとったか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、初期対応の建設課がとった内容についてご説明をしたいと思います。

まず、冠水等が一番やはり心配でございますので、河川等のしゅんせつが気になっておりまして、そこら辺を重点的に見回ったり、パトロールをしてございます。

まず、本市におきましては、二級河川、新川があったり、あと七間川があったり、仁玉川があったりとかということになっておりますが、管理者であります千葉県、海匝土木事務所や土地改良区がこちらの管理を行っているわけでございますけれども、河川の中にございます水門あるいは堰等、そちらの周辺のしゅんせつは管理者が行っております。

それと、あと市が管理する道路側溝等につきましては、まず側溝の使用者に清掃をお願いしているわけでございますが、建設課といたしましては、大雨が予想される場合あるいは台風等が接近している時点で、これらを見回るパトロールを実施し、もし不具合、落ち葉等が詰まっている、ごみ等が詰まっている場合は、清掃等を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これは台風と、その後の21号に対する集中豪雨の時、あの時には利根川が氾濫しました。やはり、これは泥をすくっていないのが原因の一つだということを言わ

れています。それと、本市でも旭のサンモールの脇に流れている川、あれ仁玉川でしたっけ、あそこも相当水位が上がって氾濫寸前だったと聞いております。ですから、そういった意味で、そういった河川の泥上げは、これからはどんどん必要になろうかと思いますので、そういった面の対応はいかがか。

それと、あと前の９月の時に、たしか総務課長から土のう袋の配布をしているということがございました。袋なんですよね。ところが、これはやはり私も経験がありまして、消防署の皆様には助けられました。なかなか風雨が強くなってきて、袋に土を詰めるという作業はなかなかできません。ですから、土のうを配布してもらいたいと。消防署に行ったら、土のうありますよということで、署員に車に積んでもらって土のうを危ない所にやりましたので、これからは土のうの空き袋じゃなくて、土のうも要望があったら、取りに来てくれた方には配布するような態勢をとっていただけないでしょうか。土のう袋は、河川だけじゃなくて、シャッターがめくれそうなときも、シャッターの一番下にやっておくと非常に効果がありますので、そういった面でのご配慮をお願いできないのか。

それと、水門の話がありました。水門をあけると。それも結構で、逆に閉めるということも必要なんですね。どういうことかというと、大利根用水から下の田へ流れる水門があるんですが、大雨のときはそれを閉めないと、そこからどんどん用水が下へ流れますので、何年か前にはうちの地区で幾世地区が、どんどん河川があふれて、大利根用水の水をとめなかったもので、床上浸水ぐらいになっちゃって、備蓄していたお米とかみんなぬれちゃったんですよ。消防車が来て排水をしていただきました。ちょうど在田課長の実家の辺り、あの辺ですね。そういうこともありますので、逆に水門を閉めるということも、これは大利根用水のほうとの連携は、そんな場合はどうなっていますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、何点かご質問がございました。

まず、河川のしゅんせつ等の対応でございます。こちらは、土地改良、あるいは県で数年に１回ぐらいずつやっているというようなお話は聞いたことがございます。また再度、甚大な被害に結びつかないよう、しゅんせつ等をお願いしてまいりたいと思います。

あと、河川の関係で水門の管理でございます。まず、新川がいつもいっぱいになってしまうと、やはり仁玉川、あるいはまちなかの排水が滞ってしまうという状況でございます。そ

れで、水門の管理につきましては、管理であります土地改良等にいつも、このような警報が出た場合、あるいは台風が接近した場合にはご連絡するように、こちらで連絡をとってございます。

それと、あと土のうの配布につきましては、実は15号でだいぶ、風台風でやられたという、家屋等被害を受けたということで、19号で約1,550袋ぐらいだったと思います。こちらは建設課のほうで配布いたしました。それで、どうしてももうこれで、1,500袋で終わってしまうというときに、申し訳ないですが土のう袋を配布させていただいたという経緯はございました。土のう袋を用意したのは300袋ぐらいです。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ありがとうございました。

それでは、２点目、被害状況についてでありますが、昨日も答弁がございました、総務課長のほうから。重傷者が１名ということですが、これは台風の直接そのときの被害者のことだけをおっしゃっているんだと思います。前にも申し上げましたが、例えば台風の関連、写真を撮りに屋根に上がって、屋根から落ちて亡くなった方とか、あるいは私が知っているだけで亡くなった方は２名いるんですよ。それと、あと屋根に補修とか上がって大けがをして、いまだに入院している人もいるんですよ。そういった人数というのは、これには当然入っていませんよね、重傷者１名ですから。そういったのは幾らかつかんでいますか、相当な被害があると思うんですよ。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。

屋根から落ちて亡くなった方がいるというのは、聞き及んでおります。それが、先ほど申し上げました人的被害のほうに反映されていないんではないかということでのご質問かと思います。

この人的被害に数値として反映させるのは、台風による直接的な部分としての被害を受けた方ということで、一定の線引きがあるということになっておりまして、議員おっしゃられた屋根から落ちてという方につきましては、人的被害には該当しないということで聞いているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　当然理解しています。ですけれども、関連の死ですよね。ですから、そういうのも把握していただいて、一応、被害状況の中には入れていただけたらと、このように思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　関連死という言葉が出ましたが、関連死というのはどこまでかという定義になってこようかと思います。おっしゃられていました屋根から転落してという方につきましては、関連死ということでも認められないというところで聞いておりますので、数値には計上していないというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　関連死と、ただ分かりやすく言っただけで、別にそういうのを発表する必要はないんですけれども、皆さん方もそういう亡くなった方もいるということは把握しておいてくださいという意味です。

次に３点目、農業被害について。

結構、この農業被害が大きいんですが、先ほどおっしゃった以外にも、例えばハウスなんかはいまだに業者が間に合わなくて、ハウスの修理ができません。ということは、品目の例を挙げると、春菊であるとか、これは今、種をまいて、越冬野菜ですから、冬を越して春先に収穫をするんですが、ほかにもそういった被害というのが数あると思うんですよ。どの程度つかんでいらっしゃいますか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　被害の状況につきましては、今、議員がおっしゃったように、数多く春菊のほかにも出ているところであります。そういった状況につきましては、県の農業事務所に改良普及課というのがありまして、普及員が常時、市内の農家を回りまして、そういった状況を把握しているような形になっています。

それで、特に今回、春菊の被害のほうの明細を見ていますと、ちょうど種まき前にハウスが被災したということで、被害額としては出ていない状況であります。

それで、先ほど品目別ということでありましたので、農業施設のほうをちょっと回答しなかったんですけれども、パイプハウスだとかビニールハウスのほう被害は出ております。そ

れで、前々の議員のほうで、被害の状況を報告したものですから、先ほどは野菜の品目だけ報告したということで、もし必要であれば、また施設のほうの内訳とか回答させていただくところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ですから、これからまだまだ目に見えない農業被害がどんどん拡大していくと思います。今、種もまけなければ、先ほども言いましたように、もう来年の収穫を諦めなきゃしょうがないわけですから、これがハウスが何回も回転できるような作物だと、言っていました。うちは５回転、回転するから１回転諦めればいいだけで、さほど、被害はあるはあるけれども大丈夫ですよというお言葉もありましたが、例えば年に１作とか２作の場合に、もう来年の収穫はないわけですから、そういった点での、これから頭に置いて対応していただきたいと、このように思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　議員おっしゃるとおり、施設の復旧が今回、県内中、または関東一円で大きな被害が出ていますので、当然、ハウス等の復旧にかかる業者のほうが手薄になっているということでございます。

そういった中で、施設の復旧が、大規模な被害を受けまして、建て替えや応急処理の復旧手配ができていない農家も出ていることは事実でございます。その件数につきましては、正確な数は出ておりませんが、10月10日時点で調査した中では、ビニールハウス等の全壊が17件、７割から５割程度の大破が36件ございます。そういった所というのは当然、議員がおっしゃるように、定植など、そういったものができない状況でありますので、そういった農家に関しましては、収入のほうがかなり減少する可能性があるというふうに把握しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　本当に、これ大変らしいですね。さっきも言いましたが、ハウスの修理が全く間に合わない。人によっては、来年の水稲の種まきの苗代が確保できないかも分からないという新たな問題もこれから出ようかと思います。業者は幾らせかされても、できないんだというような状況でありますので、まだまだ被害は拡大するかと思います。

そういった場合に、新たにまた、ただいまハウスの修繕費の９割とか、補助とか出ました

が、新たな被害が発生した場合には、やはり市独自の新たな対応策もお考えいただけないのかなと、このように思います。想定外の被害には、想定外の対応もしなきゃいけないと。今まで経験がないでしょうけれども、こういった点は課長の答弁では、どうですか、市長、この辺がまたなった場合には、そういうお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　確かに、施設が復旧しなければ作物が作れない、その間の所得補償というようなことだと思いますけれども、東日本大震災のときも放射能の風評被害で、かなりの多くの被害額が上がったわけでありまして、そういった部分での関連性は少しはあるんではないかというような思いが今あるところでありまして、県や国にそういった部分はしっかりと対応ができるのか、補助体制がとれるのかという部分を確かめて、これからやっていきたいと、そのように思っているところであります。

ただ、市で独自で保障ということになれば、やはり個人的な部分での保障ということもありますので、過去の実績とか、そういった部分もいろいろ把握しなければならない点も多々あるということの中で、なかなか難しいんではないかなと。基準は、国・県にある程度の方向性をつけて基準を作っていただきたいと、そのような要望をしたいと思っているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これで質問は終わりなんですが、これは質問じゃありません。

旭市はよく言いますが、全国で５位の農業生産額、千葉県１位ということですが、ぜひこういったときには、それだって市が特別、旭市の農家に、多少はやっているでしょうが、特別の何かをして農業生産額が１位になっているわけじゃないと思うんですよ。各農家の努力によって、結果的に農業生産額１位ということでありますので、胸を張って旭市は千葉県１位だと言えるように、やっぱり基幹産業は農業ですから、こういった災害のときには市はリーダーシップを発揮していただいて、次の質問に移ります。

５点目の国・県との市独自ということでございますから、国・県との連携、さらなる協力をお願いして対応に当たっていただきたいと、このように思いますがいかがでしょう。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　まず、私のほうからお答えしたいと思います。

国・県との連携ですけれども、今回の教訓を踏まえまして、県もやり方について見直すような動きもございますし、私どもとしても、どういうふうにしたら、なお一層、緊密な連携がとれるのかということも考えていきたいと思っております。十分、今回の分も検証いたしまして、次に生かしていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　それでは、国・県との連携で農業のほうの関係でということでございますので、まず復旧に関しては当然、先ほど来、補助事業の関係、被災補助の関係のほうを説明したところでございますので、そちらの内容のほうは省略させていただきまして、次の災害への備えというような点について回答を申し上げたいと思います。

まず、台風の被害の軽減ということで、現在旭市のほうで行っています県の補助事業にありまして、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業というものがあります。これは、ビニールハウスとか鉄骨ハウス等のリフォームの支援型というものになりまして、ある程度経年劣化したものの補強を行うというようなものになります。そういったことによって、台風に備えることができるのかなと。

また、生産力強化支援型低コスト耐候性ハウスの新築というようなもの、そういったものを認定農家や農業者が組織する団体等が活用しまして、現在進んでいるところであります。

また、国の補助事業では、農業用ハウスの強靭化緊急対策事業ということで、台風とかそういった大きな災害に向けて、あらかじめ強靭化を図るというような、そういう整備事業もありますので、本市においてはそういった事業について積極的に農業者のほうにＰＲを行いまして、年間多額の予算をいただいて、そうしたものを進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之）　国・県との連携ということで、被災住宅の関係で答弁いたします。

今回の台風に関連しまして、被災した住宅に対して、一部損壊とされた住宅の修繕について、国・県のほうの助成をいただきまして、一部損壊について新たに30万円までが災害救助法による応急修理の対応となりました。また、この応急修理の対象とならないもののうち、労災安全交付金制度による、これは国の補助事業になりますが、補助対象工事について150万円分まで、修繕費用の20％、上限30万円が補助金として交付できるようになりました。

その助成なんですが、これに千葉県の独自の追加制度、追加政策がございまして、工事のやはり150万円から250万円の部分、これについて20％が上乗せされまして、最大で50万円の補助金が受けられるというような制度が新たに出てまいりました。

次に、被災者住宅向けの住宅資金融資等の借り入れに対する利子補給の制度として、10万円以上500万円以下の借り入れに対し、年２％までの利子を補給する制度を今現在準備しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　どうも、ご親切にありがとうございました。

ちょっと文言が分かりにくいので、また分かりやすく広報にして、要するに市民は市に相談するわけです。今言ったように、市は市だけではしょうがないから県に相談する、県は国と、こういったことですから、市民が直接相談に来るのは市で、皆さんの所ですので、ちょっと分かりやすく何％の何割ってちょっと分からないので、分かりやすく、またお知らせをいただいたらと、このように思います。ありがとうございました。

６点目、避難所についてですが、相当な数が避難したということですが、恐らくこれは歩いて避難をしたのかな、私は車で行った人もいるんじゃないかなと思うんですが、その辺のことなんですよ、聞きたいのは。歩いて避難したのかな。後でまた調べておいてくれませんか。それやって、今度の避難訓練等にも関連してまいりますので、それで昨日のお答えでは、床にマットか何か敷いてくれるということですが、避難する方のストレスというのは相当あろうかと思います。ですから、よく段ボールで隣との仕切りをやるようなのがありますね。よくマスコミでやっていますね。そういったものの考えはないのでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　避難してきた方のその手段につきましては、調べられる部分があれば、次はあまり起こってほしくないですけれども、そういったときがあれば、把握できる範囲で調査に努めたいと思っております。

お尋ねの段ボールでございますね。それにつきましては、考えていないわけではございません。現在、パーティションとして60セットを備蓄しております。避難が長引いた場合には、プライバシーを守るという意味もございまして、パーティションといいますか、段ボールといいますか、それを設置しようかとは思っておりましたが、今回の場合には、そこまでの期

間ではなかったということで、パーティションを避難所に置くというまでには至りませんでした。

ちなみに、3.11のときには、パーティションを設置したという経緯はございました。

以上です。

○議長（向後悦世）　一般質問は途中ですが、３時25分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１２分

再開　午後　３時２５分

○議長（向後悦世）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは続けます。

６点目の避難所について。

これは、大勢の方が避難なさって、これは3.11のときにも経験があるんですが、私は消防で経験があるんですが、トイレが使えなくなっちゃって、それでトイレがすごい状態になっていて、ですからそういうときのために、どうしたかというと、消防団が防火水槽から水をくんできて、それでトイレを流したんですが、停電の場合に中学校とか、上に水道の貯水タンクがありますよね、ああいうのを使うことはできないんでしょうか。水の、トイレの問題とか、避難所が長くなると衛生的にも大変なので、そういった点はどうなんでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　避難所でのトイレの件、深刻なものだと私も感じております。

今回の台風におきましても、一部の避難所でトイレに水が流せないということで、簡易のトイレを配ったんですけれども、なかなか使い方が分からないというような部分で、難儀をしたということを聞いておりますので、その対策としまして、電源が供給される、水が供給されるということが一番なんですけれども、そうでない場合としまして、今、貯水タンクというようなお話もございましたが、貯水タンクにつきましては容量が当然限られたものとなっておりますので、それが尽きてしまったときには使えなくなってしまいます。ですので、

組立型の防火水槽でやったというのが3.11のときでございました。

トイレについては、まず避難所の中で真っ先に改善していきたいなと思っておりますし、避難所につきましては、防火井戸というのも設置している所がございますので、その防火井戸、それの水をくみ上げてトイレに流す水に活用していくというところを考えていければと、そのように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ただいま防火井戸と言いましたけれども、井戸はたしか手でこうやってくみ上げる、そんなやつ、モーターがもし動かなかったらくみ上げできませんよね。ですから、そうでなければ提案ですが、昔みたいにこうやって、ああいう井戸であれば、いざというときも困らないんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　失礼いたしました。防火井戸というふうに申し上げましたが、正しくは防災井戸でございまして、手で動かす井戸ではございません。油を使って回してくみ上げる井戸でございます。それを活用できるようになると、よりトイレの問題が解消できるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　よく分かりました。ありがとうございました。

７点目、災害協定について。

建設業協会９社から出ていただいたということですね。９社からということは、１社だいたい１チームぐらいで、要するに９チームぐらい出てくれたということなんでしょうかね。それで24件やっていただいたということですが、そういう解釈でよろしいんですか。１日で、これ終わった。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　では、ご質問でございます。

議員にちょっと確認をしたいんですが、チームという単位でございますが、うちのほうは各業者に依頼をかけております。実際には24か所あったんですが、それを９社で担当したと

いう形なんです。

それで、即日開放等をしたのかというご質問でございますけれども、実はこの24件に関しましては、ほとんどが倒木関係でございます。１日で開放された所もございますが、やはり数日かかっておった所もあるということで、ご承知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　何を言いたいかというと、本当に実際に困ったんですよ。車が出られないんですから、迂回して行ける地区ならいいんですよ。たまたま、うちのほうは行き止まりが多いので、そこの出口に倒木になっちゃうと、もう外の人は出られないんですよね。当然会社にも出られないし、買い物にも出られない。そういう地区なものですから、そういった場合には早急に解決をしていただきたいということなんです。それで、お願いはしましたが、午後にならないと駄目ということで、そういったことなので、災害協定だけではとても足らないと思うんですよ、今回みたいな場合には。いかがですか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　議員のおっしゃるとおりだと思います。

実は、松ヶ谷の現場だったと思いますが、一方通行というか片側しか通れないような道路で、午後の復旧という段取りになってしまいました。取りあえず契約の段取りとしましては、まず協力会の会長へご連絡を一報入れまして、地元に近い業者を選定していただくわけなんですが、もう通行どめになってしまうという道路につきましては、早急にこちらで、あのときは業者を手配させていただきました。ただ、やはり同じようなケースで違う団体、団体といっても学校なんですが、学校からの依頼を受けているというような内容で、そのときには午後の対応になってしまったことで、おわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　当然、この15号のときには、職員の人たちもだいぶ出たわけでしょうけれども、実際にこの現場には何名ぐらいの職員が、こういう対応に当たってくれたんでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久）　私、建設課ということで答弁をしてもよろしいでしょうか。

建設課の職員は24名おります。あと作業員が６名おります。こちらで対応しました。あと、必要な車にはチェーンソー等を常備しまして、行く先々、パトロール先で倒木等の伐採を行った経緯もございます。

建設課は以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　今のあれでは、24プラス６で30人ということですが、こういう場合に、こういう大災害の場合には、よく防災訓練で市の職員みんな防災服着て活動していますが、市の職員はそういう場合には、通常の業務を中止しても災害対応に当たるべきだと、このように考えます。質問では、もうできないでしょうけれども、そういったことをぜひ頭に入れていただきたいと思います。実際にあったんですよ。我々、議会中でも、この大災害のときに、こんな大きな災害、これ大災害と言わないで何て言うんだと。議会なんかやっている場合でないだろうと、市民からはそういう声がありました。当然、議会も延ばしましたが、匝瑳市では一般質問を延ばしましたけれども、こういう災害の場合には、通常の業務をやめても全部、市長以下、防災服で防災対応に当たるということが、これからは必要ではないかとご提言申し上げまして、次の質問。

８点目、災害協定の場合、結んだ業者では、やっぱりとても間に合わなかったと。それで、助かったのが消防団なんですよ、地元の。まず、市民は区長の所に、区長や議員の所にお願いに行きます。何とかしてほしい。区の役員もやりますが、役員はどうしても地元の消防団にお願いするわけであります。消防団が、やはりさすがですね。この災害協定が24件、先ほど聞いたら消防団が倒木をやったのが124件、実に災害協定の６倍近くを市の消防団が解決しているわけであります。そういうことで、この消防団の活動について改めて感謝を申し上げるんですが、その場合に、先ほど消防長、倒木のほかに電線のとかと言っていましたが、電線なんていうのは非常に危険を伴うんじゃないかなと、このように思います。そういった点は、どうでしょうか、電線の場合にはちょっと危ないんじゃないのかなと思いますけれども。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭）　木内議員のご質問にご回答したいと思います。

電線の場合でございますが、業務上、東電に連絡をしまして、現場での対応そのものは安

全管理、それに徹底していただいております。むやみに手を出すようなことはなく、とにかく周囲に対しまして、安全管理、自己の安全管理、それに徹底していただいているところでございます。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それで、先ほどは回数が切れちゃったので質問はできなかったんですが、災害協定を結んでいる所は、やっぱり無料じゃないですよね。当然１件幾らと業者にお金を払っていたわけですよ。金額は幾らになるか分かりませんが。消防団の場合は、災害に出てたしかあれでしょう。一つの部に対して出動して6,000円のみですよね、朝から夕方までやっても6,000円のみ。報酬を目当てにやるわけではありませんが、現在は昔と違って社会が変化しています。我々が消防に入ったころには、皆さんみたいに常設消防もあまりなかったですから、消防のためということであれば、職場は消防ならいいですよと、全部休みをくれたんですよ。ですから、消防の訓練でも何でも、だいたい平日にやっていました。今は、もう休みをもらえないので、だいたい祭日に合わせて、そんなに言うと消防と職場、どっちが大事だということを言われて、今、休めない人が多いんですよ。でも、こういう災害のときには、消防団員は自分のうちのハウスが倒壊していても、地元のために一日活動してくれているわけであります。本当に頭が下がる思いです。ですから、地元の区長などはポケットマネーで、これでご飯でも食べてよということでやりますが、お金が目当てではありませんけれども、こういう特別な災害のときにはそれなりの対応をしていただけないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、ご質問にご回答したいと思います。

現在、消防団の出動に関する手当といたしましては、火災その他災害のための出動、これに対しましては、一部隊6,000円、出動に関しまして、警戒出動や訓練等の出動に対しましては１回1,000円が手当として支給されております。現状では、これ以外の特別な手当は支給しておりません。また、近隣の消防団員についても、特別な手当というのは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　よく歳末警戒のときには、昔だと市長をはじめ団の幹部が各部へ、ご

苦労さまということで激励をやっておりました。今は簡素化して、だんだんこじんまりやっていますが、ですから例えば夜警じゃなくて、今回は機庫待機、団員がやっている場合等には、ある程度そういったご苦労さまという激励で巡回するとか、そういったことはやってもいいんじゃないかなと、このように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、ご回答いたします。

各部団ごとの激励等についてでございますが、現状、災害対応中の活動、人員等によりまして、その点への職員等、それからまた激励等での人員の対応はできないと思われます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　緊急ですから、各地区の区長には、そういうことをお願いして、ご苦労さまということで、区長には対応していただいておりますので、各区でももしそういうことがあったら、ご苦労さまというようなことをやっていただければ励みになるかなと、このように思います。

10点目、防災訓練についてであります。

昨日も防災訓練に出る人が少ないとかということがあって、一中でやったときは中学生に出ていただいた、こういったことですが、やはりせっかく出ていただいたので、前にも言いましたが、せっかく中学生に来ていただいたら、何かやっていただいたらどうかなと思うんですよ。それで、前にも質問しましたが、消防署も来ていますので、ＡＥＤのやり方、これいざとなるとなかなかできないですよ。音声に従ってやればいいんですが、中学生ぐらいはすぐ覚えるので、そういったときに、せっかくの機会ですからＡＥＤの講習をやっていただいて、旭市の中学生は全部ＡＥＤを使いこなせるんだよというようなことになれば、本当に安心なまちづくりでいいかなと、このように思いますが、防災訓練のときに、そういったようなお考えはどうでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　ご提言ありがとうございます。

防災訓練でのＡＥＤの使い方ということですが、全体の訓練のプログラム等も勘案する中で検討というところにとどめさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　全体の訓練の中で、可能ですよ、別に。１か所でやればいいんですから、全部にそれに署員が張りつくわけじゃないんですから、ぜひご検討ください。

それと、あと先ほど消防団がチェーンソーとあれとありましたが、やはりチェーンソーの取り扱いも難しいです、危険です。ですから、特に倒木の伐採などというのは技術がいりますので、けがでもされたら大変ですので、そういった樹木の伐採のような訓練、昔やっていたことがありましたね、建物をチェーンソーで切って。そういった訓練も取り入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭）　それでは、チェーンソー等に対する団員への訓練ということで、お答えしたいと思います。

消防団は年間を通しまして、ポンプ点検等、自分たちの装備品の点検を行います。そんな中で、チェーンソー等のエンジン物、それから災害対応で活用する資機材等は、さらに訓練を重ねていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは、続いて11点目、停電、断水に対する対応についてですが、これは全然停電しなかった所もあるんですよね。高圧線とかおっしゃいますが、例を挙げると中央病院は全然停電しなかったということですが、これはやっぱりああいう大きな病院だと特別そういうことがあるのでしょうか。

あと、すごく長引いた所などは、何が原因であんなに長引いたのか、それは東電に聞けば分かるんじゃないのかなと思いますが、分かりませんか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えいたします。

特別な配慮がその病院等にあったかどうかということですが、詳細については、申し訳ありません、分かりませんが、もしかするとそういった特別な施設、停電になってしまってはいけないという所については配慮しているのかもしれません。確かなところは分かりません。

それと、長引いてしまったという所について、こちらでも聞いたこともありますけれども、

答えはしてもらえなかったというのが実態でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　中央病院なんかの場合には、当然自家発電装置ありますけれども、人工透析とか手術の場合には、一旦自家発電に切り換えれば、電気一回全部切らなきゃ駄目なんだってね。そうするとすごく難しいんだって、一旦電気を全部とめて自家発電にするそうなんですよ。ですから、そういった意味で中央病院はすごく助かっているなと、このように思います。

あと、東電が、鉄塔が風速40メートルに耐えられるやつを、今度は風速60メートルに耐えられるように鉄塔を建て直すという発表がありました。そして、あと倒木とかの被害があるので、電線の倒木とかに関して、自治体に補償するとか、何か補助をするとかいうことがあるんで、その辺まだ把握していないのかも分かりませんが、ちょっと努めていただきたいなと、このように思います。把握していますか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　東京電力が倒木等を防ぐために、樹木の伐採に補助をするとかということでございましょうか。今のところ、私どものところにそういった情報は入っていないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　明智市長。

○市長（明智忠直）　東電はともかくとしまして、今、国会で、道に倒れた木を切る、承諾がなくても切れるような条例、今、国会で審議しているそうです。近々それが通るようでありますので、そういうことは聞いております。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ありがとうございます。それで、たしかその記事が１か月ぐらい前、日経新聞に載っていたと思うんですよ。ちょっと確認してください。東電が、木の伐採とかやった自治体に補助金を出すと出ていますので、有効に利用したらと、このように思います。

それから、あと水道ですが、この場合にはポンプの電源云々じゃなくて、震災の場合に水道管が古くなっていますよね。先日ちょっと松尾のほうに行ったら、大工事をやっているんです。見たら地震に強い水道管の工事中となっていますが、そのような予定は、旭市の場合

はないんですか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負　亨）　水道課よりお答えいたします。

水道本管もだいぶ老朽化しておりまして、今、水道ビジョン、水道長期計画を策定中でございまして、今後、40年、50年かけて耐震管に更新していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは、災害対応の最後の質問、12点目、今後の取り組みについてですが、今までいろんなことを申し上げました。それで、その反省点を踏まえて、これからこのぐらいの台風、毎年来るような、来てもおかしくないというので、そういったのをお考えいただけたらと思います。先ほど、県のほうを参考にすると言いましたが、物すごく参考になると思いますよ。

１点目、風水害に備えた気象情報の的確な分析。これは当然です。

それと２点目、災害対策本部の設置を客観的に判断できる設置基準の導入。震災の場合には、皆さんも震度５になると全部非常招集とかかかるんでしょうが、こういった台風の場合の設置基準を導入。

３点目、市町村との情報連絡員の事前選定、当然、市ともやりますね。

あと、これは市では無理でしょうが、ヘリコプターでの情報収集を早急に対する体制の構築。備蓄品の品目や在庫、使用に関する県と市町村の情報共有。

それと、災害発生時の物資輸送の車両を優先的に確保できる仕組みの検討、これは県はトラックが間に合わなかったみたいで、これを入れるみたいです。

それと、直結給水栓の有効性に関する広報、この直結給水栓というのは、先ほど言った中学校のそういうことなのかなと私は理解しているんですが、そういった意味かと思います。

それと、最後に災害時に燃料を円滑に供給する仕組み。これは聞こうと思ったんですが、例えば災害のときに、今回もガソリンスタンドがいっぱいでした。ですから、災害が起きる場合に、当然、庁舎の車はみんなガソリン満タンにしてあろうかと思いますが、あとガソリンと灯油の備蓄、こういったのもやはり考えないといけないと思います。発電機が幾らあってもガソリンがなければどうしようもないわけですから。

それと避難所、冬だった場合には灯油をたきますね。そういった点の問題等々あって、一

番最後の燃料等の備蓄、これはどんな具合になっているんでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　まず、燃料の備蓄ということでお答えいたします。

公共施設の中には、非常用発電設備を持っている所がございます。そこの発電設備を回すための燃料については、ある程度蓄えております。ちょっと、今、数値については手元にありませんけれども持っております。

あと、そのほかの燃料でガソリンというようなお言葉もありましたが、ガソリンは長期の保存には向かないというふうに承知しておりますので、難しいのかなと思っております。灯油につきましては大丈夫でしょうけれども。

前置きはそれぐらいといたしまして、燃料の供給を全体的にどうするかということが大切になってこようかと思います。市では、そういったときのために、災害協定というのを締結しております。その燃料の供給ですとか、自動車の輸送ですとか、そういった部分につきまして協定を結んでおりますので、災害のときには、その協定を生かして優先的に供給していただけるのではないかなと期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　いろいろ何点にもわたり、ご質問申し上げました。

例えば、今度災害があった場合に、今までみたいに消防団、あるいは消防署だけの対応では、ちょっと難しくなってくるのかなと、そんな気がします。新たに、災害対策課とか、そういったのも頭に入れていただけたらと、このように思いますがどうでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　お答えします。

ご質問の中で、災害対策課を設けてはどうかということがございましたが、今、総務課の中に地域安全班がございますので、その組織の中で精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　何でかというと、例えば災害廃棄物の処理に関しても、建設課に電話

したらいいのか、環境課に電話したらいいのか、あるいは電話をすると両方で話が行き違っちゃってうまくいかなかったもので、災害対策課という課もある自治体も多分あるでしょうから、将来ご検討いただきたいと思います。

それでは、次にインフルエンザについて伺います。

発生状況はまだ分からないということですが、旭市の場合、学校単位で分かりますよね、インフルエンザ、どこの小学校で発生したとか、その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　学校単位ということでございますけれども、私が持っている資料では、11月の学校での欠席実人数というのを資料として持っていまして、実人数でいいますと、11月現在で９名というふうに聞いております。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　面談のときに言いましたよね、私。どこどこ小学校で何名、それです。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　琴田小学校で１名、共和小学校で２名、三川小学校で３名、飯岡小学校で１名、第二中学校で２名、計９名と聞いております。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ありがとうございました。

それでは、最後の助成金について。

これは、旭市は65歳以上の方が１人1,000円ずつですが、この場合に自由診療なもので、インフルエンザ代が各医院、病院によってだいぶ違うと思うんですね、値段が。1,000円もらって、自己負担2,500円できる所もあれば、4,000円ぐらいかかる所もある。これは仕方ないことですが、これをよそがやっているように、一律に自己負担幾らという形にはできないんでしょうか。医者によって随分違うんですよ、料金が。その辺はどうでしょうか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　確かに、大都市においてはそういうふうな、自己負担が幾ら、例えば1,500円なら1,500円、それ以上は全額持つというような自治体もございます。当然、各病院で接種料が議員言われましたように違いますので、だいたい3,500円から5,500円接種料がかかります。それで、1,500円以上持つとなると4,000円助成するという形になります。それにつきましては、ちょっと財政額の影響も甚大となるということ。また、海匝は一律に

1,000円助成しているということもありますので、ちょっと近隣とのバランスも考えまして、しばらく検討させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これは、例えばひとり暮らしの、生活保護者は無料なんですが、旭市の場合は非課税世帯は無料になっていませんね。よそは非課税世帯が無料になっている所もあるんですが、そうすると収入の少ない人、これ年金だけで生活している人が、やはり3,000円、4,000円の自己負担というのは、場合によっては大変だなと、行かないで我慢しちゃおうかなという人もいるかと思うんですよ。接種率50％ぐらいなんでしょう。

ですから、そういった意味で、一旦これインフルエンザが発症したら医療費が上がっちゃうわけですから、それから思ったら多少は補助してやってもいいのかなと、このように思っているんですが、そういったお考えはありませんか。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹）　非課税世帯のということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○健康管理課長（遠藤茂樹）　補助金を上げるということですか。その辺につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（向後悦世）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（向後悦世）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は20日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時５８分

令和元年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和元年１２月２０日（金曜日）午前１０時　９分開議

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　常任委員長陳情報告

第　４　質疑、討論、採決

第　５　事務報告

第　６　閉　　会

本日の会議に付した事件

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　常任委員長陳情報告

第　４　質疑、討論、採決

第　５　事務報告

追加日程　議長辞職の件

追加日程　議長選挙の件

追加日程　副議長辞職の件

追加日程　副議長選挙の件

追加日程　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

追加日程　議長報告事項

第　６　閉　　会

出席議員（１７名）

１番	片　桐　文　夫	２番	平　山　清　海
３番	遠　藤　保　明	４番	林　　晴　道
６番	米　本　弥一郎	８番	宮　内　　保

９番	髙木　寛	１０番	飯嶋正利
１１番	宮澤芳雄	１２番	伊藤　保
１３番	島田和雄	１５番	伊藤房代
１６番	向後悦世	１７番	景山岩三郎
１８番	木内欽市	１９番	佐久間茂樹
２０番	髙橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山　浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負　亨
庶務課長	栗田　茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員事務局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	髙安一範	事務局次長	池田勝紀

開議　午前１０時　９分

○議長（向後悦世）　おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世）　議案第１号から議案第23号と議案第25号、議案第26号の25議案及び陳情第５号の陳情１件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付したとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（向後悦世）　日程第１、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　宮内　保　登壇）

○建設経済常任委員長（宮内　保）　おはようございます。

それでは建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第４号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第５号、旭市下水道事業運営協議会条例

の制定について、議案第６号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、議案第７号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、議案第23号、市道路線の変更について、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第26号、専決処分の承認についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月13日午前10時より議会委員会室において、議案等説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第５号の主な質疑について申し上げます。

下水道事業運営協議会の委員構成について、具体的にどのような人を想定しているのかとの質疑では、公益を代表する者として産業界の方と地域の代表の方、学識経験者として下水道について広く見識のある方、住民代表者として実際に下水道を使用している方を想定しているとの答弁がありました。

審査の結果、別紙報告書のとおり、13議案とも全員賛成で原案のとおり可決承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年12月20日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（向後悦世）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　飯嶋正利　登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利）　おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月６日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、

旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第25号、専決処分の承認について本委員会所管事項についての６議案について、審査結果及び内容を申し上げます。

去る12月16日の午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係諸課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案内容について質疑と答弁の内容を申し上げます。

議案第21号の主な質疑について申し上げます。

飯岡歴史民俗資料館の展示の資料の移転について、個人所有している資料の取り扱いはとの質疑では、個人所有の展示資料については、今後所有者や関係者と協議の上、移転を進めていくとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり６議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決承認するべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

令和元年12月20日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　伊藤　保　登壇）

○総務常任委員長（伊藤　保）　総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月６日の本会議において本委員会に付託されました議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第３号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第８号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めること

について、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月17日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第３号の主な質疑について申し上げます。

交通安全指導員の任用形態が非公務員となり、これまでの条例が廃止され、新たに要綱を制定するとのことだが、指導員の業務内容等について変更はあるのかとの質疑では、地方公務員法の改正により身分については特別職非常勤職員から非公務員となるが、業務内容、委嘱の方法等に関して特に変更はないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり10議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年12月20日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（向後悦世）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第23号と議案第25号、議案第26号の25議案について採決いた

します。

議案第１号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第２期中期目標を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、市道路線の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議案第26号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

◎日程第３　常任委員長陳情報告

○議長（向後悦世）　日程第３、常任委員長陳情報告。

総務常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　伊藤　保　登壇）

○総務常任委員長（伊藤　保）　総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る12月６日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第５号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情の陳情１件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は12月17日、付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。審査では、日本は唯一の戦争被爆国であり、私たち国民は条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有している。しかし、その一方で日本の近隣国の核ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する脅威となっている。近隣国のように核兵器の使用をほのめかす国は、通常兵器だけでは抑止が困難であるため、日米同盟のもとで核兵器国である米国の抑止力を維持することは必要となる。核軍縮では人道と安全保障の観点から重要だが、この条約では安全保障の観点が欠けている。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を失い、日本国民の生命、財産を危険にさらすことになり、また、条約には核兵器を保有する米国、ロシア、イギリス、フランス、中国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に対立をもたらすこととなる。

日本は地道な現実的な核軍縮を進めるために、核兵器保有国やこの条約を支持する国を含む国際社会での橋渡し役を務め、現実的な取り組みに努めることが必要と考える。したがって、この陳情は不採択とすべきという意見がありました。

結果、別紙報告のとおり、賛成少数で不採択となりました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年12月20日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（向後悦世）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第５号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　質疑なしと認めます。

これより陳情第５号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世）　討論なしと認めます。

これより陳情第５号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第５号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書」の採択を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世）　賛成少数。

よって、陳情第５号は不採択と決しました。

◎日程第５　事務報告

○議長（向後悦世）　日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　伊藤憲治　登壇）

○総務課長（伊藤憲治）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

一つ、金10万円を、木曽町様より、９月30日受納いたしました。

一つ、金10万円を、日本自治体労働組合総連合千葉県本部様より、10月８日受納いたしました。

一つ、金10万円を、中嶋康雄様より、10月15日受納いたしました。

一つ、金30万円を、公益社団法人銚子法人会様より、10月17日受納いたしました。

一つ、豚肉288.5キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11月８日受納いたしました。

一つ、金30万円を、生活協同組合全国都市職員災害共済会様より、11月15日受納いたしました。

一つ、金10万円を、カワカ親睦会様より、11月19日受納いたしました。

一つ、金12万円を、旭市商工会様より、11月22日受納いたしました。

一つ、小学校プログラミング教育推奨セット１セット、ハードル２台、タグラグビーボール10個及びアルミ製マルチキャリー１台を、旭市ゴルフ協会様より、11月27日受納いたしました。

一つ、金100万円を、日本共産党中央委員会・千葉県委員会様より、11月29日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（向後悦世）　ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩　午前１０時４０分

再開　午前１０時４３分

○副議長（宮澤芳雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　議長辞職の件

○副議長（宮澤芳雄）　議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま向後悦世議長より、議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮澤芳雄）　ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（髙安一範）　辞職願。

このたび一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和元年12月20日、旭市議会議長、向後悦世。

旭市議会副議長様。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄）　おはかりいたします。

向後悦世議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（宮澤芳雄）　全員賛成。

よって、向後悦世議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（１６番　向後悦世　入場）

○副議長（宮澤芳雄）　ここで長い間お骨折りをいただきました前議長、向後悦世議員よりご挨拶をお願いいたします。

（１６番　向後悦世　登壇）

○１６番（向後悦世）　議長辞任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

昨年12月定例市議会におきまして議長にご指名いただき、１年間誠にありがとうございました。議員の皆さん、そして、執行部の皆さんの支えが何よりでございました。

私は明るい市政の確立と円滑な市議会の運営にひたすら精進してまいったつもりでありますが、何分にも皆様方のご期待に十分沿い得なかったこと、誠に申し訳なく存じておりま

す。

今後ともこの１年の貴重な経験を生かし、皆さんとともに市政の発展のため、市民福祉増進のために全力を尽くしてまいりたいと存じますので、ご厚情を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、先輩・同僚議員、明智市長をはじめ執行部の皆様方の格別のご支援、ご協力をいただき、その任務をまがりなりにも果たし得たことにつきまして、心からお礼と感謝を申し上げまして、辞任のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程　議長選挙の件

○副議長（宮澤芳雄）　向後悦世議員の議長辞職により議長が欠員になりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮澤芳雄）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮澤芳雄）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○副議長（宮澤芳雄）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（宮澤芳雄）　ただいまの出席議員は17名であります。

これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（宮澤芳雄）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮澤芳雄）　配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（宮澤芳雄）　異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始します。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（宮澤芳雄）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮澤芳雄）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（宮澤芳雄）　開票を行います。

立会人の指名をいたします。

12番、伊藤保議員、13番、島田和雄議員、以上の２議員を指名いたします。

伊藤保議員、島田和雄議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○副議長（宮澤芳雄）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　１７票

有効投票　　１０票

無効投票　　７票です。

有効投票のうち　　伊藤　保議員　　１０票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、伊藤保議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊藤保議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○副議長（宮澤芳雄）　ただいま議長に当選されました伊藤保議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（１２番　伊藤　保　登壇）

○１２番（伊藤　保）　ただいま議員有志の皆様方より、旭市議会議長の大任をいただきました。一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

旭市が合併して来年で15年になります。新庁舎をはじめ道路網の建設等、ようやく形になってまいりました。これからも旭市発展のため、また、市民生活のよりよい生活のため、そしてまた、安心・安全のまちづくりのためにしっかりと議会運営を円滑にやっていく決意でございます。

議員の皆様におかれましては、一生懸命頑張ってまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

以上。（拍手）

○副議長（宮澤芳雄）　ここで議長を交代いたします。

議長、伊藤保議員、議長席にご着席願います。

（副議長　宮澤芳雄　議長席退席）

（議長　伊藤　保　議長席着席）

○議長（伊藤　保）　議長を交代いたしました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩　午前１１時　８分

再開　午前１１時２５分

○議長（伊藤　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　副議長辞職の件

○議長（伊藤　保）　ただいま宮澤芳雄副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（髙安一範）　辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和元年12月20日、旭市議会副議長、宮澤芳雄。

旭市議会議長様。

以上です。

○議長（伊藤　保）　おはかりいたします。

宮澤芳雄議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤　保）　全員賛成。

よって、宮澤芳雄議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（１１番　宮澤芳雄　入場）

○議長（伊藤　保）　ここで長い間お骨折りをいただきました前副議長、宮澤芳雄議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇をお願いします。

（１１番　宮澤芳雄　登壇）

○１１番（宮澤芳雄）　退任に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

昨年の12月から１年間、向後悦世議長と力を合わせて、市政発展のため全力で務めてまいりました。その間に議員の皆さんはもとより執行部の皆さん、また、市民の皆さんに大変お世話になったこと、また、頂戴いたしましたご厚情に対して、退任に当たりまして深く感謝とお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

任期中、大変つらい出来事がありました。言うまでもなく15号、19号の二つの台風、そして大雨災害でありました。議員の皆さんと力を合わせて、一日も早い復旧のため頑張ったことを今でも鮮明に覚えています。本当にその節、忘れてならないのは、一番私は心に残ったのが、職員のすばらしい対応、また、迅速な対応であったと思います。本当に被災者がどれほどそのことについて助かったか、その近い場で接してきた自分にとって、生涯忘れられない、本当に心を打たれる経験でありました。

まだまだ復旧道半ばであります。次の議長、副議長さんに託しまして、私たちは退任をさせていただきます。

長い間本当にお世話になりましたことに、改めてお礼を申し上げまして、退任の挨拶といたします。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程　副議長選挙の件

○議長（伊藤　保）　宮澤芳雄議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（伊藤　保）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤　保）　ただいまの出席議員は17名であります。

これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（伊藤　保）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（伊藤　保）　異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始します。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（伊藤　保）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（伊藤　保）　開票を行います。

立会人の指名をいたします。

15番、伊藤房代議員、16番、向後悦世議員、以上の２議員を指名いたします。

伊藤房代議員、向後悦世議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○議長（伊藤　保）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　１７票

有効投票　　１４票

無効投票　　３票です。

有効投票のうち　　飯嶋正利議員　　１４票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、飯嶋正利議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました飯嶋正利議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

（立会人、自席へ着席）

○議長（伊藤　保）　ただいま副議長に当選されました飯嶋正利議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（１０番　飯嶋正利　登壇）

○１０番（飯嶋正利）　ただいま副議長の任にご推挙いただきました飯嶋でございます。

伊藤新議長を盛り立てて、市政発展のため努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤　保）　ここで、昼食のため休憩いたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時１４分

○議長（伊藤　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

○議長（伊藤　保）　おはかりいたします。千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に向後悦世議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました向後悦世議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　異議なしと認めます。

よって、向後悦世議員が当選されました。

ただいま当選されました向後悦世議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

◎追加日程　議長報告事項

○議長（伊藤　保）　おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤　保）　ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項を日程に追加し、直ちに議題とします。

先ほど総務常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長より常任委員会委員長の辞職願が提出され、それぞれ常任委員会において許可されました。

その後、委員会において常任委員会委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

総務常任委員会委員長に宮澤芳雄議員、文教福祉常任委員会委員長に向後悦世議員、続いて、議会運営委員が欠員となりましたので、旭市委員会条例第８条の規定により、議長指名により選任いたします。

議会運営委員に宮澤芳雄委員、向後悦世議員、また、議会運営委員会において副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

議会運営委員会副委員長に向後悦世議員。

以上のとおりであります。

以上で議長報告事項を終わります。

◎日程第６　閉　　会

○議長（伊藤　保）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　１時１７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　伊　藤　　保

前 議 長　　向　後　悦　世

前副議長　　宮　澤　芳　雄

議　　員　　景　山　岩三郎

議　　員　　髙　橋　利　彦